

名称

鳥取県産業未来共創資金（大型投資への融資）

施策概要

県内に工場・事業所等の新設・増設を行う企業に対して、その必要な資金の一部を、県の支援により、金融機関が低利で融資します。 ※金融機関の融資審査が必要となります。

●融資条件

区分	業種	対象経費	限度額
設備資金	製造業、道路貨物 運送業	土地、建物及び償却資産 の取得費用	50億円 (投資額、雇用増人数等による)
	情報処理・提供サー ビス業、ソフトウェア 業等	土地、建物及び償却資産 の取得費用	4億円 (投資額、雇用増人数等による)
		土地、建物及び償却資産 の賃借料(事業開始から1 年間)	対象経費又は3千万円のいずれ か低い額 (投資額、雇用増人数等による)
運転資金	—	人件費、その他操業に必 要な経費	1億円

●融資利率

保証付年1.50%以内 保証なし年1.77%以内(変動金利)
 ※保証付の場合、0.45%~1.45%の保証料が別途必要となります。
 (保証協会基本料率より低く設定してあります。)

●融資期間

運転資金 10年以内(据置2年以内含む)
 設備資金 15年以内(据置2年以内含む)

●融資取扱金融機関

県内に店舗を有する金融機関

問合せ先

鳥取県 商工労働部 立地戦略課
 TEL:0857-26-7220
 FAX:0857-26-8117

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/99361.htm>

名称

鳥取県バイオ産業支援資金（融資＋利子補助金）

施策概要

認定事業者が行う事業活動に必要な資金を、県の支援により、金融機関が低利で融資します。
※金融機関の融資審査が必要となります。またバイオ産業支援資金を利用する事業者に対して対象資金の支払利息の一部を助成します。

資金の用途	運転資金及び設備資金
融資限度額	1億円
融資期間	運転資金：10年以内(据置3年以内を含む。) 設備資金：15年以内(据置3年以内を含む。)
融資利率	年1.63%(変動金利)
信用保証	すべて保証協会の保証が必要です。
保証料率	年0.45～1.08%以内(保証協会基本料率より低く設定してあります。)
担保・保証人	保証協会の定めるところによります。
償還方法	割賦均等償還

融資対象認定について

金融機関への融資申込みに先立ち、融資対象者として県から認定を受ける必要があります。

鳥取県バイオ産業支援資金利子補助金

バイオ産業支援資金を利用する事業者に対して、対象資金の支払利息の一部を助成します。

- (1)補助期間: バイオ産業支援資金の融資を受けた日の属する月から60か月以内の期間
(対象期間内であっても、未納の延滞金がある期間は補助対象としません。)
- (2)補助金額: 金銭消費貸借契約に定める償還条件について、年0.7パーセントに基づき算定した場合に、認定事業者が対象期間内の約定償還日に返済することとなる利子に相当する額の合計以下。

問合せ先

鳥取県 商工労働部 産業未来創造課
TEL: 0857-26-7690
FAX: 0857-26-8117

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/152318.htm>

名称

鳥取県企業自立化支援資金

施策概要

一般的な事業資金を、県の支援により金融機関が低利で融資します。
※金融機関の融資審査が必要となります。

資金の用途	運転資金及び設備資金
融資限度額	1億円
融資期間	運転資金：7年以内(据置1年以内を含む。) 設備資金：10年以内(据置1年以内を含む。)
融資利率	年2.25%(変動金利)
信用保証	すべて保証協会の保証が必要です。
保証料率	年0.45～1.45%(保証協会基本料率より低く設定してあります。)
担保	保証協会の定めるところによります。
保証人	保証協会の定めるところによります。
償還方法	割賦均等償還

申込先

金融機関、商工会議所、商工会、商工会連合会及び中小企業団体中央会

問合せ先

鳥取県 商工労働部 企業支援課
TEL:0857-26-7249
FAX:0857-26-8078

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=99478>

名称

鳥取県経営安定支援借換資金

施策概要

積極的な経営改善を行う中小企業者等を支援するために、県の支援により、保証協会の信用保証付き借入金の借換えをする制度です。 ※金融機関の融資審査が必要です。

資金の用途	<p>ア 保証協会の信用保証付き借入金の借換に必要な資金 借換の対象とする借入金は、本資金を含む。ただし鳥取県中小企業小口融資、鳥取県同和地区中小企業特別融資、鳥取県中小企業小口融資等特別資金、鳥取県経営活力再生緊急資金、鳥取県経営活力強化資金、鳥取県経営体質強化資金、鳥取県経営再生円滑化借換特別資金、鳥取県再生支援資金及び鳥取県チャレンジ応援資金は除く。</p> <p>イ アの借換えと併せて行う経営改善の取組に必要な運転資金及び設備資金</p>
融資限度額	2億円（ただし、借換する既存借入金の当初借入額の合計額を上限とします。なお、この場合において、再借換における本資金の当初借入額は、直前の本資金の借入額（資金の用途ア及びイの合計額）とします。）
融資期間	10年以内（据置3年以内）を含む。）
融資利率	<p>通常利率：年1.76%（変動金利） / 特別利率：年1.50%（変動金利） ※特別金利の適用は、次のいずれかに該当する場合に限ります。</p> <p>①最近3ヶ月間の売上高等が前年同期比5%以上減少 ②直近決算期の輸出入取引又は輸出入関連企業との取引が売上高の20%以上ある中小企業者等で次のいずれかに該当する場合 ・最近1ヶ月間に決済した輸出入取引において5%以上の損失 ・最近3ヶ月間の輸出入関連企業からの受注数量等が前年同期比5%以上減少</p>
信用保証	すべて保証協会の保証が必要です。
保証料率	年0.45%～1.08%（保証協会基本料率より低く設定してあります。）
担保	保証協会の定めるところによります。
保証人	保証協会の定めるところによります。
償還方法	割賦均等償還

問合せ先

鳥取県 商工労働部 企業支援課
TEL:0857-26-7249
FAX:0857-26-8078

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=99475>

名称

鳥取県経営安定事業継続支援資金

施策概要

最長5年間元金返済不要の期日一括返済型の資金です。返済負担軽減を図りながら新たな需要に必要な資金を、県の支援により金融機関が低利で融資します。※金融機関の融資審査が必要となります。

融資対象者	次の全てに該当する県内中小企業者等 ・コロナ前(令和2年1月以前)と比較し、最近3ヵ月間又は直近決算期の売上高又は営業利益が減少しているもの。 ・同一事業の業歴が1年以上で、1期以上の決算を行っているもの。 ・経営改善計画を作成し、その実現が見込まれるもの。
資金用途	運転資金等
融資上限額	3,000万円
融資期間	5年以内
融資利率	1.95%
保証料率	0.23%~0.68%
償還方法	期日一括返済
発動時期	令和7年4月1日から令和8年3月31日保証申込受付分まで

申込先

金融機関、商工会議所、商工会、商工会連合会及び中小企業団体中央会

問合せ先

鳥取県 商工労働部 企業支援課
TEL:0857-26-7249
FAX:0857-26-8078

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/304324.htm>

名称

鳥取県経営体質強化資金

施策概要

業況悪化の状況における経営の維持、回復に必要な資金を、県の支援により金融機関が低利で融資します。 ※金融機関の融資審査が必要となります。

資金の使途	運転資金・設備資金 ※小口融資、経営活力再生緊急資金、経営活力強化資金及び本資金の借換を含む。
融資限度額	8,000万円
融資期間	10年以内(据置3年以内を含む。)
融資利率	年1.50%(変動金利)
保証料率	年0.45%~1.08%(保証協会基本料率より低く設定してあります。)
担保	信用保証協会の定めるところによります。
保証人	信用保証協会の定めるところによります。
償還方法	割賦均等償還

(注)セーフティネット保証5号

業況の悪化している業種(経済産業大臣が指定)に属する事業を行う中小企業者であって、次のいずれかの基準を満たすことについて事業所のある市町村の認定を受けた者を対象に、一般の保証枠とは別枠で信用保証協会が保証する制度です。

- ①最近3か月間の売上高等が前年同期比5%以上減少している中小事業者等
- ②製品等原価のうち20%を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない中小事業者等

申込先

金融機関、商工会議所、商工会、商工会連合会及び中小企業団体中央会

問合せ先

鳥取県 商工労働部 企業支援課
TEL:0857-26-7249
FAX:0857-26-8078

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=172951>

名称

鳥取県再生支援資金

施策概要

中小企業活性化協議会等の支援により、経営の再建を図る中小企業者等に対して必要な資金を、県の支援により金融機関が低利で融資します。 ※金融機関の融資審査が必要です。

資金の使途	経営改善計画の再生事業の実施に必要な運転資金・設備資金(金融機関の借換資金を含む。)
融資限度額	1億円
融資期間	15年以内(据置1年以内を含む。)
融資利率	10年以内 年2.25%以内(変動金利) 10年超 年2.55%以内(変動金利)
信用保証	すべて保証協会の保証が必要です。
保証料率	1(対象者要件ア該当の方) 年0.45%~1.08% 2(対象者要件イ該当の方) 年0.50%~1.23% ※求償権消滅保証の場合は、2の率を適用 (保証協会基本料率より低く設定してあります。)
担保	保証協会の定めるところによります。
保証人	保証協会の定めるところによります。
償還方法	割賦均等償還

問合せ先

鳥取県 商工労働部 企業支援課
TEL:0857-26-7249
FAX:0857-26-8078

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=99477>

名称

鳥取県災害対応力強化資金

施策概要

事業継続計画(BCP)を策定または今後策定に向けた取組を進めようとする中小企業者等に対して、県の支援により金融機関が低利で融資します。 ※金融機関の融資審査が必要となります。

融資条件等

資金の用途	設備資金(BCP等防災対策の実効性を向上するための費用に限る。災害対応力の向上に寄与しない単純な設備更新は含まない)
融資限度額	1億円
融資期間	20年(据置3年以内を含む。)
融資利率	10年以内 年1.50%(変動金利) 10年超 年1.68%(変動金利)
信用保証	すべて保証協会の保証が必要です。
保証料率	0.23%~0.68% (保証協会基本料率より低く設定してあります。)
担保	保証協会の定めるところによります。
保証人	原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要です。
償還方法	割賦均等償還

申込先

金融機関、商工会議所、商工会連合会及び中小企業団体中央会

問合せ先

鳥取県 商工労働部 企業支援課
TEL:0857-26-7249
FAX:0857-26-8078

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/280676.htm>

名称

鳥取県災害等緊急対策資金

施策概要

県内中小企業者の経営の安定に大きな影響を及ぼす自然災害、突発的な事故等(県が指定)で影響を受けられた中小企業者に施設の復旧等に必要な資金を、県の支援により金融機関が低利で融資します。 ※金融機関の融資審査が必要となります。

資金の用途	運転資金、設備資金 ※借換ができる場合があります。
融資限度額	2億8千万円
融資期間	運転資金10年以内(据置3年以内を含む)。設備資金(直接被害の復旧に係るものに限る。)は15年以内(据置3年以内を含む)。
融資利率	年1.50%(変動金利)
信用保証	すべて保証協会の保証が必要
保証料率	年0.45%~1.08%(9段階。保証協会基本料率より低く設定してあります)
担保	保証協会の定めるところによります。
保証人	保証協会の定めるところによります。
償還方法	割賦均等償還

※融資条件には特例を設ける場合があります。

○令和7年4月1日現在の状況

	指定災害	指定期間
-	なし	-

申込先

金融機関、商工会議所、商工会、商工会連合会及び中小企業団体中央会

問合せ先

鳥取県 商工労働部 企業支援課
TEL:0857-26-7249
FAX:0857-26-8078

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/202801.htm>

名称

鳥取県事業承継支援資金

施策概要

事業承継を行う事業者のための融資です。県の支援により、金融機関が低利で融資します。
※金融機関の融資審査が必要となります。

	一般	特別
資金使途	運転、設備	事業承継に必要な事業資金 ※既存のプロパー借入金(保証人あり)の本制度による借換可能(ただし、一定の期間内に事業承継を実施した法人に対しては、事業承継前の借入金に係る借換資金に限る)
融資限度額	2億8,000万円	
融資期間	10年以内(据置2年以内含む)	10年以内(据置1年以内含む)
融資利率	1.50%(変動金利)	
信用保証	すべて保証協会の保証が必要です。	
保証料率	年0.21%~0.48%	年0%~1.90%
担保	保証協会の定めるところによります。	
保証人	保証協会の定めるところによります。	不要
償還方法	割賦均等償還	

申込先

金融機関、商工会議所、商工会、商工会連合会及び中小企業団体中央会

問合せ先

鳥取県 商工労働部 企業支援課
TEL:0857-26-7249
FAX:0857-26-8078

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/274390.htm>

名称

鳥取県取引安定化対策資金

施策概要

取引先企業の倒産等による急激な取引環境の変化に伴い、経営の安定に支障を来している中小企業者等に対し、企業経営の維持及び発展に必要な事業資金を、県の支援により金融機関が低利で融資します。 ※金融機関の融資審査が必要となります。

資金の用途	運転資金
融資限度額	債権額の範囲内又は5,000万円以内
融資期間	7年以内(据置1年以内を含む。)
融資利率	年1.76%(変動金利)
信用保証	すべて保証協会の保証が必要です。
保証料率	年0.45%~1.08%(保証協会基本料率より低く設定してあります。)
担保	保証協会の定めるところによります。
保証人	保証協会の定めるところによります。
償還方法	割賦均等償還

申込先

金融機関、商工会議所、商工会、商工会連合会及び中小企業団体中央会

問合せ先

鳥取県 商工労働部 企業支援課
TEL:0857-26-7249
FAX:0857-26-8078

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=99476>

名称

小規模事業者融資

施策概要

小規模事業者に対する融資です。県の支援により金融機関が低利で融資します。
※金融機関の融資審査が必要となります。

資金の用途	運転資金、設備資金及び借換資金(本資金の運転資金又は設備資金の借入れに併せて本資金を借り換える場合に限る。)
融資限度額	3,000万円
融資期間	運転資金:7年以内(据置1年以内を含む。) 設備資金:10年以内(据置1年以内を含む。)
融資利率	通常利率:年1.76%(変動金利) 特別利率:年1.50%(変動金利) ※特別利率の適用条件 次のいずれかに該当する場合に限りです。 ①最近3か月間の売上高等が前年同期比5%以上減少 ②直近決算期の輸出入取引又は輸出入関連企業との取引が売上高の20%以上ある中小企業者等で次のいずれかに該当する場合 ・最近1か月間に決済した輸出入取引において5%以上の損失 ・最近3か月間の輸出入関連企業からの受注数量等が前年同期比5%以上減少 ・最近1か月間の輸出入関連企業からの受注数量等が前年同期比5%以上減少し、かつ、その後の2か月間を含む3か月間の輸出入関連企業からの受注数量等が前年同期比5%以上減少
信用保証	すべて保証協会の保証が必要です。
保証料率	年0.11~0.48% (保証協会基本料率より低く設定してあります。)
担保	不要
保証人	保証協会の定めるところによります。
償還方法	割賦均等償還

申込先

金融機関、商工会議所、商工会、商工会連合会及び中小企業団体中央会

問合せ先

鳥取県 商工労働部 企業支援課
TEL:0857-26-7249
FAX:0857-26-8078

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=172950>

名称

鳥取県新規需要開拓設備資金

施策概要

県内中小企業者が新たな需要獲得を目指し競争力を強化するための業態転換や、「とっとりSDGs認証」取得企業の設備投資に必要な資金を、県の支援により金融機関が低利で融資します。 ※金融機関の融資審査が必要となります。

	一般	SDGs特別枠
資金使途	ア 設備資金 イ アに係る事業実施のために必要となる 運転資金又は借換資金（アの設備資 金に併せて借り入れる場合に限りま す。） ウ 運転資金（海外子会社等の設備投資を 目的とした当該子会社等への出資等に 限ります。）	県版SDGs企業認証を取得し、認証に基づき 企業経営に取り組む者
融資限度額	保証協会の定めるところによります。	
融資期間	20年以内（据置3年以内を含む。） なお、特別な場合には、据置期間が 5年以内になることがあります。	20年以内（据置5年以内）
融資利率	○通常利率 10年以内 年1.76%（変動金利） 10年超 年1.96%（変動金利） ○特別利率 10年以内 年1.50%（変動金利） 10年超 年1.68%（変動金利） ※特別金利の適用は次のいずれかに該 当する場合 ア 鳥取県産業成長応援条例施行規則第 2条に定める重点分野にかかる事業を行 う場合 イ 業態転換等を行う場合 ウ 事業承継を契機として事業承継者が 雇用の維持・拡大を図る場合 エ 地域経済活性化に資するものとして県 や国から設備投資に対する補助金等を 受けて行う場合 オ 法改正等による規制強化に伴って行う 場合 カ 国際経済環境の激変による緊急経済リ スク回避に伴って行う場合	○当初5年 10年以内 年1.00% 10年超 年1.00% ○6年目以降 10年以内 年1.50% 10年超 年1.68%
信用保証	すべて保証協会の保証が必要です。	
保証料率	年0.23%～0.68%	
担保	保証協会の定めるところによります。	
保証人	保証協会の定めるところによります。	
償還方法	割賦均等償還	

申込先

金融機関、商工会議所、商工会、商工会連合会及び中小企業団体中央会

問合せ先

鳥取県 商工労働部 企業支援課
TEL:0857-26-7249
FAX:0857-26-8078

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/228071.htm>

名称

鳥取県新事業展開資金（海外展開貸付）

施策概要

中小企業者等が、県内事業の安定・拡大を図るため海外展開に取り組む場合に必要な資金を、県の支援により金融機関が低利で融資します。 ※金融機関の融資審査が必要となります。

融資条件

資金の用途	運転資金及び設備資金
融資限度額	1億円
融資期間	10年以内(据置2年以内を含む。)
融資利率	年1.50%(変動金利)
信用保証	すべて保証協会の保証が必要です。
保証料率	年0.23%~0.68% (保証協会基本料率より低く設定してあります。)
担保	保証協会の定めるところによります。
保証人	保証協会の定めるところによります。
償還方法	割賦均等償還

申込先

金融機関、商工会議所、商工会、商工会連合会及び中小企業団体中央会

問合せ先

鳥取県 商工労働部 企業支援課
TEL:0857-26-7249
FAX:0857-26-8078

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=99472>

名称

鳥取県新事業展開資金（経営革新貸付）

施策概要

中小企業者等が、新事業展開(新商品の開発や生産、商品の新しい生産、販売方式の導入など)に取り組む場合に、必要な資金を、県の支援により金融機関が低利で融資します。 ※金融機関の融資審査が必要となります。

融資条件

資金の用途	運転資金及び設備資金
融資限度額	1億円
融資期間	10年以内(据置2年以内を含む。)
融資利率	年1.50%(変動金利)
信用保証	すべて保証協会の保証が必要です。
保証料率	年0.23%~0.68% (保証協会基本料率より低く設定してあります。)
担保	保証協会の定めるところによります。
保証人	保証協会の定めるところによります。
償還方法	割賦均等償還

申込先

金融機関、商工会議所、商工会、商工会連合会及び中小企業団体中央会

問合せ先

鳥取県 商工労働部 企業支援課
TEL:0857-26-7249
FAX:0857-26-8078

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=99472>

名称

鳥取県創業支援資金

施策概要

新たに事業に取り組もうとする個人及び中小企業者等、又は新たに中小企業である会社を設立しようとする中小企業者に対し、必要な運転・設備資金を、県の支援により金融機関が低利で融資します。 ※金融機関の融資審査が必要となります。

資金の用途	創業等に係る事業実施に必要なとなる運転資金及び設備資金（新会社設立のための資本金、株式取得資金は除く）	
融資限度額	一般貸付	スタートアップ創出促進貸付
	1億円	3,500万円
融資期間	一般貸付	スタートアップ創出促進貸付
	10年以内 (据置2年以内を含む。) (注)プロパー融資の残高がある場合等は3年以内とする特例あり。	10年以内 (据置1年以内(注)を含む。)
融資利率	年1.76%(変動金利) ※当資金を利用し、別に定める要件を全て満たす方は、設立・開業一年後支援金が受けられます。 【問合せ先 産業未来創造課 0857-26-7690】	
信用保証	すべて保証協会の保証が必要	
保証料率	一般貸付	スタートアップ創出促進貸付
	年0.21%~0.48%	年0.80%
担保・保証人	一般貸付	スタートアップ創出促進貸付
	1. 3,500万円以内の額において、産業競争力強化法第129条第1項に規定する創業関連保証(再挑戦支援保証を含む。以下同じ。)が適用された額について担保及び保証人(法人代表者を除く。)を徴求しないものとする。 2. 上記以外の場合は、保証協会の定めるところによる。	1. 物的担保は徴求しない 2. 保証人は徴求しない
償還方法	割賦均等償還	
経営支援	融資実行後、保証協会と商工団体は連携して、訪問等による経営支援を行うものとする。	

※スタートアップ創出促進貸付は、国の全国統一制度の対象

申込先 商工会議所、商工会、商工会連合会及び中小企業団体中央会

問合せ先

鳥取県 商工労働部 企業支援課
TEL:0857-26-7249
FAX:0857-26-8078

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/244761.htm>

名称

鳥取県地域経済変動対策資金

施策概要

地域経済に大きな影響を及ぼす経済環境の変化を受けて、売上減少等が生じた中小企業等に対して経営の安定化に必要な資金を、県の支援により金融機関が低利で融資します。 ※金融機関の融資審査が必要となります。

融資条件

資金の用途	運転資金、設備資金(借換ができる場合があります。)
融資限度額	商工労働部長が別に定める額
融資期間	10年以内(据置3年以内を含む)。
融資利率	年1.50%(変動金利)
信用保証	すべて保証協会の保証が必要
保証料率	年0.45%~1.08%(保証協会基本料率より低く設定してあります。)
担保	保証協会の定めるところによります。
保証人	保証協会の定めるところによります。
償還方法	割賦均等償還

※融資条件には特例を設ける場合があります。

申込先

金融機関、商工会議所、商工会、商工会連合会及び中小企業団体中央会

問合せ先

鳥取県 商工労働部 企業支援課
TEL:0857-26-7249
FAX:0857-26-8078

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=174291>

名称

鳥取県中小企業小口融資

施策概要

小規模事業者の事業に対し、長期・低利の資金を、県の支援により金融機関が低利で融資します。 ※市町村の審査、金融機関の融資審査が必要となります。

融資条件等

資金の用途	運転資金、設備資金及び借換資金(本資金の運転資金又は設備資金の借入に併せて本資金を借り換える場合に限る。)
融資限度額	2,000万円
融資期間	運転資金:5年以内(据置6月以内を含む。) 設備資金:7年以内(据置1年以内を含む。)
融資利率	通常利率:年1.76%(変動金利) 特別利率:年1.50%(変動金利) ※特別利率の適用条件 次のいずれかに該当する場合があります。 ①最近3か月間の売上高等が前年同期比5%以上減少 ②直近決算期の輸出入取引又は輸出入関連企業との取引が売上高の20%以上ある中小企業者等で次のいずれかに該当する場合 ・最近1か月間に決済した輸出入取引において5%以上の損失 ・最近3か月間の輸出入関連企業からの受注数量等が前年同期比5%以上減少 ・最近1か月間の輸出入関連企業からの受注数量等が前年同期比5%以上減少、かつ、その後の2か月間を含む3か月間の受注数量等が前年同期比5%以上減少見込み
信用保証	すべて保証協会の保証が必要です。
保証料率	年0.11~0.48% (保証協会基本料率より低く設定してあります。)
担保	不要
保証人	保証協会の定めるところによります。
償還方法	一括又は割賦均等償還

申込先

各市町村

問合せ先

鳥取県 商工労働部 企業支援課
TEL:0857-26-7249
FAX:0857-26-8078

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=99479>

名称

鳥取県働き方改革応援資金

施策概要

働き方改革に取り組む中小企業者等に対する融資です。県の支援により金融機関が低利で融資します。 ※金融機関の融資審査が必要となります。

資金の用途	<p>運転資金、設備資金(従業員の労働環境改善に必要なものに限る)</p> <p><対象事業例></p> <ul style="list-style-type: none"> ○従業員向け施設(休憩所・食堂・更衣室等) ○労務管理用機器 ○遠隔地勤務用機器 ○企業内保育所 ○従業員向け施設のバリアフリー改修 ○外国人対応設備(多言語・宗教)
融資限度額	3,000万円
融資期間	10年以内(据置2年以内を含む。)
融資利率	年1.50%(変動金利)
信用保証	すべて保証協会の保証が必要です。
保証料率	年0.23~0.68% (保証協会基本料率より低く設定してあります。)
担保	保証協会の定めるところによります。
保証人	保証協会の定めるところによります。
償還方法	割賦均等償還

申込先

金融機関、商工会議所、商工会、商工会連合会及び中小企業団体中央会

問合せ先

鳥取県 商工労働部 企業支援課
TEL:0857-26-7249
FAX:0857-26-8078

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=99471>

名称

鳥取県流動資産担保融資

施策概要

事業者に対する売掛債権又は棚卸資産を有する者に対して、運転資金及び設備資金を、県の支援により金融機関が低利で融資します。 ※金融機関の融資審査が必要となります。

融資条件等

資金の用途	運転資金及び設備資金
融資限度額	1億円
融資期間	1年(ただし、個別保証の場合は1年以内とする。) 1年毎の期間延長の申込を行うことが可能。ただし、当初融資期間から3年を超える場合は期間延長できず、新規申込を行う必要がある。
融資利率	年1.58%(変動金利)
信用保証	保証協会の保証が必要
保証料率	年0.68%
担保	申込人の有する流動資産 (ただし、個別保証の場合は、売掛債権のみ)
保証人	法人代表者以外の連帯保証人は不要です。
償還方法	根保証: 随時弁済又は約定弁済とします。 個別保証: 返済引当とした売掛債権の支払期日に一括弁済とします。

申込先
金融機関

問合せ先

鳥取県 商工労働部 企業支援課
TEL: 0857-26-7249
FAX: 0857-26-8078

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=99471>

名称

鳥取県コロナ克服特別借換資金

施策概要

経営改善計画を策定し、金融機関、保証協会、商工団体、経営サポートセンター等の支援を受けて、コロナ禍からの経営再生に取り組む中小企業者等が、ゼロゼロ融資などの既存借入金のとりまとめを行うために必要な資金を、県の支援により金融機関が低利で融資します。 ※金融機関の融資審査が必要です。

資金の用途	ア 借換資金 イ アの借換と併せて行う経営再生の取組みに必要な運転資金及び設備資金
融資限度額	保証協会の定めるところによります。
融資期間	15年以内(据置5年以内を含む)。
融資利率	【一般利率】 10年以内 年1.50%(変動金利) 10年超 年1.68%(変動金利) 【特別利率】 当初3年間 10年以内 年1.27%(変動金利) 10年超 年1.48%(変動金利) 4年目以降 10年以内 年1.50%(変動金利) 10年超 年1.68%(変動金利)
信用保証	すべて保証協会の保証が必要
保証料率	年0.45%~1.08% (保証協会基本料率より低く設定してあります。)
担保	保証協会の定めるところによります。
保証人	保証協会の定めるところによります。
償還方法	割賦均等償還
取扱期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

申込先

金融機関、商工会議所、商工会、商工会連合会及び中小企業団体中央会

問合せ先

鳥取県 商工労働部 企業支援課
TEL:0857-26-7249
FAX:0857-26-8078

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/317125.htm>

名称

中小事業者賃上げ応援資金

施策概要

3%以上の賃上げに取り組む中小企業者等に対する融資です。県の支援により金融機関が低利で融資します。 ※金融機関の融資審査が必要となります。

資金の用途	運転資金、設備資金
融資限度額	3,000万円
融資期間	運転資金:7年以内(据置1年以内を含む。) 設備資金:10年以内(据置1年以内を含む。)
融資利率	年1.25%(変動金利)
信用保証	すべて保証協会の保証が必要です。
保証料率	年0.11~0.48% (保証協会基本料率より低く設定してあります。)
担保	不要
保証人	保証協会の定めるところによります。
償還方法	割賦均等償還

申込先

金融機関、商工会議所、商工会、商工会連合会及び中小企業団体中央会

問合せ先

鳥取県 商工労働部 企業支援課
TEL:0857-26-7249
FAX:0857-26-8078

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=172950>

名称

鳥取県地域経済変動対策資金（為替相場の急激な変動に係る融資＋利子補助金）

施策概要

最近の為替相場の急激な変動に伴う経済変動により影響を受けた中小企業者等に必要な資金を、県の支援により、金融機関が低利で融資します。※金融機関の融資審査が必要となります。この融資については県と市町村が協調して利子負担軽減補助を行う場合があります。

申込期間	令和7年4月1日から令和7年9月30日まで
融資対象要件	為替相場の急激な変動の影響を受けた中小企業者等のうち、次のいずれかの要件を満たすもの 1. 最近3か月間の売上高等が前年同期の売上高等に比べ5%以上減少している者 2. 最近1か月間の売上高等が前年同月の売上高等に比べ5%以上減少し、かつ、その後の2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比べ5%以上減少することが見込まれる者 3. 最近1か月の売上総利益率(売上総利益(損失)÷売上高)又は営業利益率(営業利益(損失)÷売上高)が前年同月と比べ減少している者
資金の使途	運転資金・設備資金:10年以内(据置3年以内を含む。) ● 新規借入れを行う際、併せて一部既往借入金のとりにまとめができる場合があります。 ● 借換対象となる資金は、信用保証協会の保証付き借入金です。ただし、中小企業小口融資、同和地区中小企業特別融資、中小企業小口融資等特別資金、経営活力再生緊急資金、経営活力強化資金、経営体質強化資金、経営再生円滑化借換特別資金、再生支援資金及びチャレンジ応援資金並びに信用保証協会が別に定める借換対象外資金は除きます。
融資限度額	2億8千万円
融資期間	10年以内(据置3年以内を含む。)
融資利率	年1.50%(変動金利) ※県と市町村が協調して利子補助を行う場合があります。詳しくは企業支援課までお問い合わせください。
信用保証	すべて保証協会の保証が必要です。
保証料率	年0.23～0.68%(保証協会基本料率より低く設定してあります。)
担保	保証協会の定めるところによります。
保証人	保証協会の定めるところによります。
償還方法	割賦均等償還

申込先

金融機関、商工会議所、商工会、商工会連合会及び中小企業団体中央会

利子補助

県と市町村が協調して最長3年間、利子負担軽減補助を行う場合があります。

詳しくは企業支援課までお問い合わせください。

問合せ先

鳥取県 商工労働部 企業支援課
 TEL:0857-26-7249
 FAX:0857-26-8078

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/318862.htm>

名称

鳥取県産業未来共創補助金（一般投資型）

施策概要

「産業未来共創事業〈一般投資型〉」として県が認定した事業者を対象に、大規模な設備投資等を支援します。

○産業未来共創補助金〈一般投資型〉

県内企業等が策定する事業計画について、県が「産業未来共創事業（一般投資型）」として認定し、計画の実行にあたり、補助制度により支援します。

対象事業者	県内に事業所等を有する者、県外企業 ※原則認定申請の日時点で法人設立後2年以上が経過し、十分な実績を有していること。
対象事業	製造業・その他の業種の事業で、投資額3,000万円超の大規模な事業
対象経費	①工場・事業所・社宅等の整備費用 ②操業後1年間のリース料・賃借料（補助率は1/2） ③設備投資に付随する少額経費 ④人材確保・育成に要する経費（補助率は1/2・上限あり）
補助要件	新規常時雇用者の増（3人以上） 又は 雇用維持＋付加価値の増（＋4％・年） ※付加価値の増については、別途規程がありますので、お尋ねください。
補助率・補助限度額	1／10 ・ 5億円

※一定の要件を満たす場合は、補助金の加算もあります。（補助率 ＋5％）

問合せ先

鳥取県 商工労働部 立地戦略課
TEL:0857-26-7220
FAX:0857-26-8117

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/311568.htm>

名称

鳥取県産業未来共創補助金（成長・規模拡大型）

施策概要

「産業未来共創事業〈成長・規模拡大型〉」として県が認定した事業者を対象に、大規模な設備投資等を支援します。

○産業未来共創補助金（成長・規模拡大型）

県内企業が策定する事業計画について、県が「産業未来共創事業（成長・規模拡大型）」として認定し、計画の実行にあたり、補助制度により支援します。

対象事業者	県内に事業所等を有する者 ※原則認定申請の日時点で法人設立後2年以上が経過し、十分な実績を有していること。
対象事業	将来の成長に向けた事業拡大の取組で、投資額3,000万円超の大規模な事業で以下重点分野に該当する事業 【重点分野】 「技術革新型産業」「未来挑戦型産業」 「地域密着型産業」「国際需要拡大」 ※詳細な要件がありますので、お尋ねください。
対象経費	①工場・事業所・社宅等の整備費用 ②操業後1年間のリース料・賃借料（補助率は1/2） ③設備投資に付随する少額経費 ④人材確保・育成に要する経費（補助率は1/2・上限あり）
補助要件	経営革新計画等の承認(県) 又は 地域経済牽引事業計画の承認(県) + 新規常時雇用者の増(5人以上) 又は 雇用維持+付加価値の増(+5%・年) ※付加価値の増については、別途規程がありますので、お尋ねください。
補助率・補助限度額	1/5 ・ 10億円

※一定の要件を満たす場合は、補助金の加算もあります。（補助率 +5%）

問合せ先

鳥取県 商工労働部 立地戦略課
TEL:0857-26-7220
FAX:0857-26-8117

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/311568.htm>

名称

地域経済牽引事業の認定（地域未来投資促進法）

施策概要

鳥取県地域未来投資促進計画に定める地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項等の要件を満たすことが見込まれる場合、地域経済牽引事業として承認を行っています。

鳥取県内の指定区域内で、製造の事業等のために使用する設備又は施設を新增設した法人又は個人は、一定の要件を備えた場合に限り、県税である不動産取得税の課税免除を受けることができます。

※その他、法人税(国税)に係る特別償却又は税額控除が受けられます。

また、固定資産税(市町村)の課税免除又は不均一課税(減免)が受けられる場合があります。

※課税特例を受けるためには、事業者が作成した地域経済牽引事業計画を県が承認後、国の主務大臣による確認を受ける必要があります。

問合せ先

鳥取県 商工労働部 立地戦略課
TEL:0857-26-7220
FAX:0857-26-8117

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/270325.htm>

名称

企業立地への税の優遇措置

施策概要

産業未来共創事業(成長・規模拡大型、一般投資型に限る)のために使用する設備を新增設した事業者は、一定の要件を備える場合に限り、県税である不動産取得税について、不均一課税(税率の軽減)の適用を受けることができます。

【不均一課税の要件】

産業未来共創補助金の交付の決定を受けた産業未来共創事業(成長・規模拡大型、一般投資型に限る。)であること。

(建物)

鳥取県産業未来共創条例第4条第1項に規定する知事が認定した対象事業に関する計画において取得を行うことを定めた建物であること。

(土地)

対象建物の建設着手前1年以内に取得していること。

【不均一課税の適用】

新增設された建物及びその敷地である土地の取得に対する税率が、通常の税率(建物:4%、土地:3%)から0.4%に軽減されます。

ただし、土地のうち対象となる建物の敷地(対象となる建物の垂直投影部分)とならない部分については、不均一課税の対象となりません。

(注)建物を継承取得した(前の所有者から引き継いだ)場合、その取得年月日を建物の建築着手年月日として扱います。

申請の手続きなど詳しいことは、最寄の県税事務所にお尋ね下さい。

鳥取県東部県税事務所課税課

電話 0857-20-3516

鳥取県中部県税事務所課税課

電話 0858-23-3110

鳥取県西部県税事務所課税課

電話 0859-31-9624

※不動産取得税の課税免除を受ける場合には、市町村税である固定資産税についても課税免除の適用を受けることができます。

(例)鳥取市に立地する場合、固定資産税が3ヵ年分免除されます。

問合せ先

鳥取県 商工労働部 立地戦略課

TEL:0857-26-7220

FAX:0857-26-8117

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/item/846895.htm#itemid846895>

名称

鳥取県産業未来共創研究開発補助金

施策概要

企業の新分野進出や技術革新を促進し、本県の未来を支える新産業を創造するため、企業等の研究開発の取組を幅広く支援します。審査会・評価等により採択事業を決定します。

区分	調査支援型	研究開発支援型	技術革新型	未来挑戦型
補助事業の対象分野	○幅広い業種の県内企業等の調査研究開発を支援します。 (対象分野) 「次世代デバイス」、「バイオ・食品」、「健康・福祉サービス」、「まちなかビジネス」、「コミュニティビジネス」、「観光ビジネス」、「農林水産資源ビジネス」、「次世代サービス」等の幅広い事業分野が対象。		○次世代自動車・エコカー分野 ○デジタル先端技術分野 ○医療機器開発分野	○宇宙産業分野 ○GX(グリーントランスフォーメーション)分野
事業内容	新製品の開発、新サービスの提供、異業種への進出などの新たな取組に先立つ市場調査等の基礎的な調査段階の事業	市場規模・ニーズの把握など基礎的な調査を終え、製品化・事業化に向けてより具体化・深化させるための研究開発が必要な段階の事業	EV等の次世代自動車(エコカー)、最先端のデジタル技術、医療機器開発への挑戦等、今後の成長が見込まれる分野で研究開発が必要な段階の事業	本県の未来を創る分野として産業未来創造研究会で推進している宇宙産業、水素技術等グリーントランスフォーメーション等、先端的かつ事業化へのハードルが高い分野で研究開発が必要な段階の事業
補助対象者	県内に事業所等を有し、県内で事業を実施する中小企業者・グループ			県内に事業所等を有する企業、又は補助事業の実施によって県内に事業所等を新たに設置することが見込まれる企業、及びグループ
補助対象経費	原材料費、ソフトウェア開発環境使用料、機器・設備使用料、委託費、共同研究費、外部専門家受入経費など	原材料費、ソフトウェア開発環境使用料及び購入費、機器・設備使用料、委託費、共同研究費、外部専門家受入経費、減価償却費、直接人件費、産業財産権導入費、機器・設備・ソフトウェアの購入費など		
補助率	2/3以内	1/2以内	1/2以内	2/3以内
補助金額(上限)	100万円	500万円	500万円 ※複数事業者が連携する場合1000万円	500万円 ※複数事業者が連携する場合1000万円
事業期間	最長12か月	最長24か月	最長24か月	最長24か月

※詳細については、補助金交付要綱制定後、産業未来創造課のホームページ等で公開します。

問合せ先

鳥取県 商工労働部 産業未来創造課
TEL:0857-26-7564
FAX:0857-26-8117

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/99774.htm>

名称

鳥取県産業未来共創事業の認定・補助金〈新たな企業価値創造型〉

施策概要

県内中小企業者が策定する新たな企業価値の創造に資する取組に関する1～2年の短期計画を、「鳥取県産業未来共創事業〈新たな企業価値創造型〉」として県が認定し、その取組を補助金で支援します。

(1) 鳥取県産業未来共創事業〈新たな企業価値創造型〉の認定

県内中小企業者が策定する新たな企業価値の創造に資する取組に関する1～2年の短期計画を鳥取県産業未来共創事業〈新たな企業価値創造型〉として県が認定します。

(売上高、付加価値額、経常利益のいずれかが増加する計画であることが必要)

(2) 鳥取県産業未来共創間接補助金〈新たな企業価値創造型〉

(1)の認定を受けた計画の実行にあたり、補助制度により支援します。

補助対象経費	FS調査費、新商品(役務)開発費、人材育成費、販路開拓費、設備・DX導入費
補助率	補助対象経費の1/2以内
補助金の額	2,000千円以内(千円未満は切り捨て)
補助対象期間	24月以内

(3) その他

ご相談・お申し込みは商工会議所、商工会、商工会連合会、中小企業団体中央会が承ります。

問合せ先

鳥取県 商工労働部 企業支援課
TEL:0857-26-7241
FAX:0857-26-8078

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/311526.htm>

名称

鳥取県産業未来共創事業の認定・補助金〈生産性向上・新技術導入推進型〉

施策概要

経営力向上計画について、「鳥取県産業未来共創事業〈生産性向上・新技術導入推進型〉」として県が認定し、その取組や設備投資を補助金により支援します。

(1) 鳥取県産業未来共創事業〈生産性向上・新技術導入推進型〉の認定

県内中小企業者等が策定する経営力向上計画について、県が「鳥取県産業未来共創事業〈生産性向上・新技術導入推進型〉」として認定します。

(2) 鳥取県産業未来共創間接補助金〈生産性向上・新技術導入推進型〉

(1)の認定を受けた計画の実行にあたり、補助制度により支援します。

補助対象経費	経営基盤整備費、人材育成費、販路開拓費、設備・新技術導入費
補助率	補助対象経費の1/2以内
補助金の額	5,000千円以内(千円未満は切り捨て)
補助対象期間	12月～24月以内

※組合等が実施する取組の場合は、補助率2/3とする

(3) その他

ご相談・お申し込みは商工会議所、商工会、商工会連合会、中小企業団体中央会が承ります。

問合せ先

鳥取県 商工労働部 企業支援課
TEL:0857-26-7242
FAX:0857-26-8078

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/311526.htm>

名称

鳥取県産業未来共創事業の認定・補助金〈経営革新型〉

施策概要

中小企業等経営強化法に基づく経営革新計画について、「鳥取県産業未来共創事業〈経営革新型〉」として県が認定し、その取組や設備投資を補助金で支援します。

(1) 鳥取県産業未来共創事業〈経営革新型〉の認定

中小企業等経営強化法に基づく経営革新計画について、県が「鳥取県産業未来共創事業〈経営革新型〉」として認定します。

(2) 鳥取県産業未来共創補助金〈経営革新型〉

(1)の認定を受けた計画の実行にあたり、補助制度により支援します。

補助対象経費	FS調査費、新商品(役務)開発費、人材育成費、販路開拓費、設備・DX導入費
補助率	補助対象経費の1/2以内
補助金の額	10,000千円以内 (県が定める重点分野に関する取組は15,000千円以内)
補助対象期間	36月以内

※組合等が実施する取組の場合は、補助率2/3とする

(3) その他

ご相談・お申し込みは商工会議所、商工会、商工会連合会、中小企業団体中央会が承ります。

問合せ先

鳥取県 商工労働部 企業支援課
TEL:0857-26-7243
FAX:0857-26-8078

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/311526.htm>

名称

持続的な賃上げ・生産性向上支援補助金（一般型）

施策概要

一定水準以上の賃金アップを行う中小事業者を対象に、経営力向上に資する設備投資・人材育成等を支援します。

	概要
補助対象事業者	県内中小事業者等であって、次に掲げる事項全てを満たす者 (1) 中小企業等経営強化法第2条第1項に規定する中小企業者(従業員を1名以上雇用していること)で商工業を営む事業者であること (2) 鳥取県内に主要な事業所を有すること (3) パートナーシップ構築宣言を行う又は行った者であること
補助事業	認定後(交付要綱附則に定める再認定を受けた事業者は令和6年12月17日以降)に着手する事業であって、生産性向上、省力化、自動化、販路拡大、人材確保・育成等を通じて、持続的な賃金の引上げを目的とする取組 ただし、以下のいずれにも該当しないこと ア 政治、宗教又は選挙活動に関わる取組 イ 公序良俗に反する取組 ウ 鳥取県暴力団排除条例(平成23年鳥取県条例第3号)に規定する暴力団員等に係る事業 エ その他補助金を交付することが適切でないと認められる取組
補助対象経費	建物費、機械装置費、システム導入費、技術導入費、専門家経費、外注費、知的財産権等取得関連経費、広告宣伝・販売促進費、人材育成費、人材確保費、その他
補助率	小規模企業者以外 1/2(従業員等1人当たりの平均給与支給額を5%以上上げた場合は2/3) 小規模企業者 2/3(従業員等1人当たりの平均給与支給額を5%以上引き上げた場合は3/4)
補助金上限額	補助金上限額は常時使用する従業員数に応じて以下のとおり ア 常時使用する従業員数が20人未満の場合 2,000 千円 イ 常時使用する従業員数が20人以上30人未満の場合 3,000 千円 ウ 常時使用する従業員数が30人以上40人未満の場合 4,000 千円 エ 常時使用する従業員数が40人以上の場合 5,000 千円
補助対象期間	事業認定日から令和7年12月31日(水)まで
申請受付期限	令和7年9月30日(火)

問合せ先

鳥取県 商工労働部 企業支援課
 TEL:0857-26-7988
 FAX:0857-26-8078

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/318420.htm>

名称

持続的な賃上げ・生産性向上支援補助金（大規模成長投資型）

施策概要

一定水準以上の賃金アップを行う中小事業者を対象に、経営力向上に資する設備投資・人材育成等を支援します。

	概要
補助対象事業者	県内中小事業者等であって、次に掲げる事項全てを満たす者 (1) 中小企業等経営強化法第2条第1項に規定する中小企業者(従業員を1名以上雇用していること)で商工業を営む事業者であること (2) 鳥取県内に主要な事業所を有すること (3) パートナーシップ構築宣言を行う又は行った者であること
補助事業	認定後(交付要綱附則に定める再認定を受けた事業者は令和6年12月17日以降)に着手する事業であって、生産性向上、省力化、自動化、販路拡大、人材確保・育成等を通じて、持続的な賃金の引上げを目的とする取組 ただし、以下のいずれにも該当しないこと ア 政治、宗教又は選挙活動に関わる取組 イ 公序良俗に反する取組 ウ 鳥取県暴力団排除条例(平成23年鳥取県条例第3号)に規定する暴力団員等に係る事業 エ その他補助金を交付することが適切でないと思われる取組
補助対象経費	建物費、機械装置費、システム導入費、技術導入費、専門家経費、外注費、知的財産権等取得関連経費、広告宣伝・販売促進費、人材育成費、人材確保費、その他
補助率	1/2
補助金上限額	小規模事業者以外 15,000千円 小規模事業者 5,000千円
補助対象期間	事業認定日から令和7年12月31日(水)まで
申請受付期限	令和7年9月30日(火)

問合せ先

鳥取県 商工労働部 企業支援課
 TEL: 0857-26-7988
 FAX: 0857-26-8078

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/318420.htm>

名称

物流効率化推進事業補助金

施策概要

物流の2024年問題やホワイト物流推進のため、物流の効率化等の取り組みに対し、経費の一部を支援します。

	ミニマルチャレンジ型	荷主・運送事業者連携型	総合物流サービス創出型	先進ロジスティクス型
補助対象者	荷主・運送事業者等			
補助対象事業	<p>ホワイト物流の推進に向け、新規の初動的、試験的な物流改善にチャレンジする取組。</p> <p>◆補助対象事業の例 ・倉庫・物流施設のデジタル化や物流管理システムに関する試験導入等。</p>	<p>荷主と運送事業者が「ホワイト物流宣言」を行い、連携して物流効率化や荷主と運送事業者との運送契約見直し等に資する取組</p> <p>◆補助対象事業の例 ・配車システム導入等によるデジタル化による物流効率化 ・荷役時間短縮のための出荷レーンの複線化や倉庫の改修 ・鉄道・船舶へのモーダルシフト(輸送手段の転換)等</p>	<p>荷主と運送事業者が「ホワイト物流宣言」を行い、新たな物流の最適化のサービス等を荷主企業等に対して提供する取組</p> <p>◆補助対象事業の例 ・実運送のみならず、トラック・鉄道・船等を組み合わせた新たな物流サービスの実施 ・在庫管理、流通加工、サプライチェーンの最適化等、物流の最適化を荷主企業に対して3PL的なサービスとして提供する取組等</p>	<p>荷主と運送事業者が「ホワイト物流宣言」を行い、地元自治体と共同で行う地域課題解決に向けた先進的な取組</p> <p>◆補助対象事業の例 ・ドローン、貨客混載、自動運転といった先進的な取組等</p>
補助対象経費	物流効率化・省力化できる先端的な物流実現のため、先端設備・機器等の初動的、試験的な導入に対する経費	国が定める「ホワイト物流推進運動」への賛同表明を行い、ホワイト物流推進運動推奨項目Aに掲げられた項目のうち物流効率化に資する取組に係る経費	国が定める「ホワイト物流推進運動」への賛同表明を行い、ホワイト物流推進運動推奨項目Aに掲げられた項目のうち物流効率化に資する取組に係る経費	国が定める「ホワイト物流推進運動」への賛同表明を行い、ホワイト物流推進運動推奨項目Aに掲げられた項目のうち物流効率化に資する取組に係る経費
補助対象期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで			
補助率	1/2	1/2 (取組を進める上で、運送事業者と荷主が推奨項目Bのうち燃油サーチャージ(特別付加運賃)の導入、または、運賃と付帯作業の別建て契約を行った場合、あるいは県内本社運送事業者との運送直接契約へ転換の場合、補助率2/3とします。)	2/3	2/3
補助金上限額	50万円	500万円	500万円	200万円

問合せ先

鳥取県 商工労働部 通商物流課
TEL:0857-26-7850
FAX:0857-26-8117

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/316700.htm>

名称

鳥取県特例子会社設立等助成金

施策概要

特例子会社の県内設立等に対して助成金を支給します。

■助成の流れ

- 1 施設・設備等の設置・整備を行うおおむね6か月前までに認定申請を行って下さい。
- 2 助成金の交付要件を満たした日から、6か月、1年6か月、2年6か月経過以後に、要件が満たされているか確認し、認定額を分割してお支払いします。

■助成の要件

- 1 特例子会社を県内に設立するため、1,500万円以上の設備投資等を行う場合に助成します。
- 2 企業内障がい者多数雇用施設を県内に設置するため、1,500万円以上の設備投資等を行う場合に助成します。
- 3 特例子会社も企業内障がい者多数雇用施設も、新たに5人以上の障がい者を正規雇用し、そのうち重度身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の割合が30%以上あることが条件です。

■助成金支給額

【特例子会社設立時】

	投資額 (A)	新規障がい者 雇用数	補助金支給額(千円) (B)				助成率 (B/A)
			6か月後	1年 6か月後	2年 6か月後	合計 (B)	
中小企業	15百万円以上	5人以上	3,750	1,875	1,875	7,500	1/2 ~ 2/3
	30百万円以上	10人以上	10,000	5,000	5,000	20,000	
	45百万円以上	15人以上	15,000	7,500	7,500	30,000	
大企業	15百万円以上	5人以上	3,750	1,875	1,875	7,500	
	30百万円以上	10人以上	7,500	3,750	3,750	15,000	
	45百万円以上	15人以上	11,250	5,625	5,625	22,500	

【企業内障がい者多数雇用施設設置時】

投資額	新規障がい者雇用数	補助金支給額(千円)		
		6か月後	1年6か月後	2年6か月後
15百万円以上	5人以上	3,750	1,875	1,875

問合せ先

鳥取県 商工労働部 雇用人材局 雇用・働き方政策課
TEL:0857-26-7693
FAX:0857-26-8169

詳しくはこちら

<http://www.pref.tottori.lg.jp/252331.htm>

名称

鳥取県再エネ100宣言RE Action推進事業補助金

施策概要

再エネ100宣言RE Actionに参加の県内企業に対し、省エネ、再エネ設備及び電気自動車等の商用車・充電設備の導入経費を支援します。

○補助対象者

再エネ100宣言RE Actionに参加している県内企業

○補助対象事業

ア 省エネ対応設備導入支援事業

省エネ診断に基づく省エネ性能の高い設備への更新に要する経費を支援します。

補助対象経費	機器・設備の購入に要する経費、据付工事費又は資材費等
補助率: 1/3	補助上限額: 100万円

イ 太陽光発電設備導入支援事業

自家消費用の太陽光発電設備の導入に要する経費を支援します。

補助対象経費	機器・設備の購入に要する経費、据付工事費又は資材費等
補助率: 1/5	補助上限額: 200万円

ウ EV商用車導入支援事業

商用車としての電気自動車(EV)・超小型モビリティ、電動バイク、ミニカーの導入に要する経費を支援します。

補助対象経費	車両の購入に要する経費
補助率: 定額(10/10以内)	
補助上限額: EV20万円/台、超小型モビリティ・ミニカー・電動バイク10万円/台	
補助上限台数: 5台	

エ 充電設備導入支援事業

電気自動車等の充電設備の導入に要する経費を支援します。

補助対象経費	充電設備の購入及び充電設備の設置工事に要する経費
補助率: 定額(10/10以内)	
補助上限額: 充電用コンセント3万円/基、充電用コンセントスタンド6万円/基 普通充電設備18万円/基、V2H充放電設備37万5千円/基	
補助上限基数: 5基	

○受付期間

令和8年1月末日まで

※交付申請の受付は先着順とし、予算が無くなり次第、公募を終了します。

問合せ先

鳥取県 生活環境部 脱炭素社会推進課
TEL:0857-26-7879
FAX:0857-26-8194

詳しくはこちら

補助制度の紹介(とりネット)
<https://www.pref.tottori.lg.jp/320404.htm>
再エネ100宣言 RE Action((一社)再エネ100宣言 RE Action協議会ホームページ)
<https://saiene.jp/>

名称

鳥取県工業用水利用促進事業費補助金

施策概要

工業用水道の新規給水・増量に伴って必要となる設備投資費用を支援します。工業用水は工業用として冷却水や洗浄水などに利用できるほか、浄化、殺菌等の処理により食品加工の洗浄水など多様な用途に利用できます。

敷地境界までの配管敷設は県負担で工事を行いますが、敷地内の配管敷設等の工事費はユーザー負担となります。そのため、給水接続に必要な初期投資費用の負担軽減を図る補助制度を設けています。

補助対象者	工業用水道を新規に利用する(増量を含む)ユーザー	
補助対象事業	工業用水供給施設(屋内外配水管・送水ポンプ・受水槽・バルブ調整・水量メーター室・電源用配管配線・浄水設備等)、またはリース等に要する費用	
補助率・補助額	新規又は増量後の契約水量が200m ³ /日以下のユーザー	事業費の1/2(上限 300万円)
	新規又は増量後の契約水量が200m ³ /日超のユーザー	事業費の1/2(上限 契約水量1m ³ /日につき1.5万円) ※ただし契約水量が1,000m ³ /日超の場合は上限 1,500万円
補助金活用事例	新規給水時の給水配管、受水槽設置工事、増量時に老朽化した受水槽の改修工事	

問合せ先

鳥取県 企業局 経営企画課
TEL:0857-26-7444
FAX:0857-26-8193

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/item/756778.htm>

名称

鳥取県外国人活躍促進企業支援補助金

施策概要

外国人労働者へのサポート体制構築及び企業の人材確保・生産性向上を図るとともに、地域との多文化共生に資することを目的として、外国人労働者の日本語能力向上や働きやすい環境づくり、技能・学科試験対策等に関する事業に要する経費の一部を補助します。

○概要

事業実施主体	<ul style="list-style-type: none"> ・県内の事業所において外国人労働者を受け入れている県内事業者(事業者には、企業のほか、農林水産業者、個人事業主等を含む) ・県内に事業所を有する業界団体及び監理支援機関 	
補助事業 補助対象経費	補助事業	補助対象経費
	日本語学習支援事業	日本語学習会の開催、外国人労働者の日本語学習のための学習教材購入等の、外国人労働者の日本語能力向上を目的に実施する事業に係る経費
	働きやすい社内環境整備事業	社内多言語化のための翻訳、業務で使用する専門用語彙リスト作成、外国人労働者指導のための講習受講等の、外国人労働者が働きやすい社内環境整備を目的に実施する事業に係る経費
	技能・学科試験対策事業	県内で働く特定技能1号外国人労働者で、中長期的に働くために特定技能2号への移行を目指す者の移行に向けて必要な技能・学科試験等の対策に要する経費
補助対象となる事業実施期間	事業実施年度の2月末日まで	

○補助率、補助上限額等

補助率	1/2
補助額	500千円/1事業者 (複数の事業者が連携して事業を実施する場合は1,000千円)

問合せ先

鳥取県 商工労働部 雇用人材局 雇用・働き方政策課
TEL:0857-26-7699
FAX:0857-26-8169

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/291779.htm>

名称

外国人雇用・定着に係るセミナー・研修会

施策概要

外国人材の受入れ・採用・定着等に関するセミナーを開催します。

○外国人雇用制度セミナー

育成就労制度や特定技能制度の変更点の周知と併せて、外国人雇用の基礎となる在留資格全般について学ぶセミナーを開催します。

○業種別外国人材受入れセミナー

業種別に在留資格やその業種ならではのルール・受入れ留意点等について学ぶセミナーを開催します。

○高度外国人材活躍推進セミナー

高度外国人材の採用・定着・活躍のために企業がすべきことや好事例について学ぶセミナーを開催します。

○外国人材受入れ・定着支援セミナー

外国人全般に共通する企業での受入れ・定着のためのノウハウを学ぶセミナーを開催します。

○やさしい日本語コミュニケーション講座

県内企業の日本人社員が異文化コミュニケーションを理解した上で、外国人労働者と円滑な意思疎通ができるように「やさしい日本語」の基礎・応用について学びます。

○外国人材向けビジネス日本語講習

外国人材のコミュニケーション能力の向上と県内企業への定着・活躍につなげるため、日本語及び日本のビジネス文化の解説も交えたビジネス日本語講座を実施します。

問合せ先

鳥取県 商工労働部 雇用人材局雇用・働き方政策課
TEL:0857-26-7699
FAX:0857-26-8169

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/279381.htm>

名称

鳥取県外国人材受入支援補助金

施策概要

高度外国人材又は特定技能外国人の採用のため、県内事業者が海外現地で実施する企業説明会への出展経費等、海外でのリクルート活動に要する経費を支援します。

○概要

事業実施主体	県内事業所で就労する高度外国人材等の採用活動に取り組む県内事業者
補助事業	海外現地での説明会開催、合同企業説明会への参加等の採用・広報活動
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none">・渡航前の打合せ等国内で実施する準備活動・海外の学校等での説明会の開催や海外での求人募集・採用活動・海外で開催される合同企業説明会への参加や海外での採用活動・海外での自社のPR・情報提供などの人材獲得に係る広報活動・上記取組を実施するための宣材ツールの作成

○補助率、補助上限額等

補助率	1/2
補助上限額	250千円/1事業者

問合せ先

鳥取県 商工労働部 雇用人材局 雇用・働き方政策課
TEL:0857-26-7699
FAX:0857-26-8169

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/279381.htm>

名称

とっとりインターンシップ

施策概要

産官学が協働で「とっとりインターンシップ」を実施し、将来の産業人材となる県内外の学生に就業体験を提供することで、学生の就業観の涵養、県内企業の魅力や自己の特性に対する理解醸成を図り、学生の県内就職の促進につなげます。

産官学で組織する地域協働型の「鳥取県インターンシップ推進協議会」を設置し、学生と企業が登録・参加するとっとりインターンシップを実施する。
(問合せ先:鳥取県中小企業団体中央会 0857-26-6671)

- ・インターンシップ実施(短期/長期、無償/有償、対面/リモート、パッケージ型など)
- ・登録企業の開拓・プログラム実施の支援
- ・企業向けプログラム作成・改良支援の実施
- ・企業向けセミナー・研究会や相談会の開催
- ・学生向け事前・事後学習会の実施
- ・全プログラムにおけるインターンシップ保険加入
- ・学生交通費・宿泊費全額助成(上限6万円/年間)
- ・インターンシップ参加から県内就職までの連続性ある支援
- ・SNS等若者が多用する媒体を活用した学生に届く発信

問合せ先

鳥取県 商工労働部 雇用人材局 雇用・働き方政策課
TEL:0857-26-7647
FAX:0857-26-8169

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/99558.htm>

名称

県内企業の魅力発信（学生向け）

施策概要

学生の就職活動のスケジュールに合わせ、県内企業の魅力や情報を発信しつつ、県内外の学生・若者の県内就職を促進します。

区分	事業内容	事業の詳細の問合せ先
鳥取県就活総合サイト「とっとり就活ナビ」の運営	就職活動を行う学生を主な対象として、県内の企業情報、求人情報、就活イベント等を発信する。	公益財団法人ふるさと鳥取県定住機構 0857-24-4740
とっとり企業紹介フェア等の開催	夏季休業中や年末に帰省する学生等を対象としたとっとり企業紹介フェア、大学等における県内企業見学会、県内企業見学ツアーを開催する。	公益財団法人ふるさと鳥取県定住機構 0857-24-4740
学生主役のマッチングイベント等の開催	県内就職を希望する学生と県内企業とのマッチングを推進するため、学生が自ら企業へPRする学生主役のマッチングイベントや学生が社名によらずに企業の魅力・強みを知るための交流会を開催する。	雇用・働き方政策課 0857-26-7647

問合せ先

鳥取県 商工労働部 雇用人材局 雇用・働き方政策課
TEL:0857-26-7647
FAX:0857-26-8169

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/99532.htm>

名称

県内企業の魅力発信（企業向け）

施策概要

学生の就職活動や企業の採用活動のスケジュールに合わせ、県内企業の魅力や情報を発信しつつ、県内外の学生・若者の県内就職を促進し、県内企業の人材確保につなげます。

区分	事業内容	事業の詳細の問合せ先
県外大学関係者と県内企業の情報交換会	県外大学等の就職支援担当者と県内企業の人事担当者を一同に会した求人・求職等に関する情報交換会を開催する。	公益財団法人ふるさと鳥取県定住機構 0857-24-4740
「学生から選ばれる企業」育成セミナー	県内企業を学生から選ばれる魅力的な企業へと成長させるため、最近の学生の志向から入社後の育成までをトータルで学ぶセミナーを開催する。	雇用・働き方政策課 0857-26-8477
とっとり企業紹介フェア等の開催	夏季休業中や年末に帰省する学生等を対象としたとっとり企業紹介フェア、大学等における県内企業見学会、県内企業見学ツアーを開催する。	公益財団法人ふるさと鳥取県定住機構 0857-24-4740
学生主役のマッチングイベント等の開催	県内就職を希望する学生と県内企業とのマッチングを推進するため、学生が自ら企業へPRする学生主役のマッチングイベントや学生が社名によらずに企業の魅力・強みを知るための交流会を開催する。	雇用・働き方政策課 0857-26-7647

問合せ先

鳥取県 商工労働部 雇用人材局 雇用・働き方政策課
TEL:0857-26-7647
FAX:0857-26-8169

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/99532.htm>

名称

中小企業者採用試験を受験する県外居住者の交通費支援補助金

施策概要

県内に本社又は事業所がある中小企業者が、当該企業を受験する県外居住者に対し交通費を負担する場合、その一部を支援します。

補助対象者	県内に本社又は事業所がある中小企業者
補助対象経費	補助対象者が、県内で実施する正規雇用の採用試験を受験する県外居者に対して負担した交通費 (※県外居住地から採用試験会場までの交通費相当分)
補助率	1/2
補助限度額	100千円/社、受験者1人につき30千円

問合せ先

鳥取県 商工労働部 雇用人材局 雇用・働き方政策課
TEL:0857-26-7662
FAX:0857-26-8169

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/303953.htm>

名称

地域活性化雇用創造プロジェクト事業

施策概要

「地域産業を支える労働力の確保、定着」、「中小企業のデジタル化・DXによる生産性向上」をテーマに、多様な人材に対応した就職支援等の幅広いメニュー展開や、企業のリスクリング環境整備の支援を行います。

【多様な人材の活躍による人手不足解消事業】

1 企業・事業主向け支援

- (1) 人手不足業界のための働き方改革セミナー・人材活用セミナー・専門家派遣
- (2) 人材採用・定着・戦力化支援セミナー・専門家派遣
- (3) 求人企業のPR動画による魅力発信支援
- (4) 成長産業人材育成プラン推進事業

2 求職者・労働者向け支援

- (1) とっとりキャリアデザインセンター設置事業
- (2) 潜在労働力就職準備支援セミナー
- (3) 求職者向けパソコン講習
- (4) オーダーメイド就職マッチング事業

3 就職促進支援

- (1) 個別就業支援
- (2) 合同企業ガイダンス

【デジタル人材の活躍による生産性向上事業】

4 企業・事業主向け支援

- (1) 企業主体のリスクリング機運醸成・環境整備支援
- (2) デジタルマーケティング戦略実践講座

5 求職者・労働者向け支援

- (1) デジタル専門人材育成・マッチング事業

6 就職促進支援

- (1) 個別就業支援
- (2) 合同企業ガイダンス

問合せ先

<1(1)(2)、4(2)>

鳥取県 商工労働部 雇用人材局 雇用・働き方政策課
TEL 0857-26-8476 FAX 0857-26-8169

<1(4)、4(1)、5>

鳥取県 商工労働部 雇用人材局 産業人材課
TEL 0857-26-7224 FAX 0857-26-8169

<1(3)、2、3、6>

県立鳥取ハローワーク

TEL 0857-51-0501 FAX 0857-51-0502

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/chipro/>

名称

支え愛就労環境整備補助金

施策概要

就労困難者(中間的就労体験者、障がい者、就職氷河期を含む中高年世代(35歳以上))を雇い入れるために真に必要な施設、設備等の整備、備品等の購入、研修の実施等に要する経費の一部を支援します。

対象経費	就労困難者(中間的就労体験者、障がい者、就職氷河期を含む中高年世代(35歳以上))を雇い入れるために真に必要な施設、設備等の整備、備品等の購入、研修の実施等に要する経費
補助率	2/3
補助上限額	360千円に新たに正規雇用する就労困難者と交付申請時点で正規雇用した日から起算して3か月が経過していない就労困難者の合計人数を乗じて得た額を上限とする。ただし、同一年度、同一事業者への補助は1,000千円を超えることができない。

問合せ先

鳥取県 商工労働部 雇用人材局 雇用・働き方政策課
TEL:0857-26-7662
FAX:0857-26-8169

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/312650.htm>

名称

スポットワーク導入支援補助金

施策概要

県内事業者の人手不足解消の一助とするため、新しい働き方であるスポットワーク(スポットワークサービス事業者のマッチングにより、短時間・単発の就労を内容とする雇用契約の下で働くこと)の導入を支援します。

対象者: 県内中小企業等

対象経費: スポットワークサービス事業者に支払った利用手数料

補助率: 1/2

補助上限額: 50千円

補助要件: スポットワーク活用促進セミナー※を受講すること。申請は1社につき1回限りとする。

※スポットワーク活用促進セミナー

スポットワーク利活用のメリット、具体的な活用方法、注意点について学ぶセミナーを開催する。(6月頃開催予定)

問合せ先

鳥取県 商工労働部 雇用人材局 雇用・働き方政策課

TEL: 0857-26-7662

FAX: 0857-26-8169

詳しくはこちら

※準備ができ次第HPIに掲載します。

名称

障がい者雇用研修の実施

施策概要

障がい者の就労促進のため、企業への研修会、企業見学会、障がいのある方の職場実習などを行い、就労支援を行っています。

企業向け研修	障がい者雇用に関する企業トップセミナー、企業内支援者研修、とっとり障がい者仕事サポーター養成講座、障がい者テレワーク普及啓発セミナー等を開催し、障がい者雇用を進めていきます。
企業見学会	障がい者雇用に積極的に取り組む企業への集合型の見学会や個別訪問のマッチングを行います。
障がい者のテレワークの推進	障がい者のテレワークを進めるためのセミナーを開催し、テレワークの普及を図ります。

問合せ先

鳥取県 商工労働部 雇用人材局 雇用・働き方政策課
TEL:0857-26-7693
FAX:0857-26-8169

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/99667.htm>

名称

障がい者職場実習の実施

施策概要

障がいのある方が障害者就業・生活支援センターの支援を受け職場実習をされる際に、職場実習の受入事業所に謝金(1日1,000円)、実習生に奨励金(1日1,000円)を支給します。
職場実習の期間は、原則3日以上2週間以内です。

障がいのある方が障害者就業・生活支援センターの支援を受け職場実習をされる際に、職場実習の受入事業所に謝金(1日1,000円)、実習生に奨励金(1日1,000円)を支給します。
職場実習の期間は、原則3日以上2週間以内です。

(連絡先)

・障害者就業・生活支援センター しらはま
所在地 鳥取市伏野2259-17
TEL 0857-59-6060、FAX 0857-59-2022

・障害者就業・生活支援センター くらよし
所在地 倉吉市住吉町37-1
TEL 0858-23-8448、FAX 0858-23-8456

・障害者就業・生活支援センター しゅーと
所在地 米子市道笑町2-126-4 稲田地所第5ビル1階
TEL 0859-37-2140、FAX 0859-37-2140

問合せ先

鳥取県 商工労働部 雇用人材局 雇用・働き方政策課
TEL:0857-26-7693
FAX:0857-26-8169

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/99667.htm>

名称

鳥取県障がい者雇用に取り組む企業等向けテレワーク導入支援補助金

施策概要

県内支援機関と連携して障がい者のテレワークに取り組む県内企業等を支援することで、障がい者にとって働きやすい職場環境等の整備を進めます。

■通常コース

対象者	鳥取県内に本店、支社、営業所、事務所その他名称の如何を問わず、事業を行うために必要な施設を有し、現に障がい者を雇用している又は補助事業の完了までに雇用する事業者
対象事業	障がい者が利用することを前提としたテレワークに係る制度等の新規導入や導入済みの制度等の課題解決に取り組む県内企業等が実施する次の事業。 <ul style="list-style-type: none"> ・企業等内におけるテレワーク推進に対する理解促進 ・テレワークで実施する業務の切出し及び切り出した業務に対応できる障がいの範囲の検討 ・テレワークの実施に必要な労務管理上の制度(就業規則、勤怠管理、勤務評価等)、テレワーク勤務者と職場勤務者間でのコミュニケーションや情報共有の方法、情報セキュリティの確保等の検討 ・テレワークの実施に必要なシステム、ソフトウェア、機器等の検討及びそれらの購入(開発、改良等を含む。)及び賃借、リース等(通信回線の利用等を含む。) ・テレワークの円滑かつ継続的な実施 ・その他本補助金の交付目的の達成に資する取組と、雇用・働き方政策課長が特に認めるもの
対象経費	謝金、旅費、委託料、消耗品費、備品購入費、印刷製本費、役務費(通信運搬費含む)、使用料賃借料 ※テレワーク以外にも使用できる汎用性の高い機械・設備類(パソコン・タブレット等)の導入・購入・設置・撤去に係る経費は補助対象経費に含まない。 ※委託料は、県内事業者が実施するものに限る。ただし、やむを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りでない。
補助率	1/2
補助上限額	50万円

■試行コース

対象者	鳥取県内に本店、支社、営業所、事務所その他名称の如何を問わず、事業を行うために必要な施設を有し、現に障がい者を雇用している又は補助事業の完了までに雇用する事業者
対象事業	障がい者が利用することを前提としたテレワークに係る制度等を未導入の県内企業等が、これを試行的に行うために実施する次の事業。ただし、試行期間は、1ヵ月以上とし、やむを得ない場合を除き、週1回程度以上の頻度でテレワークを実施しなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> ・企業等内におけるテレワーク推進に対する理解促進 ・テレワークで実施する業務の切出し及び切り出した業務に対応できる障がいの範囲の検討 ・テレワークの実施に必要な労務管理上の制度(就業規則、勤怠管理、勤務評価等)、テレワーク勤務者と職場勤務者間でのコミュニケーションや情報共有の方法、情報セキュリティの確保等の検討 ・テレワークの実施に必要なシステム、ソフトウェア、機器等の検討及びそれらの賃借、リース等(通信回線の利用等を含む。) ・その他本補助金の交付目的の達成に資する取組と、雇用・働き方政策課長が特に認めるもの
対象経費	謝金、旅費、委託料、消耗品費、備品購入費、印刷製本費、役務費(通信運搬費含む)、使用料賃借料 ※テレワーク以外にも使用できる汎用性の高い機械・設備類(パソコン・タブレット等)の導入・購入・設置・撤去に係る経費は補助対象経費に含まない。 ※委託料は、県内事業者が実施するものに限る。ただし、やむを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りでない。
補助率	1/2
補助上限額	20万円

問合せ先

鳥取県 商工労働部 雇用人材局 雇用・働き方政策課
 TEL:0857-26-7693
 FAX:0857-26-8169

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/99667.htm>

名称**鳥取県育児・介護休業者生活資金融資制度****施策概要**

育児休業や介護休業を取得されている方に安心して育児や家族の介護を行っていただくため、企業の人材定着を促進するため、育児・介護休業者に生活資金を低利で融資します。

【融資限度額】

育児休業または介護休業者1人につき100万円まで

【貸付利率】

- ・連帯保証人による保証を利用する場合
年1.0%
- ・保証機関による保証を利用する場合
取扱金融機関ごとに異なりますので、あらかじめ各問合せ先までご相談ください。

【償還期間】

育児休業または介護休業終了の翌月から5年以内
(育児休業または介護休業期間中は元金は据置となります)

【保証】

原則として連帯保証人1名(一部金融機関では保証機関による保証も可)

【取扱金融機関】

県内に店舗を有する銀行、信用金庫、労働金庫、
信用農業協同組合連合会(信用事業を行う各農業協同組合を含む。)、
信用漁業協同組合連合会(信用事業を行う各漁業協同組合を含む。)

問合せ先

鳥取県 商工労働部 雇用人材局 雇用・働き方政策課
〒680-8570 鳥取市東町一丁目220
TEL:0857-26-7662
FAX:0857-26-8169

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/99643.htm>

名称

アウトリーチ型人材育成サポート事業

施策概要

キャリアコンサルタント(国家資格)が、訪問等のアウトリーチ型により、企業様個々の課題に沿った人材育成支援施策のご提案や人材育成計画の策定・実践に向けた無料サポートを行います。

サポート内容	<ul style="list-style-type: none">・企業個々の人材育成に関する課題・悩み(マネジメント力向上、デジタル人材の育成など)に沿った支援施策(セミナー、助成金など)を提案・継続的な人材育成実施のための社内体制づくりを支援・その他、人材全般に関する相談の対応
対象企業	人材育成に力を入れたい県内の企業・団体様
募集期間	調整中
実施期間	令和8年2月28日(土)まで

問合せ先

鳥取県 商工労働部 雇用人材局 産業人材課
TEL:0857-26-7691
FAX:0857-26-8169

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/311730.htm>

名称

鳥取県産業人材育成支援サイト「とっとりSTEP」

施策概要

県内企業における人材育成をサポートするため、商工団体、産業支援機関、行政機関等が行う研修・セミナーの案内や補助金の紹介等、人材育成に関する情報を一元化し、情報入手の簡略化を図ることで、頑張る企業の人材育成活動を支援します。

(1)運営

県内の高等教育機関、商工団体、公的産業人材育成機関等で構成された「とっとり新時代産業人材育成基盤会議」により運営しています。

(2)主な機能

- ・人材育成のためのセミナー・研修などの情報をカンタンに検索できます。
- ・希望のテーマの研修情報をメールでお知らせします。

(3)「とっとりSTEP」はこちらから

<https://tottori-step.jp/>

問合せ先

鳥取県 商工労働部 雇用人材局 産業人材課
TEL:0857-26-7209
FAX:0857-26-8169

詳しくはこちら

<https://tottori-step.jp/>

名称

ビジネス人材コミュニティイベント開催支援補助金

施策概要

ビジネス人材間の交流や知見を共有し、企業の成長を支える中核人材の育成を目指し、県の推進するテーマに沿った大規模イベントの実施を支援する。

(1) 補助要件

複数のビジネス人材コミュニティが連携した

県の推進するテーマに沿った大規模イベントの実施を支援する。

・推進テーマ例: DX、AI、マーケティング、データ利活用、経営学等

(2) 補助上限 50万円/件 (注1)

(3) 補助率 1/2

(4) 対象者 ビジネス人材コミュニティ

(5) 補助対象経費

大規模イベントの企画・運営経費

※ビジネス人材コミュニティ・・・ビジネスに関する共通の目標や関心を持ち、知識やスキルの習得、情報共有、問題解決を目的として、組織的に集まり、継続的に活動を行っている有志の集団

問合せ先

鳥取県 商工労働部 雇用人材局 産業人材課

TEL: 0857-26-7224

FAX: 0857-26-8169

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/sangyoujinzai/>

名称

人材育成型専門家派遣事業

施策概要

成長が見込まれる自動車・医療機器等のものづくり分野、又はICT分野の事業展開における課題解決手法を指導・助言する専門家費用の一部を支援します。

1 募集期間	令和7年4月25日(金)まで		
2 対象企業	自動車・医療機器等のものづくり分野又はICT分野(成長分野等)の事業展開(DX等の業態転換やデジタル化、事業の多角化を含む。)を推進しようとする県内の中小事業者		
3 対象経費及び県の助成割合等	対象経費	助成割合	助成上限額
	専門家謝金	1/2	1回の助言・指導時間が、 5時間未満の場合:2.5万円/回 5時間以上の場合:5万円/回
	専門家旅費		—
1事業者につき、上限25万円			

※1社あたり年間1事業(1事業あたりの指導回数最大5回)まで

問合せ先

鳥取県 商工労働部 雇用人材局 産業人材課
TEL:0857-26-7224
FAX:0857-26-8169

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/283218.htm>

名称

鳥取県工学エキスパート育成支援補助金

施策概要

AIやIoTをはじめとする先端技術に関する知識やデータサイエンスの素養を持ち、県内製造業の生産現場における高度化や課題解決を図る高度実践人材を育成する県内企業を支援します。

(1) 補助要件

次のいずれも満たす必要があります。

- ・県内に有する事務所、事業所、工場、その他の事業用施設に従事する従業員等の人材育成
- ・鳥取大学大学院工学研究科博士後期課程の「工学エキスパート養成プログラム」を活用し行う自社の人材育成であること

(2) 補助上限 50万円/年（注1）

(3) 補助率 1/2

(4) 補助対象経費（注2）

鳥取大学大学院工学研究科博士後期課程修学に伴う以下の経費

- ・検定料
- ・入学料
- ・授業料

（注1）工学エキスパート養成プログラムに定められる科目を履修した毎年度末に申請してください。

なお、補助対象事業期間の最長は、入学日から3年が経過する日の属する年度末までです。

（注2）対象経費は企業が負担した実負担額です。社員個人が負担した場合は対象経費となりません。

問合せ先

鳥取県 商工労働部 雇用人材局 産業人材課
TEL:0857-26-7224
FAX:0857-26-8169

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/307943.htm>

名称

ロジスティクス人材育成講座

施策概要

荷主企業および運送業者を対象に、最適なサプライチェーンマネジメントを担う「ロジスティクス人材」の育成を目的とした連続講座を開催します。

「SCM(サプライチェーンマネジメント)の仕組みと現状について知りたい」
「荷主・物流事業者・配送先との交渉・連携を推進する物流リーダーを育成したい」
「商品形態や輸送形態の特性を踏まえた最適な梱包・包装に関する知識を習得したい」
といった企業担当者様向けの講座です。

講座ではサプライチェーンマネジメントの現状や物流担当者に必要な知識を体系的に学ぶことができます。
「物流に関する基礎的な知識を修得したい」「自社のロジスティクスを見直したい」という皆様のご参加をお待ちしています。

■開催時期

令和7年7月～令和7年12月

■会場

鳥取県中部地域及び東部地域

※講座ごとに異なりますので、各講座内容欄をご確認ください。

■回数

全4回

(ご希望の講座を選択し受講いただけます。)

問合せ先

鳥取県 商工労働部 雇用人材局 産業人材課
TEL:0857-26-7691
FAX:0857-26-8169

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/item/1365575.htm#itemid1365575>

名称

職業訓練生託児支援事業

施策概要

育児中の求職者の方が、県立産業人材育成センターが実施する職業訓練の訓練期間中に児童を保育所等において託児する場合に、託児に要する経費の一部を奨励金として支給します。

支給額	・訓練期間中における保育料の1/2以内 (なお、他の助成金を活用する場合は、保育料から他の助成金額を控除した後の2分の1以内とする。)
上限額	保育児童が1人の場合 月額15,000円 保育児童が2人以上の場合 月額23,000円

(注)求職活動関係役務利用費の支給対象期間中の併給はできません。
※求職活動関係役務利用費は、雇用保険の受給資格者等の方に対して、一定の要件を満たす場合に支給される国の制度です。

問合せ先

鳥取県 商工労働部 雇用人材局産業人材課
TEL:0857-26-7222
FAX:0857-26-8169

県立産業人材育成センター倉吉校[東部・中部地区]
TEL:0858-26-2247
FAX:0858-26-2248

県立産業人材育成センター米子校[西部地区]
TEL:0859-24-0372
FAX:0859-24-4094

詳しくはこちら

<http://www.pref.tottori.lg.jp/238799.htm>

名称

職業訓練手当

施策概要

求職者の知識及び技能の習得を容易にし、県内における就職が特に困難な求職者の雇用促進を図るため、公共職業能力開発施設等の行う職業訓練を受けた方(一定の条件を満たす方)に対し県が訓練手当を支給します。

訓練手当の種類

(1) 基本手当(日額)

次の級地区分に従い、訓練期間に応じて支給します。

- ・1級地(県内に該当地なし) 4,310円
- ・2級地(20歳以上の鳥取市在住者) 3,930円
- ・3級地(鳥取市以外の地域在住者と20歳未満の者) 3,530円

(2) 受講手当(日額)

訓練を受講した日数に応じて支給します。(上限40日) 500円

(3) 通所手当(月額)

通所の方法、訓練期間に応じて支給します。(限度額42,500円)

(4) 寄宿手当(月額)

10,700円

問合せ先

鳥取県 商工労働部 雇用人材局 産業人材課
TEL:0857-26-7222
FAX:0857-26-8169

県立産業人材育成センター倉吉校[東部・中部地区]
TEL:0858-26-2247
FAX:0858-26-2248

県立産業人材育成センター米子校[西部地区]
TEL:0859-24-0372
FAX:0859-24-4094

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/99562.htm>

名称

鳥取県立ハローワーク

施策概要

県の「産業施策」「雇用施策」「移住施策」と一体となった地域の課題解決に向けた求人・求職のマッチングを行います。

○女性・若者・中高年者の就業支援、企業の人材確保、IJUターン就職促進など専門窓口を設置しています。

女性活躍サポート	女性が働きやすい企業の紹介、家庭と両立しながら働きたい女性の就職支援
IJUサポート	県立東京・関西ハローワーク及びふるさと鳥取県定住機構と連携し、就職と移住をトータルサポート
若者の就職支援	就職情報の提供、応募書類の作成から就職後の悩み相談まで一貫支援
ミドル・シニアの就職支援	ミドルやシニアの再就職、様々な働き方のニーズに応じた活躍の場を提供
企業の人材確保支援	積極的な企業訪問による企業の魅力発進、人材確保・定着に向けたマッチング、技術人材の提供
とっとりプロフェッショナル人材戦略拠点	県立ハローワーク内にプロフェッショナル人材戦略拠点の機能を組み込み、副業・兼業マッチングなどビジネス人材の県内誘致を推進
生活困窮者等相談窓口	県立ハローワーク内に、ひとり親家庭相談支援センター、生活困りごと相談窓口を開設し、ワンストップサービスを実施

県立鳥取ハローワーク	〒680-0835 鳥取市東品治町111-1 JR鳥取駅構内 TEL 0857-51-0501 FAX 0857-51-0502 開所時間：[月～土] 10:00～18:15
県立倉吉ハローワーク	〒682-0023 倉吉市山根557番地1 パープルタウン1階 TEL 0858-24-6112 FAX 0858-24-6113 開所時間：[月～土] 10:00～18:15
県立米子ハローワーク	〒683-0043 米子市末広町311イオン米子駅前店4階 TEL 0859-21-4585 FAX 0859-21-4586 開所時間：[月～土] 10:00～18:15
県立境港ハローワーク	〒684-8501 境港市上道町3000境港市役所別館1階 TEL 0859-44-3395 FAX 0859-36-8609 開所時間：[月～土] 8:30～17:15
県立東京ハローワーク	〒105-0004 東京都港区新橋1-11-7新橋センタープレイス2階(とっとり・おかやま新橋館) TEL 03-6280-6951 FAX 03-6274-6975 開所時間：[火～土] 10:00～18:00
県立関西ハローワーク	〒530-0001 大阪府大阪市北区梅田1-1-3-2200大阪駅前第3ビル22階(鳥取県関西本部) TEL 06-6346-1786 FAX 06-6341-3972 開所時間：[月～金] 8:30～17:15
鳥取県ふるさとハローワーク八頭	〒680-0461 鳥取県八頭郡八頭町郡家100 八頭庁舎別館1階 TEL 0858-72-3986 開所時間：[月～金] 8:30～17:15

○八頭郡の住民の方々への職業相談、職業紹介、就業支援サービスを提供するため、国・県・町で協力して、鳥取県ふるさとハローワーク八頭を開設しています。

問合せ先

上記をご覧ください。

詳しくはこちら

<https://www.tori-hello-w.jp>

名称

とっとりビジネス人材・求人紹介サイト

施策概要

県内事業者が戦略的な事業展開など攻めの経営に転じていく上で必要なビジネス人材を誘致するため、「とっとりビジネス人材・求人紹介サイト」で人材を求める県内事業者の求人広告を掲載します。移住支援金が支給される場合があります。

事業概要

1 求人紹介サイトに掲載する求人

(1)企業経営の革新等に資する高度なビジネス経験等を必要とする人材に係る求人
【例】企業マネジメント、経営戦略の立案実行に関わる人材等

(2)技術的、専門的分野での資格や経験を必要とする人材に係る求人
【例】機械・電気・電子等の設計・製作技術者等

(3)その他上記(1)(2)に準じる人材に係る求人
【例】企業経営の強化等に必要で一定の能力を有する者を求める求人

2 求人紹介サイトに掲載する求人広告

- (1)企業情報(名称、所在地、資本金、従業員数、設立年月日等)
- (2)求人情報(職種、仕事内容、雇用形態、雇用期間、勤務時間、休日等)
- (3)その他(企業PR、求める人材等)

3 掲載事業者の要件

- (1)鳥取県内に事業所を有し、ビジネス経験や技能、専門性を有する人材を求める事業者であること。
- (2)雇用保険の適用事業主であること。
- (3)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者でないこと。
- (4)暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する事業者でないこと。

4 掲載事業者の登録方法

以下二次元コードの「お申し込みフォーム」により企業情報・求人情報をご登録ください。



事務局にて求人原稿を作成します。

5 移住支援金

3の掲載事業者のうち、資本金が10億円未満であること等、一定の要件を満たす事業者がサイトに掲載した求人に対し、東京23区から移住し就職された場合又は起業支援金が支給された世帯に対し、移住先の市町村から移住支援金が支給されます。(一定の要件があります。)

支給額 世帯:100万円 なお、18歳未満の世帯員1名につき100万円加算されます。
単身:60万円

問合せ先

<サイト利用・登録方法について>
とっとりビジネス人材・求人紹介サイト運営事務局
(受託事業者:パーソルビジネスプロセスデザイン株式会社)
電話 03-5931-4143(土日祝日を除く 9:00~18:00)
メール tottori-job@persol.co.jp

<移住支援金制度及び当サイト事業について>
鳥取県立鳥取ハローワーク
電話 0857-51-0501(土日祝日を除く 9:45~18:30)
メールhellowork-tottori@pref.tottori.lg.jp

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/292931.htm>

名称

鳥取県技術人材バンク

施策概要

鳥取県立ハローワークでは、技術的・専門的人材を求める県内企業と県内企業への就職を希望する技術的・専門的人材のマッチングを行う「鳥取県技術・IT人材マッチングシステム」により、県内企業の人材確保を支援します。

(1)実施体制

技術コーディネーターを県立ハローワークに配置し、県内企業への就職を希望する技術的・専門的人材に係る求職者に対し、求人情報の紹介、県内企業とのマッチングに向けたコーディネートを行います。

(2)鳥取県技術人材バンクの特徴

技術系人材を求める県内企業と技術職を検討する人材の情報(得意分野、保有資格等)を結び付け、適切なマッチングを促進するシステムにより、人材不足解消につなげます。令和7年2月に再構築を行い、企業から求職者へのスカウト機能と、求職者へ希望の技術職及び専門職の求人情報を自動配信する機能を追加しました。また「技術的職業」、「専門的職業」分類に厚生労働省編成「職業分類」を加え、対象となる職業がより明確になりました。

- 求職者にとってのメリット
 - ・鳥取県内企業の技術的・専門的人材の求人情報を提供
 - ・技術的能力、専門的能力等を活かせる最適な求人をご紹介
- 求人企業にとってのメリット
 - ・企業が求める能力・経験等に合った最適な人材をご紹介

(3)対象となる職種

<技術的職業>

区分	内容
①機械技術	機械、器具、装置、プラント、原動機、工作機の設計・製作などの機械設計製作技術職
②電気技術	電気機器、弱電、強電、電気装置の設計・製作などの電気設計製作技術職
③電子技術	電子回路、半導体の設計・製作などの電子回路設計製作技術職
④化学技術	工業用化学薬品、医療品、化学繊維、有機、合成樹脂、油脂などの製造に関する分析・検査、食品の原料・製造工程の分析 等
⑤情報処理技術	プログラマー、システムエンジニア、システム保守管理、アプリ開発等
⑥生産管理技術	生産・製造・工程・品質管理・生産計画・品質管理計画の策定、能率管理 等
⑦研究開発技術	研究所、試験所などにおける科学・原材料等の専門的な試験、研究業務 等
⑧その他	①～⑦以外の技術的職業(技能的職業を含む) 建設の職業(建設躯体工事の職業を除く)を追加(R7.2～)

<専門的職業>

区分	内容
①経営管理	企業経営(執行、財務)、事業部管理、本店・支店管理等のマネジメントに関する業務 等
②戦略展開	新事業立ち上げ、海外事業企画、販路開拓、事業再編、M&A等の戦略展開に関する業務 等
③企業価値向上	税務、法務、人事管理、外国語(通訳、書類作成)に関する業務 等
④その他	①～③以外の専門的職業 デザイナー(ウェブデザイナー、グラフィックデザイナー等)を追加(R7.2～)

問合せ先

鳥取県立鳥取ハローワーク TEL 0857-51-0501 FAX 0857-51-0502
 鳥取県立倉吉ハローワーク TEL 0858-24-6112 FAX 0858-24-6113
 鳥取県立米子ハローワーク TEL 0859-21-4585 FAX 0859-21-4586
 鳥取県立境港ハローワーク TEL 0859-44-3395 FAX 0859-36-8609
 鳥取県立関西ハローワーク(鳥取県関西本部内) TEL:06-6346-1786
 鳥取県立東京ハローワーク(とっとり・おかやま新橋館内) TEL:03-6280-6951

詳しくはこちら

<https://eng.tori-hello-w.jp/>

名称

鳥取県プロフェッショナル人材企業見学等交通費助成金

施策概要

県外に在住又は県外にある企業等に勤務するプロフェッショナル人材が、鳥取県内企業に県内で勤務して就職するために参加した面接等に係る交通費を支援します。

○助成対象経費

県内企業への就職を目的とした採用面接、企業見学、鳥取県立ハローワークが参加を勧奨する就職フェア、企業説明会等へ参加するにあたり、住所地等から面接地との往復の移動に要した次に掲げる経費(経済的かつ合理的と認められる通常の経路及び方法に限る。)

- (1)鉄道賃 (2)航空賃 (3)バス料金 (4)自家用車利用料
(5)レンタカー賃借料(燃料充填代相当額含む) (6)高速道路料金 (7)宿泊料

○助成金の利用回数及び上限額

- ・1企業当たり2回まで利用できます。
- ・助成対象経費の合計額の2分の1以下とし、1,000円未満の額は切り捨てます。
- ・助成金対象者1人につき、当該年度5万円を限度とします。

○助成金の申請の流れ

面接等が終了した日から1月以内の日又は面接等の実施年度の3月20日のいずれか早いほうの日までに申請が必要です。

- ① 県立ハローワーク又はとっとりプロフェッショナル人材戦略拠点で就職支援
- ↓
- ② 採用面接、企業見学会、就職フェア、企業説明会等の調整
- ↓
- ③ 採用面接、企業見学会、就職フェア、企業説明会等へ参加
- ↓
- ④ 助成金交付申請
- ↓
- ⑤ 助成金交付決定
- ↓
- ⑥ 助成金のお支払

実績報告書の提出は、助成金交付申請書の提出をもって報告があったものとみなします。

問合せ先

鳥取県立鳥取ハローワーク TEL 0857-51-0501 FAX 0857-51-0502
鳥取県立倉吉ハローワーク TEL 0858-24-6112 FAX 0858-24-6113
鳥取県立米子ハローワーク TEL 0859-21-4585 FAX 0859-21-4586
鳥取県立境港ハローワーク TEL 0859-44-3395 FAX 0859-36-8609
鳥取県立関西ハローワーク(鳥取県関西本部内) TEL:06-6346-1786
鳥取県立東京ハローワーク(とっとり・おかやま新橋館内) TEL:03-6280-6951

詳しくはこちら

<http://www.pref.tottori.lg.jp/268189.htm>

名称

(離職者を正規雇用する事業主向け) 鳥取県労働移動受入奨励金

施策概要

企業の再編、縮小等に伴う人員削減により離職する労働者を正規雇用した県内企業に対して鳥取県労働移動受入奨励金を支給し、県内企業への労働移動を支援することで、セーフティネットの役割を果たし雇用の維持・安定を図る。

○奨励金の対象となる離職者

次の①～③のいずれにも該当する離職者であること

①送出企業を事業主都合により離職した者

※「送出企業」とは、次のいずれにも該当するとして県が認定した企業です。

ア (公財)産業雇用安定センターに離職者の求職登録をしている企業

イ 県が認めた業種に該当する企業

ウ 次のいずれかに該当する企業

(ア)売上高または生産量などの事業活動を示す指標の最近3か月間の月平均値が前年同期に比べ概ね10%以上減少していること

(イ)雇用保険被保険者数の最近3か月間の月平均値が前年同期に比べて増加していないこと

エ 30人以上の離職者を発生させる企業

なお、緊急雇用対策会議、その他離職者の発生案件に応じて県が送出企業として認定する場合があります。

②県立ハローワーク、国ハローワーク、(公財)産業雇用安定センター又はその他の職業紹介事業者(以下「ハローワーク等」という)に求職登録している離職者

③県内在住の者で、離職後1年以内に新規に正規雇用で雇い入れられた者(離職後、対象事業主以外に正規雇用されていない者)

○奨励金の支給対象となる事業主

次の①～⑦のいずれにも該当する事業主であること

①県が認めた業種に該当する事業主

②雇用保険の適用事業の事業主

③対象離職者を県内に所在する事業所で雇用した事業主

④対象離職者をハローワーク等の紹介により雇用した事業主

⑤対象離職者が離職した企業の親会社等に該当しない事業主

⑥送出企業において事業再編等が行われる場合は、事業再編後の企業及びその親会社等に該当しない事業主

⑦賃金台帳、労働者名簿、出勤簿、現金出納帳、総勘定元帳等の法定帳簿類等を備え付け、県
の要請により提出することができる事業主

○奨励金支給額

1人当たり10万円

奨励金を受給するためには、対象労働者を雇用してから1月以内に「正規雇用報告」を、雇用してから6月後～1年以内に「奨励金支給申請書」を提出してください。

問合せ先

鳥取県立鳥取ハローワーク TEL 0857-51-0501 FAX 0857-51-0502

鳥取県立倉吉ハローワーク TEL 0858-24-6112 FAX 0858-24-6113

鳥取県立米子ハローワーク TEL 0859-21-4585 FAX 0859-21-4586

鳥取県立境港ハローワーク TEL 0859-44-3395 FAX 0859-36-8609

詳しくはこちら

<http://www.pref.tottori.lg.jp/207796.htm>

名称

鳥取県地域若者サポートステーション

施策概要

他者とのコミュニケーションがうまく取れない若者、人間関係の悩みを抱える若者等、通常の就職相談だけでは就職が困難な若者の就業意欲・就職率の向上を図るために、国と県が共同で「鳥取県地域若者サポートステーション」を設置しています。

働くことに悩みを抱えている若年者が社会や職場に参加できるよう、キャリア相談、心理的問題に係る相談、ボランティア体験、グループ活動等を通じて就労のための自立支援を行うために、鳥取市と米子市にそれぞれ「とっとり若者サポートステーション」「よなご若者サポートステーション」を設置しています。

名称	とっとり若者サポートステーション	よなご若者サポートステーション
設置場所	鳥取市扇町7 (鳥取フコク生命駅前ビル2階)	米子市末広町311 (イオン米子駅前店4階)
利用時間	平日、土曜 10:00~18:00 (年末年始・祝祭日除く)	平日、第1・3土曜 10:00~18:00 (年末年始・祝祭日除く)

問合せ先

とっとり若者サポートステーション
TEL 0857-30-4677 FAX 0857-30-4678

よなご若者サポートステーション
TEL 0859-21-5678 FAX 0859-21-5679

詳しくはこちら

<https://torisapo.roukyou.gr.jp/>

名称

週1副社長推進プロジェクト

施策概要

県立鳥取ハローワークに「とっとりプロフェッショナル人材戦略拠点(プロ拠点)」を設け、県外のビジネス人材を副業・兼業をはじめ多様な形態で誘致し、県内企業の人材不足と経営課題解決を支援します。

(1) 取組内容

鳥取県では、県内企業が都市部のビジネス人材を受け入れて、不足しているプロフェッショナル人材の確保と経営革新を図る取組を推進しています。

「週1副社長推進プロジェクト」は、都市部大企業等で活躍するビジネス人材等が副業・兼業という形で、主にリモートで概ね週1回程度、経営に参画して協働にすることにより県内の中小企業の経営課題解決(販路開拓・生産性向上・新規事業開発等)を図る取組です。

※これまでの6年間(R1～R6)で県内企業757社に延べ1,180名の副業・兼業人材がマッチングしています。

(2) 特徴

「週1副社長推進プロジェクト」と銘打って民間人材会社のサイトに通年で鳥取県企業の特集ページを設置して副業・兼業求人を掲載します。

なお、求人掲載は無料、成約した場合もマッチングフィーや成功報酬等の費用は一切発生しません。

マッチングした後も円滑に課題解決が進むようプロ拠点がサポートを続けます。

(3) 求人掲載の流れ

FAXシートによる申込



プロ拠点が求人内容をヒアリングし、求人票作成



内容の確認・すり合わせ



掲載媒体による審査



掲載開始



マッチング

問合せ先

とっとりプロフェッショナル人材戦略拠点
TEL 0857-30-6720 FAX 0857-30-6725

鳥取県立鳥取ハローワーク
TEL 0857-51-0501 FAX 0857-51-0502

詳しくはこちら

<https://tori-pro.jp/>

名称

鳥取県「週1副社長」推進加速化補助金

施策概要

とっとりプロフェッショナル人材戦略拠点が実施するプロフェッショナル人材事業を利用して、初めてビジネス人材を副業・兼業により活用する鳥取県内の企業に対し、当該企業が副業・兼業人材に支払う報酬及び副業・兼業人材の移動に要する費用(交通費及び宿泊費)を支援します。

1 対象事業者

とっとりプロフェッショナル人材戦略拠点が実施するプロフェッショナル人材事業を利用して、初めてビジネス人材を副業・兼業により活用する鳥取県内の企業
※「副業・兼業人材」とは、県外の事業所等で培った知見・ノウハウ等を活用し、県内企業の経営戦略立案や経営課題の解決にあたる人材であり、企業の社員、個人事業主、経営者等の別は問いません。

2 対象経費

とっとりプロフェッショナル人材戦略拠点が実施するプロフェッショナル人材事業を利用して、初めてビジネス人材を副業・兼業により活用する鳥取県内の企業が負担する次の経費

○報酬

県内企業が業務委託契約に基づき副業・兼業人材に支払う報酬(上限1月あたり5万円)

○交通費(往復)

鉄道賃、船賃、航空賃、バス料金、自家用車利用料及び高速道路料金の実費(最も経済的かつ合理的と認められる通常の経路及び方法に限る。1回の往復移動に伴う交通費の実費が1万円未満の場合は、宿泊されても対象外とします。)

○宿泊費

宿泊に要する経費のうち基本宿泊料(室料)及びそれに伴うサービス料並びに税金(消費税及び入湯税)とし、食費、日当は含まない。(上限額6,000円/泊)

※副業・兼業人材と業務委託契約を締結することが必要となります。

※複数の副業・兼業人材と業務委託契約を締結する場合には、そのうち1名のみが補助対象となります。

※補助対象経費は、業務委託契約の期間内に支払われた経費とする。ただし、当該期間は当該年度の2月末までに支払われたもので、かつ最長5ヶ月分とする。

3 補助率・限度額

補助率 10分の8

補助上限 各年度 50万円/社

4 手続きの流れ

県内企業と副業・兼業人材が締結した業務委託契約に定める契約期間の開始日から14日以内に交付申請するものとする。

補助事業が完了した日から14日を経過する日、契約期間が5ヶ月を超える場合には補助事業開始から5ヶ月が満了する日から14日を経過する日、もしくは交付決定に係る県の当該会計年度の3月10日のいずれか早い日までに実績報告を行うものとする。

プロフェッショナル人材戦略拠点による副業・兼業人材マッチング等の支援

↓
副業・兼業人材の現場受入にかかる計画策定

↓
業務委託契約の締結

↓
補助金交付申請書の提出

↓
交付決定

↓
実績報告書の提出

↓
補助金の支払い

問合せ先

鳥取県立鳥取ハローワーク

TEL 0857-51-0501

FAX 0857-51-0502

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/322505.htm>

名称

鳥取県ビジネス人材副業・兼業活用補助金

施策概要

県外のビジネス人材を副業・兼業により活用する県内企業に対し、当該企業が負担する副業・兼業人材の移動に要する費用(交通費及び宿泊費)を支援します。

1 対象事業者

鳥取県外の事業所で勤務又は事業実施するビジネス人材を、副業・兼業により活用する県内企業

※「副業・兼業人材」とは、県外の事業所等で培った知見・ノウハウ等を活用し、県内企業の経営戦略立案や経営課題の解決にあたる人材であり、企業の社員、個人事業主、経営者等の別は問いません。

2 対象経費

とっとりプロフェッショナル人材戦略拠点による支援を受けて、鳥取県外の事業所で勤務又は事業実施するビジネス人材が副業・兼業により当該人材の活用を希望する鳥取県内の企業(以下「県内企業」という。)の所在場所等を実際に訪れて業務に従事する場合に、当該県内企業が負担する副業・兼業人材の移動に要した以下の経費

○交通費(往復)

鉄道賃、船賃、航空賃、バス料金及びタクシー料金の実費(経済的かつ合理的と認められる通常の経路及び方法に限る。)

○宿泊費

宿泊に要する経費のうち基本宿泊料(室料)及びそれに伴うサービス料並びに税金(消費税及び入湯税)とし、食費、日当は含まない。(上限額6,000円/泊)

3 補助率・限度額

交付申請の単位は兼業・副業人材1名ごとの受入計画とし、県内での業務従事ごとに申請を行ってください。

補助率 2分の1

補助上限 各年度 10万円/社

(注)1回の往復移動に伴う交通費の実費が1万円未満の場合は、宿泊されても補助金の対象となりません。

4 手続きの流れ

副業・兼業人材が県内で業務に従事した日から1月以内または3月10日のいずれか早い日までに交付申請を行う必要があります。

プロフェッショナル人材戦略拠点による副業・兼業人材マッチング等の支援

↓
副業・兼業人材の現場受入にかかる計画策定・受入の実施

↓
補助金交付申請書の提出

↓
交付決定(額の確定)

↓
補助金の支払い

問合せ先

鳥取県立鳥取ハローワーク
TEL 0857-51-0501 FAX 0857-51-0502

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/292640.htm>

名称

在職者向け職業訓練

施策概要

在職者の方のスキルアップを支援するため、産業人材育成センター倉吉校、米子校において、土日の昼間等にIT関連技能習得コース、ホームページ作成、デザインソフト等の在職者向け職業訓練を実施しています。

【R7実施予定訓練一覧】

産業人材育成センター倉吉校		
コース名	総定員	時間
技能検定前講習	30	14時間
VBAプログラミング基礎科	10	18時間
建設業経理士2級試験対策コース	12	24時間
パソコン基礎科(Word&Excel)	16	36時間
フォトショップ基礎科	12	18時間
イラストレーター基礎科	12	18時間
エクセル2級試験対策コース	10	36時間
商業簿記科	12	36時間
ホームページ制作科	12	18時間
PCネットワーク科	10	18時間
VBAプログラミング応用科	10	18時間
PCデザイン応用科	10	18時間
VBAプログラミング基礎科(東部)	14	18時間
イラストレーター基礎科(東部)	14	18時間
エクセル実践科(東部)	14	24時間
アクセス基礎科(東部)	14	18時間
フォトショップ基礎科(東部)	14	18時間

産業人材育成センター米子校		
コース名	総定員	時間
商業簿記科	15	42時間
ホームページ制作科	20	18時間
パワーポイント科	15	18時間
建築BIM科(Revit)	15	30時間
ファイナンシャルプランナー科	10	36時間
ビジネスキャリア科(労務管理)	15	30時間
表計算科(実践)	15	24時間
PCデザイン科(イラストレーター)	15	24時間
PCデザイン科(フォトショップ)	15	18時間
パソコン基礎科(ワード & エクセル)	10	30時間
VBAプログラミング科(基礎)	10	18時間
VBAプログラミング科(応用)	10	24時間

※受講生1人1時間あたり300円(テキスト代別途)が必要になります。

※産業人材育成センター各校でカリキュラム等が異なりますので、詳しくは産業人材育成センター各校にお問い合わせください。

○オーダーメイド型訓練

CAD、デザイン、ホームページ作成等のパソコンを利用したオーダーメイド型の在職者向け訓練も実施します。

(倉吉校では、製造業系、建設業系の訓練も実施可能。)

企業からの依頼を受け、習得する技術・技能の目標、訓練時間、訓練定員について、産業人材育成センターが企業と調整、訓練カリキュラムを作成し、企業ニーズに合わせた在職者訓練を実施します。

【訓練時間】12時間以上24時間以内、 【実施人数】1コース当たり5名程度から

【受講料】1人1時間当たり300円(テキスト代別途)

問合せ先

県立産業人材育成センター倉吉校 TEL:0858-26-2247

県立産業人材育成センター米子校 TEL:0859-24-0372

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/sanjinsen/>

名称

伝統工芸継承人材育成事業補助金

施策概要

鳥取県の歴史的、文化的財産である伝統工芸品産業の技術の伝承と担い手の育成を図るために、就業・定着につながる人材育成の取組みに支援を行う。

(1) 伝統工芸継承人材育成補助金

対象経費	対象者	補助率	補助限度額
研修・滞在経費助成 ※補助期間は原則3年間とする	市町村、 伝統工芸を 継承する個人	1/2	115千円/月
研修用具		定額	1年目30千円 (上限額) 10千円 (上限額)
家賃・通勤助成 ※指導者が3親等以内、研修期間が1か月未満の場合は対象外		定額	33千円/月
研修受入助成 講師料		1/2	50千円/月
経営開始支援 ※指導者が3親等以内の親族である場合は、対象外		定額	100千円 (1回限り)

※審査会にて採択事業を決定します。

(2) 伝統工芸人材育成補助金(在職者研修)

対象経費	対象者	補助率	補助限度額
研修受講料・講師料、体験料、講師などの招へい旅費、研修に必要な工具・設備費用、会場使用料等	伝統工芸等既就業者	定額	600千円/年

(3) 募集期間

随時(ただし、補助金予算額が満額になり次第締め切ります。
詳細は販路拡大・輸出促進課HPIにて告知します。)

問合せ先

鳥取県 農林水産部 市場開拓局 販路拡大・輸出促進課
TEL: 0857-26-7259
FAX: 0857-21-0609

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/hanro-yusyutsu/>

名称

女性活躍に取り組む企業支援補助金

施策概要

誰もが働きやすい職場環境づくりや女性の人材育成等に取り組む企業に対して、その経費の一部を補助します。

【女性活躍に取り組む企業支援補助金】

支援項目	対象経費等
①女性の積極採用支援	女性の従業員数が少ない企業の女性の積極採用のために要する経費 (女性の採用説明会開催経費、女性向け採用パンフレット作成費等) [補助率1/2、限度額10万円]
②誰もが働きやすい職場環境整備支援	誰もが安心して働きやすい職場環境整備に要する経費 (女性更衣室、利用者の特性に配慮したトイレの整備費等) [補助率1/2、限度額25万円]
③健康課題支援	健康課題に対する取組に要する経費 (更年期障がい等の健康課題に関する企業内研修会の開催経費、外部相談窓口の活用経費等) [補助率1/2(※)、限度額10万円] ※外部相談窓口の活用経費は10/10
④女性のキャリアアップ等支援	人材育成研修、資格取得等に要する経費 (講師謝金、講習料等) [補助率1/2、上限10万円(20万円)]※()内は輝く女性活躍パワーアップ企業
⑤離職者雇用奨励金	育児、介護等の理由により離職した女性を正社員として雇用した企業への奨励金 [1企業あたり30万円]
⑥育児休業復帰支援	女性が安心して育児休業から復帰、就業継続できるよう育児休業時に雇用していた代替職員を引き続き雇用する際に要する経費 [月額上限10万円、最長3ヵ月]

・輝く女性活躍パワーアップ企業及び輝く女性活躍スタートアップ企業は、①～⑥全ての申請ができます。
鳥取県男女共同参画推進企業は、①～③のみ申請可能です。

問合せ先

鳥取県 男女協働未来創造本部 県民運動課
TEL:0858-23-3977
FAX:0858-23-3989

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/296415.htm>

名称

企業のファミリーサポート休暇等取得促進奨励金

施策概要

男性の育児・介護休業等の取得促進、働き方改革及び女性活躍の推進を図るため、育児や介護のための休暇・休業等の制度を整備し、従業員に休暇等を取得させた事業所に対して奨励金を支給します。

	区分	支給要件	支給額 (千円)
①	育児参加休暇	常時雇用する男性労働者が、配偶者の産前・産後休業期間に、子の養育のための就業規則等で定める特別休暇(有給)を2日以上取得していること。	100
②	介護休暇	常時雇用する男性労働者が、家族の介護等のため、就業規則等で定める介護休暇(有給)を2日以上取得していること。	100
③	不妊治療(プレ・マタニティ医療)休暇	医療機関において不妊症と診断された労働者(男女不問)が、診断に基づき受ける治療行為のために取得する特別休暇(有給)を取得していること。	10/日 5/半日
④	子の看護等休暇	常時雇用する男性労働者が、小学校3年生修了までの子を養育するため、子の看護のための休暇(有給)を5回(1回あたりの時間は問わず、複数の男性労働者が休暇を取得した場合は合算可能)以上取得していること。	100

〔申請上限〕

1企業あたり年間1件、ただし初申請年度については2件まで可能。(③を除く)

※③の区分で申請する場合は、今後のより一層の普及が必要なことから申請上限に加算しない。

また、同一労働者最大60千円まで(1年度あたり。最大3年度まで)とする。

問合せ先

鳥取県 子ども家庭部 子育て王国課
TEL:0857-26-7573
FAX:0857-26-7863

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/272974.htm>

名称

シン・子育て王国とっとり男性育児休業取得応援奨励金

施策概要

男女ともに子育てしやすい雇用環境の実現を図るため、男性労働者に育児休業を取得させ、育児休業期間中の代替人員を確保又は同僚に対して業務応援手当を支給した事業主に対して、奨励金を支給します。

区分	支給対象	支給額
①代替人員確保	男性従業員が1ヶ月以上の育児休業を取得した場合、育児休業取得者の代替人員を配置し、業務に従事させた事業主	育児休業の取得期間1か月あたり120千円 (上限1,440千円/社) ※育児休業の取得期間1か月あたり23日以上(勤務を要する日を19日以上含む)において、代替人員を配置した場合に限る
②同僚への応援手当	男性従業員が15日以上、3ヶ月未満の育児休業を取得した場合、育児休業取得者が属する部署等の労働者に対し、育児休業取得者の業務を代替する対価として手当を支給した事業主	下記ア、イを比較して少ない額(上限240千円/社) ア 育児休業の取得期間15日あたり40千円を乗じた額 イ 対象となる手当の実支出額

〔支給要件(共通)〕

- 1 県内に事業所を有すること
(本店が県外にある場合、県内に雇用保険適用事業所を有すること)
- 2 妊娠・出産・子育てを応援する企業として、「とっとり子育てプレミアムパートナー」に登録し、労働者の子育て等を後押しする取組を行っていること。(育児休業を最初に取得した日時点において登録を行っていない場合、本奨励金の申請日までに登録を行った場合には、支給要件を満たすものとする。)
- 3 適正な雇用管理を行っていると思われる者であること。
- 4 就業規則等に育児休業について規定していること。
- 5 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則(平成3年労働省令第25号)第7条第4項で定める事項について当該対象労働者に対し書面等により通知していること。
- 6 支給申請に係る子の出生の日まで1年以上継続して雇用されている男性労働者に第4条第1項の表に掲げる区分に応じた当該子にかかる育児休業期間を取得させ、育児休業終了後に職場復帰し、申請日まで雇用保険の被保険者として継続して雇用していること。

問合せ先

鳥取県 子ども家庭部 子育て王国課
電話:0857-26-7573
FAX:0857-26-7863

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/312475.htm>

名称

先端的デジタル活用企業立地促進補助金

施策概要

先端的なIT関連企業の新規立地や、県内で新たにIT関連事業へ参入しようとする企業に対し、事業所の賃借費用、設備機器賃借料及び人材確保・育成費の一部を支援します。

<事業内容>

対象業種	(1)ソフトウェア業、デザイン・機械設計業等 (2)コンテンツ関連事業 (3)一般事務・会計事務・事務用機器操作事務の事業
雇用要件	常時雇用労働者の増:5人以上 ※うち2人を上限にリモートワーカー、兼業・副業者等も可とする。
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所の賃借に要する経費 ・設備の賃借に要する経費 ・人材確保に要する以下の費用 <ol style="list-style-type: none"> ①求人広告・就職支援催事の参加費(人件費、旅費を除く)等 ※1人当たり50万円、5年間で総額750万円が上限 ②従業員及びその家族の県内への転居費用等(社内規定に基づき企業が負担する移転に係る経費) ③新たに雇い入れた又は県外から移転した従業員の育成・定着等に係る費用
補助率・期間	1/2(事業開始から5年間)
補助限度額	1,000万円/年

※補助金は1年ごとの実績により交付します。

問合せ先

鳥取県 商工労働部 立地戦略課
TEL:0857-26-7245
FAX:0857-26-8117

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/311583.htm>

名称**とっとり先駆型ラボ誘致・育成補助金****施策概要**

鳥取県を実証フィールドとして社会・地域課題解決型事業等の先駆的事业に取り組む事業者等のオフィス設置を支援します。

<事業内容>**(1)事前調査型**

本県で県内事業者等と連携した先駆的事业の実施を検討中の事業者に対し、事前調査費用等を支援する。

補助対象者	県内に事業所を設置していない先駆的事业を行おうとする事業者等
補助対象経費	交通費、委託費、共同調査費(県内事業者・団体等に限る)、通信費等
補助限度額等	30万円 (補助率)1/2 (補助期間)最長12カ月

(2)オフィス設置型

県内への小規模・サテライトオフィス等の拠点の設置・運営を支援する。((1)の活用は必須としない。)

補助対象者	県内に事業所を設置していない先駆的事业を行おうとする事業者等
補助要件	県内企業・団体と連携して事業を推進すること
補助対象経費	事務所改修・賃借料、機器設備取得費・賃借料、光熱水費等
補助限度額等	200万円 (補助率)1/2 (補助期間)最長24カ月

問合せ先

鳥取県 商工労働部 立地戦略課
TEL:0857-26-7245
FAX:0857-26-8117

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/294244.htm>

名称

研究開発拠点設置支援補助金

施策概要

市町村、教育・学術機関等との共創体制を活用し、中山間地域等をはじめとした県内への研究開発型企業の立地を支援します。

<事業内容>

研究開発拠点の設置を支援することにより、高付加価値を生み出す事業所の立地に繋げるとともに、当該事業所等を若者定住やJUターンの受け皿として成長させることを目的として交付する。

(1)小規模型

補助要件	研究開発事業を行うこと／雇用2名以上
補助対象経費	拠点賃借料、機器賃借料、研究開発費 等
補助限度額等	500万円
補助率・期間	(補助率) 1/2 (補助期間)最長36カ月

(2)大規模型

補助要件	<ul style="list-style-type: none"> ・県外本社の研究開発等を行う機能の全部又は一部の県内移転 ・産業未来共創補助金(一般投資型、成長・規模拡大型)又は先端的デジタル活用企業立地促進補助金の認定を受けた事業者
補助対象経費	研究開発費、人材確保・育成に要する経費 等
補助限度額等	5,000万円
補助率・期間	(補助率) 1/2 (補助期間)最長36カ月

問合せ先

鳥取県 商工労働部 立地戦略課
TEL:0857-26-7245
FAX:0857-26-8117

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/rittisenryaku/>

名称

市町村との共創による地域活性化企業立地促進補助金

施策概要

人口減少により産業維持が困難な地域等における企業立地を促進するため、市町村が主体的に行う企業立地支援について、県も協調して支援します。

対象事業者	県内に事業所等を有する者、県外企業
対象事業	製造業・その他の業種の事業で、投資額3,000万円超の大規模な事業
対象経費	事業所等の整備費用(土地・建物取得、設備投資)
主な要件	<ul style="list-style-type: none">・市町村が補助金等による支援を行うこと・特定地域づくり事業協同組合を設立する市町村、またはそれに準ずる地域づくりの取組を行う市町村への立地・特定地域づくり事業協同組合からの派遣又は直接雇用なども含め雇用形態は問わないが常時雇用1人役以上
補助率・補助限度額	1/10 ・ 5,000万円(県補助額は市町村補助額の2倍を限度とする)

問合せ先

鳥取県 商工労働部 立地戦略課
TEL:0857-26-7245
FAX:0857-26-8117

詳しくはこちら

<https://ritti-pref.tottori.jp/>

名称

鳥取県産業未来共創条例認定事業者貨物誘致支援事業補助金

施策概要

鳥取県産業未来共創条例に基づく事業認定(新增設)事業者を対象に、境港外貨定期航路を利用する貨物取扱を伴う場合、事業開始から一定期間、又は一定量の貨物について輸送経費の一部を支援します。

■補助期間

補助事業開始日から5年間

■補助額 25,000円/TEU

■限度額 1社当たり500万円/1年間(最大2,500万円/5年間)

(※)1FEUは、2TEUに換算(TEU=20フィートコンテナ、FEU=40フィートコンテナ)

問合せ先

鳥取県 商工労働部 通商物流課
TEL:0857-26-7661
FAX:0857-26-8117

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/tsushou-butsumy/>

名称

鳥取県スタートアップ創出加速化補助金(事業化促進型)

施策概要

次世代の本県産業を牽引する可能性を秘めた成長性の高いスタートアップビジネスの事業化促進を支援する補助金です。

鳥取県から他都道府県や海外に展開できるような成長性の高いビジネスプランの事業化を目指す者について、事業立ち上げに係る経費を補助する。

補助金名	スタートアップ創出加速化補助金 (事業化促進型)
補助対象期間	最長24か月
補助率・限度額	1/2、2,000千円

※審査会にて採択事業を決定します。

問合せ先

鳥取県 商工労働部 産業未来創造課
TEL:0857-26-7246
FAX:0857-26-8117

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/315894.htm>

名称

鳥取県スタートアップ創出加速化補助金(事業拡大型)

施策概要

次世代の本県産業を牽引する可能性を秘めた成長性の高いスタートアップビジネスの事業拡大を支援する補助金です。

事業拡大に向けてVC(ベンチャーキャピタル)等からその事業性・成長性が評価され、エクイティファイナンスによる資金調達に成功したことを要件に、その後の新商品・新サービス開発や販路開拓等の加速化等事業拡大に向けた経費を補助する。

補助金名	スタートアップ創出加速化補助金(事業拡大型)
補助対象期間	最長36か月
補助率・限度額	2/3、10,000千円

問合せ先

鳥取県 商工労働部 産業未来創造課
TEL:0857-26-7246
FAX:0857-26-8117

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/312270.htm>

名称

鳥取県スタートアップ人材応援プロジェクト支援金

施策概要

鳥取県から全国・世界へ挑戦するスタートアップ人材に最大90万円の支援金を支給し活動を応援します。

鳥取県内の学生や社会人が経済産業省が実施するスタートアップ・イノベーター育成プログラム等に参加する場合に定額の支援金を支給します。

問合せ先

鳥取県 商工労働部 産業未来創造課
TEL:0857-26-7246
FAX:0857-26-8117

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/319213.htm>

名称

地域課題解決型起業支援補助金

施策概要

県内で地域課題の解決(中山間振興や地域資源活用など)に取り組む起業家による事業を支援します。審査会にて採択事業を決定します。

区分	内容
補助率	補助対象経費の1/2以内
補助対象事業	地域課題解決(地域資源活用、中山間振興等)に資する事業
補助対象経費	次に該当する経費(交付決定以降に支出されたものに限る) 人件費、設備費、原材料費、借料、謝金、旅費、委託費等
補助金額	上限200万円
補助期間	交付決定日から3月1日まで

※審査会にて採択事業を決定します。詳しい公募情報等は以下の関連サイトをご覧ください。

問合せ先

鳥取県 商工労働部 産業未来創造課
TEL:0857-26-7244
FAX:0857-26-8117

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/269488.htm>

名称

設立・開業一年後支援金

施策概要

鳥取県制度融資の「創業支援資金」または日本政策金融公庫の「新規開業・スタートアップ支援資金(女性、若者/シニア起業家支援関連)」を活用される方に、融資開始から一年後に定額支援金を支給します。

支援金の支給額は、以下のとおりです。

融資制度の区分	事業者の区分	
	法人	個人
鳥取県制度融資 「創業支援資金」	25万円	15万円
日本政策金融公庫 「新規開業資金(女性、若者/シニア起業家支援関連)」	10万円	5万円

<申請時期>

- ・対象融資額の総額が200万円以上となった日の1年後の同日から起算して6か月が経過する日までの間に申請を行ってください。

問合せ先

鳥取県 商工労働部 産業未来創造課
TEL:0857-26-7690
FAX:0857-26-8117

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/99747.htm>

名称

鳥取県産業未来共創事業の認定・補助金〈事業承継促進型〉

施策概要

事業を承継した後の事業継続のために必要な取組に関する計画について、「鳥取県産業未来共創事業〈事業承継促進型〉」として県が認定し、その取組や設備投資を補助金で支援します。

(1) 鳥取県産業未来共創事業〈事業承継促進型〉の認定

県内中小企業者が策定する新たな企業価値の創造に資する取組又は事業を承継した後の事業の継続のために必要な取組に関する1年以内の短期計画を鳥取県産業未来共創事業〈事業承継促進型〉として県が認定します。

(2) 鳥取県産業未来共創補助金〈事業承継促進型〉

(1)の認定を受けた計画の実行にあたり、補助制度により支援します。

補助対象経費	事業承継時の専門家費用、設備導入費等
補助率	補助対象経費の1/2以内
補助金の額	2,000千円以内(千円未満は切り捨て)
補助対象期間	12月以内

(3) その他

お申し込みには認定経営革新等支援機関の証明が必要です。

問合せ先

鳥取県 商工労働部 企業支援課
TEL:0857-26-7241
FAX:0857-26-8078

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/311526.htm>

名称

とっとりSDGs企業認証

施策概要

持続可能な地域社会、産業の持続的発展とともに、将来の事業継続を目指す県内企業の取組を「社会」「経済」「環境」の3側面から評価し、認証する制度です。

「とっとりSDGs企業認証制度」は、中小企業等がSDGs・ESG経営に取り組む際の羅針盤として活用できるよう、国際的な様々な開示基準などをもとに、SDGsとの関連性や重要性が高い評価指標群を再構成し、定量的・定性的に評価する仕組みとしています。

SDGsが求められる時代の中で、持続可能な企業経営を進めるきっかけとして、また、そうした企業の姿勢を様々な利害関係者(ステークホルダー)に対して見える化するツールとして本認証を活用いただき、県内企業の価値向上につなげていこうとするものです。

※SDGs: Sustainable Development Goalsの略称。2015年に国連で採択された「持続可能な開発目標」。

※ESG: 国内外企業における事業活動の価値判断の一つ。

環境(Environment)、社会(Social)、企業統治(Governance)の3分野を総称したものの。

【認証者】

鳥取県(認証適否は外部有識者が審査します。)

【認証対象】

県内事業者(県内に拠点を有し、主たる事業として営利事業を行う事業者)

【審査項目】

- ・SDGs実現に向けて目指す2030年の姿
- ・SDGsの取組に対する推進体制
- ・「社会」「経済」「環境」の3側面30の取組項目についての取組状況と今後の目標・取組

【認証有効期間】

3年(更新可能)

【進捗管理】

認証取得後も年1回の進捗報告が必要です。

【認証取得のメリット】

◆事業者の状況に合わせた支援が受けられる！
認証を取得すると、認証企業を対象とした低利率の制度融資、ビジネスによる社会課題解決につながる取組を支援する補助金、新たな展開の実現のきっかけとなる学生連携・ビジネスマッチング支援など、県などが行う支援を受けることができます！

◆SDGs視点での経営の再確認ができる！
SDGsの17のゴールは企業経営に幅広く関連していますが、本認証への取組を通して、SDGsの視点で自社の経営を網羅的に再確認し、強みの把握や不足する部分への気づきを得るためのツールとしてご活用いただけます。

◆客観的基準によるSDGsの取組のPRができる！
例えば、ホームページへの掲載や採用活動など、経済活動の様々な場面の中で、公的な認証という一定の客観性がある形で、SDGsへの取組状況をPRしていただくことが可能です。

◆県が認証事業者を積極的にPRします！
認証企業の取組をチェックシートも含め、県のホームページ等で公開するとともに、認証取得後も継続的に、様々な場面で幅広く紹介するなどのPRを行っていきます。

問合せ先

鳥取県 商工労働部 商工政策課
TEL: 0857-26-7602
FAX: 0857-26-8117
MAIL: shoukou-seisaku@pref.tottori.lg.jp

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/301064.htm>

名称

鳥取県グリーン商品認定制度

施策概要

環境負荷の少ない循環型社会の構築に向けて、循環資源(廃棄物、間伐材等)を利用した商品を県独自の認定制度(鳥取県グリーン商品認定制度)により認定し、商品の販路開拓を支援します。

対象商品

循環資源(廃棄物や間伐材等)を原料として、県内で製造され、または加工され、県内外で販売される商品、または既に販売されている商品が対象です。

事業内容

- (1)循環資源(廃棄物、間伐材等)を利用した商品を県独自の認定制度(鳥取県グリーン商品認定制度)により認定します。
- (2)認定された商品を製造する事業者等で構成する「鳥取県認定グリーン商品普及促進協議会」が実施する商品PRや販売促進活動を支援します。

グリーン商品の認定要件

- (1)生活環境のために必要な措置が講じられている県内の事業所で製造され、または加工されること。
- (2)すでに販売されている、または認定申請から6ヶ月以内に販売されることが確実なこと。
- (3)当該商品について適用される関係法令等を遵守していること。
- (4)廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第3項に規定する特別管理一般廃棄物及び同法第2条第5項に規定する特別管理産業廃棄物を原材料としていないこと。
- (5)商品について次に掲げる場合に於いて、それぞれに定める要件を満たしていること。
 - ① 販売等にあたり、商品に適用される関係法令等に溶出等の基準がある場合 当該基準に適合していること。
 - ② ①以外の場合 次に掲げる基準のすべてに適合していること。
 - ア 環境基本法(平成5年法律第91号)第16条第1項の規定に基づく土壌の汚染に係る環境基準
 - イ 土壌汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)第31条第2項に規定する含有量に関する基準
 - ウ ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)第7条の規定に基づくダイオキシン類による土壌の汚染に係る環境基準
- (6)次のいずれかの規格に適合しているか、またはこれらに準じたもの。
日本工業規格(JIS)、日本農林規格(JAS)、エコマーク商品認定基準、
グリーン購入法第6条に基づく「環境物品等の調達に関する基本方針」、
鳥取県土木工事共通仕様書、その他公的な機関が定める品質等の基準
- (7)利用する循環資源は次のとおりです。
 - ア 品目ごとに定めた利用割合(率)に適合すること。
 - イ 県内調達率は、以下に定める率以上とすること。ただし、既存の認定商品に類似の機能、構造、特性等を有するものがないグリーン商品及び県内で発生する廃棄物等を県外で処理した際に発生する循環資源については、この限りではない。
間伐材70%、木くず70%、がれき類60%、動植物性残さ60%、樹皮50%、ガラスくず40%、その他はできる限り高い率。



(※令和7年4月1日現在で、379商品を認定しています。)

問合せ先

鳥取県 商工労働部 産業未来創造課
TEL:0857-26-7564
FAX:0857-26-8117

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/green/>

名称

鳥取県トライアル発注推進事業

施策概要

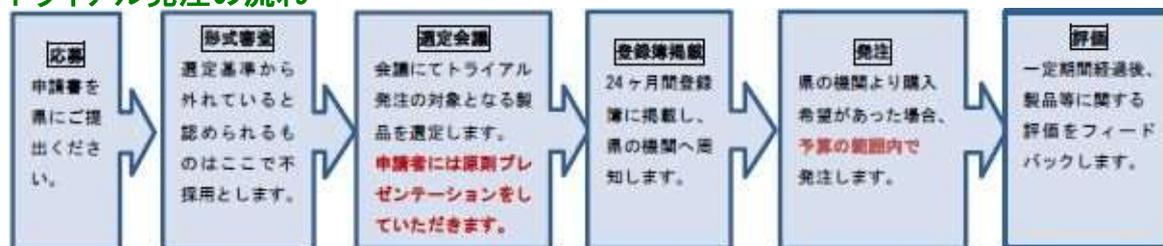
県内で開発され、又は製造された製品等について、県の機関が試行的に発注し、官公庁からの受注実績をすることにより、県内の事業者の販路開拓を支援し、地域経済の活性化を図ることを目的として、鳥取県が「トライアル発注対象製品等」に認定する制度です。

選定基準

以下の全てを満たす必要があります。

- (1) 県内事業者が県内で自ら製造し、又は開発したものであること
- (2) 新規性及び独創性があること
- (3) 市場での流通が十分でないものの、今後の市場性が見込まれること
- (4) 技術の高度化、経営能率の向上、住民生活の利便の増進のいずれかに寄与すること
- (5) 製品等に適用される法令等を遵守していること
- (6) 県が組織として使用することが見込まれるものであり、かつ個人によって効果・嗜好の違いが大きく、組織による評価に馴染まない製品等ではないこと
- (7) 公共事業での使用が想定されるものではないこと
- (8) 過去に本制度に認定された製品等と同一の製品等及びこれまでのトライアル発注対象製品等と類似する製品等ではないこと

トライアル発注の流れ



※事業の全ての行程を原則公開します。あらかじめご了承の上、ご応募ください。

問合せ先

鳥取県 商工労働部 産業未来創造課
TEL:0857-26-7690
FAX:0857-26-8117

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/trial/>

名称

「食パラダイス鳥取県」アンバサダー制度

施策概要

「食パラダイス鳥取県」推進の趣旨に賛同し、その実現に向けて新たなチャレンジを行う事業者を「食パラダイス鳥取県」アンバサダーとして登録することで、鳥取県の食の魅力向上と情報発信を行います。

県は「食パラダイス鳥取県」アンバサダー制度に対し、以下の支援を行う。

- 1 メニューや広告、包装資材等に利用できるロゴマーク等のデータの提供(ただし、事業者は、その使用に当たり、別に定める使用マニュアルを遵守するものとする。)
- 2 店舗等に掲出するためのPR資材(ノボリ、POP広告等)の提供
- 3 県産フェア等のイベントへの後援名義の使用(ただし、イベント毎に申請・審査を要する。)
- 4 県ホームページ等でのPR
- 5 県公式グルメサイト「とりたべ」への掲載
- 6 食パラダイス鳥取県キャンペーン(デジタルスタンプラリーやSNSキャンペーン等)の実施
- 7 その他、商談会やフェアの情報提供等



登録にあたっては、「食パラダイス鳥取県」アンバサダー登録及びロゴ等使用要綱をご確認いただき、申請書に必要事項を記入の上、市場開拓局食パラダイス推進課まで提出してください。

問合せ先

鳥取県 農林水産部 市場開拓局 食パラダイス推進課
TEL:0857-26-7853
FAX:0857-21-0609

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/311299.htm>

名称

鳥取県ふるさと認証食品制度

施策概要

県内の工場で製造され、食品添加物を使用していない、又は品質を保持するため必要な最小限度としているものを「鳥取県ふるさと認証食品」として認証します。

事業者から申請のあった商品について、県は審査会を開催し、「鳥取県表彰・認定等審査会(食パラダイス鳥取県推進協議会)」の意見を参考に認証の可否を決定する。
認証申請書は、鳥取県ふるさと認証食品認証要綱に基づき、必要書類を添えて市場開拓局食パラダイス推進課まで提出すること。(申請様式はホームページからも入手可能)

認証食品は、商品パッケージに認証マーク(Eマーク)を使用して製造・販売ができる。

(「鳥取県ふるさと認証食品」ロゴマーク)



問合せ先

鳥取県 農林水産部 市場開拓局 食パラダイス推進課
TEL:0857-26-7853
FAX:0857-21-0609

詳しくはこちら

<http://www.tottori3e.jp/>

名称

とっとり県産品「鳥取物がたり」登録制度

施策概要

県は、一定の要件を満たす県産品を「とっとり県産品」として登録します。事業者は、「鳥取物がたり」のロゴマークを活用して県産品であることをPRできます。

事業者から登録申請された県産品は、県が登録基準を満たしているか審査し、登録の可否を決定する。

登録申請書は、とっとり県産品「鳥取物がたり」登録要綱に基づき、必要書類を添えて市場開拓局食パラダイス推進課まで提出すること。（申請様式はホームページからも入手可能）

「鳥取物がたり」認定商品は、商品パッケージに以下のロゴマークを使用して製造・販売することができる。

（「鳥取物がたり」ロゴマーク）



問合せ先

鳥取県 農林水産部 市場開拓局 食パラダイス推進課
TEL:0857-26-7853
FAX:0857-21-0609

詳しくはこちら

<http://www.pref.tottori.lg.jp/223991.htm>

名称

鳥取県男女共同参画推進企業認定制度

施策概要

仕事と家庭の両立支援など誰もが働きやすい職場環境づくりに取組む企業を「鳥取県男女共同参画推進企業」として認定します。認定を受けると、働きやすい職場環境づくりに向けた取組支援の対象となります。

【認定の要件】

以下の取組に関する審査項目のうち、中小企業の場合は5割、大企業の場合は7割を満たしていること。

- ・仕事と家庭の両立支援の取組
- ・誰もが働きやすい職場づくりの取組
- ・男女均等な能力活用の取組
- ・労働基準法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、労働施策総合推進法等の遵守

【認定までの流れ】

申請書類の提出 → 書類審査及び審査項目に関する聞き取り
→ 認定委員会(年4回開催) → 認定

【認定企業のメリット】

- ・県のホームページやパンフレットで企業名等を紹介します。
- ・県の建設工事の入札参加資格者格付の加点、測量等業務の入札時の評価での加点、物品調達における配慮措置等の優遇が受けられます。
- ・就業規則等の整備を支援する社会保険労務士の派遣を無料で受けることができます(※中小企業に限る)。
- ・ハローワークにおける求人票に認定企業であることの表示、広告・名刺等にロゴマークの使用が可能になります。



・「女性活躍に取り組む企業支援補助金」のうち、以下の支援項目を申請することができます。

支援項目	対象経費等
女性の積極採用支援	女性の従業員数が少ない企業の女性の積極採用のために要する経費 (女性の採用説明会開催経費、女性向け採用パンフレット作成費等) [補助率1/2、限度額10万円]
誰もが働きやすい職場環境整備支援	誰もが安心して働きやすい職場環境整備に要する経費 (女性更衣室、利用者の特性に配慮したトイレの整備費等) [補助率1/2、限度額25万円]
健康課題支援	健康課題に対する取組に要する経費 (更年期障がい等の健康課題に関する企業内研修会の開催経費、外部相談窓口の活用経費等) [補助率1/2(※)、限度額10万円] ※外部相談窓口の活用経費は10/10

問合せ先

鳥取県 男女協働未来創造本部 県民運動課
TEL:0858-23-3977
FAX:0858-23-3989

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/296043.htm>

名称

鳥取県輝く女性活躍パワーアップ企業登録制度

施策概要

管理的地位に占める女性割合30%以上を目標に人材育成や環境整備に取り組む企業を「輝く女性活躍パワーアップ企業」として登録します。登録を受けると、女性活躍推進に向けた取組支援の対象となります。

【登録の要件】

- ・鳥取県男女共同参画推進企業の認定を受けていること。
※ 男女共同参画推進企業認定申請との同時申請も可能です。
- ・管理的地位に占める女性割合30%以上を目標とする自主宣言・行動計画(3年間)を作成し、人材育成や環境整備に取り組むこと。

【登録までの流れ】

申請書類の提出 → 認定委員会(年4回開催) → 登録

【登録企業のメリット】

- ・県のホームページやパンフレットで企業名等を紹介します。
- ・「女性活躍に取り組む企業支援補助金」を申請することができます。

支援項目	対象経費等
女性の積極採用支援	女性の従業員数が少ない企業の女性の積極採用のために要する経費 (女性の採用説明会開催経費、女性向け採用パンフレット作成費等) [補助率1/2、限度額10万円]
誰もが働きやすい職場環境整備支援	誰もが安心して働きやすい職場環境整備に要する経費 (女性更衣室、利用者の特性に配慮したトイレの整備費等) [補助率1/2、限度額25万円]
健康課題支援	健康課題に対する取組に要する経費 (更年期障がい等の健康課題に関する企業内研修会の開催経費、外部相談窓口の活用経費等) [補助率1/2(※)、限度額10万円] ※外部相談窓口の活用経費は10/10
女性のキャリアアップ等支援	人材育成研修、資格取得等に要する経費 (講師謝金、講習料等) [補助率1/2、上限20万円]
離職者雇用奨励金	育児、介護等の理由により離職した女性を正社員として雇用した企業への奨励金 [1企業あたり30万円]
育児休業復帰支援	女性が安心して育児休業から復帰、就業継続できるよう育児休業時に雇用していた代替職員を引き続き雇用する際に要する経費 [月額上限10万円、最長3ヵ月]

問合せ先

鳥取県 男女協働未来創造本部 県民運動課
TEL:0858-23-3977
FAX:0858-23-3989

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/296043.htm>

名称

鳥取県輝く女性活躍スタートアップ企業登録制度

施策概要

管理的地位に占める女性割合15%以上を目標に人材育成や環境整備に取り組む企業を「輝く女性活躍スタートアップ企業」として登録します。登録を受けると、女性活躍推進に向けた取組支援の対象となります。

【登録の要件】

- ・鳥取県男女共同参画推進企業の認定を受けていること。
※ 男女共同参画推進企業認定申請との同時申請も可能です。
- ・管理的地位に占める女性割合が15%未満かつ30%以上となるまでに3年超が見込まれる企業が、15%以上を目標とする自主宣言・行動計画(3年間)を作成し、人材育成や環境整備に取り組むこと。

【登録までの流れ】

申請書類の提出 → 認定委員会(年4回開催) → 登録

【登録企業のメリット】

- ・県のホームページやパンフレットで企業名等を紹介します。
- ・「女性活躍に取り組む企業支援補助金」を申請することができます。

支援項目	対象経費等
女性の積極採用支援	女性の従業員数が少ない企業の女性の積極採用のために要する経費(女性の採用説明会開催経費、女性向け採用パンフレット作成費等) [補助率1/2、限度額10万円]
誰もが働きやすい職場環境整備支援	誰もが安心して働きやすい職場環境整備に要する経費(女性更衣室、利用者の特性に配慮したトイレの整備費等) [補助率1/2、限度額25万円]
健康課題支援	健康課題に対する取組に要する経費(更年期障がい等の健康課題に関する企業内研修会の開催経費、外部相談窓口の活用経費等) [補助率1/2(※)、限度額10万円] ※外部相談窓口の活用経費は10/10
女性のキャリアアップ等支援	人材育成研修、資格取得等に要する経費(講師謝金、講習料等) [補助率1/2、上限10万円]
離職者雇用奨励金	育児、介護等の理由により離職した女性を正社員として雇用した企業への奨励金 [1企業あたり30万円]
育児休業復帰支援	女性が安心して育児休業から復帰、就業継続できるよう育児休業時に雇用していた代替職員を引き続き雇用する際に要する経費 [月額上限10万円、最長3ヵ月]

問合せ先

鳥取県 男女協働未来創造本部 県民運動課
TEL:0858-23-3977
FAX:0858-23-3989

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/296043.htm>

名称

イクボス・ファミボス宣言企業の登録

施策概要

経営トップが部下の仕事と家庭の両立を応援するイクボス・ファミボスとしてワーク・ライフ・バランスの推進等に取り組むことを宣言し、実践する企業を「イクボス・ファミボス宣言企業」として登録します。

【登録の要件】

- ・鳥取県男女共同参画推進企業の認定を受けていること。
※男女共同参画推進企業認定申請時に宣言を行うことも可能です。
- ・長時間労働の削減、年次有給休暇や育児・介護支援制度の利用奨励、柔軟な働き方の導入など、社員が仕事と家庭の両立ができるよう取り組むことを宣言し、社内で周知、実践すること。

【宣言企業のメリット】

- ・県のホームページやパンフレットで企業名等を紹介します。
- ・イクボス・ファミボスの取組が優れている企業をイクボス・ファミボス宣言優良表彰企業として顕彰します。
- ・イクボス・ファミボスの優良取組事例を新聞やパンフレット等で紹介します。

問合せ先

鳥取県 男女協働未来創造本部 県民運動課
TEL:0858-23-3977
FAX:0858-23-3989

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/296043.htm>

名称

とっとりSDGs経営強化専門家派遣

施策概要

企業のニーズに合わせた分野別専門家を県が派遣し、SDGs経営の各種課題解決をサポートします。

【対象者】

とっとりSDGs企業認証の認証事業者、認証支援事業者、SDGs企業認証の取得を目指す県内中小企業

【対応可能な専門分野】

分野	内容
SDGs経営	SDGs経営推進、社会課題解決型ビジネス、従業員への浸透などに関する相談
労務管理	労働災害・ハラスメント等の防止、働き方改革に係る社内規定整備に関する相談
企業法務	コンプライアンス(法令順守)に係る制度整備等の相談
環境マネジメント	温室効果ガス排出量の見える化や、削減目標の設定
BCPサポート	事業継続計画(BCP)の策定、感染症・セキュリティ等の対応分野拡大、点検・見直し
情報セキュリティ	社内情報セキュリティの整備、見直し、社内周知等の相談

問合せ先

鳥取県 商工労働部 商工政策課
TEL:0857-26-7602
FAX:0857-26-8117
MAIL:shoukou-seisaku@pref.tottori.lg.jp

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/306546.htm>

名称

サプライチェーンCO2排出量の見える化に向けた専門家による伴走支援

施策概要

製品等の原材料調達から生産、流通、販売、廃棄及びリサイクルに至るまで、サプライチェーン全体で発生するCO2排出量を把握するため、他社の間接的な事業活動で排出されるものを踏まえた「Scope3(スコープ3)」や「カーボンフットプリント」の見える化の取組が広がってきています。
鳥取県では、「CO2排出量算定ワークショップ」等で基礎的なノウハウを学ばれた事業者が、実際に自社の製品・サービスのCO2排出量算定に取組まれる際の技術的なサポートを行う専門家支援を行うこととしています。

○支援内容

支援区分	支援対象者	回数及び時間
算定支援型	自社の製品・サービスのCO2排出量を算定して、排出量の見える化・削減に取り組む県内事業者	40時間以内で、必要と認められる回数・時間
出張セミナー型	CO2排出量の見える化の意義等を、社内に啓発するための社内セミナー等を実施する県内事業者	1回・3時間以内

○支援の流れ

- (1)「(様式第1号)個社別サプライチェーンCO2 排出量見える化支援専門家派遣等依頼書」を作成し、商工政策課に提出。
- (2)専門家から助言・指導内容を確認し、適切と認められた場合、県から事前確認を行った上で、選定した専門家と直接調整。
- (3)専門家派遣決定、派遣。
- (4)相談終了後、「(様式第4号)サプライチェーン CO2 排出量見える化支援専門家派遣等終了報告書」を作成し、20 日以内に商工政策課に提出。

※専門家派遣に係る専門家への謝金(旅費を含む)は、原則として県が負担します。なお、支援回数及び支援額には一定の上限があり、これを超える内容となる場合の費用については、事業者の負担となります。

※この制度を活用する場合には、専門家との調整が必要となりますので、原則として派遣を希望する日の1か月前までにお申込みください。

問合せ先

鳥取県 商工労働部 商工政策課
TEL:0857-26-7538
FAX:0857-26-8117
MAIL:shoukou-seisaku@pref.tottori.lg.jp

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/319047.htm>

名称

とっとりBCPサポートセンター

施策概要

自然災害やサイバーセキュリティ、新型コロナウイルスなどの事業継続に影響を与えるリスクに対応していくための相談や、非常時でも事業を継続するための計画＝BCPに関する初期相談や策定相談まで県内中小企業からの相談に、幅広く対応します。

開設場所	鳥取県庁商工労働部商工政策課内
専門分野	1. BCP・BCPマネジメント 2. 感染対策 3. サイバーセキュリティ
支援メニュー	(1) 専門家オンライン個別相談: 1事業者2回まで(1回あたり1時間程度) (2) BCP策定・改善相談: 1事業者1回まで(1回あたり3時間程度)
費用	無料
事業内容	<p>自然災害や新型コロナウイルス、サイバーセキュリティの経営リスクについて、専門家からアドバイスを受ける個別相談や、BCP(事業継続計画)の策定相談、策定したBCPの改善(見直し)相談など幅広く対応します。</p> <p>(1) 簡易相談(専門家オンライン相談) BCPに係る初期相談や見直し相談、サイバーセキュリティや感染症対策に係る技術的な相談など、オンラインで専門家に相談する体制を構築・運営する。</p> <p>(2) BCP策定・改善支援(専門家派遣) BCPの内容に対する具体的な指導・助言を企業現場に派遣して行う体制を構築・運営する。 (ア) BCPの策定・改善支援: 県版BCPの策定・改善に対する指導・助言 (イ) リスク診断支援: ハザードマップに基づくリスク診断等</p> <p>(3) ミニ研修会・合同勉強会支援(専門家派遣) BCPに関心のある地域や同業種の事業者が集まって実施する研修会や勉強会に専門家を派遣して、地域や業種の特性に対してきめ細かく助言を行う。</p>
実施の流れ	<p>① サポートセンターに電話、又はメールで相談内容の確認。 ② 県HPのサポートセンター内にある専門家派遣依頼書をメール等で提出。 ③ 事務局が依頼内容を確認して専門家と調整した後、相談者に連絡。 ④ 指定された日にオンライン、又は現地派遣により相談を実施。 ⑤ 相談実施後、相談者より実施報告書を事務局に提出。</p>
期間	令和8年3月31日まで(令和7年度に相談するものに限る。) ※派遣の受付は先着順とし、予算の範囲内で派遣します。

問合せ先

鳥取県 商工労働部 商工政策課
TEL: 0857-26-7565
FAX: 0857-26-8117
MAIL: shoukou-seisaku@pref.tottori.lg.jp

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/296965.htm>

名称

県内事業者の経営力向上に向けた価格適正化と賃上げ相談窓口

施策概要

物価高騰下でも価格適正化や賃上げによる経済の好循環を実現していくため、取引価格の適正化や生産性向上、業務改善などについての専門家への無料相談窓口です。

○受付期間

令和7年3月3日(月)から令和8年2月27日(金)まで

○受付機関

鳥取県中小企業団体中央会(鳥取市富安1-96)
電話 0857-26-6671 / メール honbu@chuokai-tottori.or.jp

○受付内容

- ・対象者
物価高騰や人件費高騰の影響を受けている県内の商工業者
- ・主な相談内容
経営力向上に向けた価格転嫁や生産性向上、業務改善等の具体的な方法等
- ・相談方法
上記の受付機関に電話又はメールにて相談内容を御連絡ください。
相談内容に応じて対応可能な専門家を調整し、後日、電話又はオンラインで相談に対応します。
さらに、具体的な課題解決に向けた現地での個別指導にも対応します。

問合せ先

鳥取県 商工労働部 商工政策課
TEL:0857-26-7602
FAX:0857-26-8117

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/311721.htm>

名称

物流の2024年問題相談窓口・専門家派遣

施策概要

運送事業者、荷主企業からの2024年問題等のあらゆる物流課題解決に向け、相談内容に応じた物流コンサルタント等の専門家派遣・各種相談対応を実施します。

相談窓口	とりロジダイヤル:0857-26-7850 (受付時間:平日8:30~17:15)
専門家派遣	費用 無料 (専門家派遣に必要な費用は県が負担します(上限あり)。ただし、解決策実行に向けて費用が必要になる場合(システム導入、設備改修等)は相談者の負担となります)
	事業内容 物流の2024年問題に係る困りごと、相談に対し、アドバイスをするとともに、物流コンサルタント等の専門家を派遣。 1. 県に相談 2. 相談者と県で適切な専門家を調整 3. 相談者と専門家との事前WEB面談 4. 専門家による実地確認、助言、指導の実施
	募集期間 令和7年4月1日から令和8年2月28日まで ※派遣の受付は先着順とし、予算の範囲内で派遣します。

問合せ先

鳥取県 商工労働部 通商物流課
TEL:0857-26-7850
FAX:0857-26-8117

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/316577.htm>

名称

外国人雇用に関する相談窓口

施策概要

外国人雇用の相談に対応する窓口を設置しています。

○鳥取県外国人雇用サポートデスク

外国人雇用にあたっての在留資格や手続き等に関する相談窓口を、鳥取県行政書士会に委託して設置しています。行政書士と面談等により無料で相談できます。

(相談例)

- ・外国人雇用にあたっての在留資格や手続きの具体的相談
- ・出入国管理及び難民認定法の説明、募集や採用での留意点など、外国人雇用に関する一般的な相談

※鳥取県内に事業所を有する企業等がご利用いただけます。

【利用方法】

- 1 電話による受付
サポートデスク(鳥取県行政書士会)にお電話ください。
電話: 0857-24-2744 (受付時間 平日9:00 ~ 17:00)
- 2 担当行政書士の決定
企業等の所在地や相談概要を考慮し、行政書士会で担当者を決定します。
- 3 相談
担当行政書士より面談日時等を連絡し、相談を行います。

○外国人材受け入れ・共生相談窓口

外国人を雇用中、又は雇用しようとする鳥取県内に事業所を有する企業等から、外国人の雇用や外国人との共生に関する相談について対応します。

電話: 0857-26-7699

ファクシミリ: 0857-26-8169

電子メール: koyou-hataraki@pref.tottori.lg.jp

問合せ先

鳥取県 商工労働部 雇用人材局 雇用・働き方政策課
TEL: 0857-26-7699
FAX: 0857-26-8169

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/279381.htm>

名称

障がい者雇用の推進（就労支援体制）

施策概要

障がい者の就労促進のため、事業主及び障がい者の双方への支援を行う体制を充実しています。

<p>障害者就業・生活支援センター</p>	<p>県内3カ所の障害者就業・生活支援センターに、職場開拓支援員、定着支援員を配置しています。</p> <p>障害者就業・生活支援センターでは、障がいのある方の「就職がなかなかできない」「仕事がうまくいかない」「自立して生活したい」などのお悩みに答えるため、仕事と生活の両面の相談や支援を行っています。また、事業主からのご相談にも応じています。</p> <p>（主な支援内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ハローワーク、障害者職業センター等との調整 ● 就職前の職場実習のあっせん ● 就職後の職場定着のための助言 ● 各種助成制度についての情報提供 <p>※なお、相談・支援はすべて無料です。</p> <p>（連絡先）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者就業・生活支援センター しらはま 所在地 鳥取市伏野2259-17 TEL 0857-59-6060、FAX 0857-59-2022 ・障害者就業・生活支援センター くらよし 所在地 倉吉市住吉町37-1 TEL 0858-23-8448、FAX 0858-23-8456 ・障害者就業・生活支援センター しゅーと 所在地 米子市道笑町2-126-4 稲田地所第5ビル1階 TEL 0859-37-2140、FAX 0859-37-2140
<p>県版ジョブコーチセンター設置</p>	<p>中部・西部に、県版ジョブコーチセンターを設置しています。</p> <p>県版ジョブコーチセンターでは、障がいのある方本人に対する職務の遂行や職場内のコミュニケーション等に関する支援だけでなく、事業主に対しても障がいの特性に配慮した雇用管理等に関する支援を行います。</p> <p>※なお、相談・支援はすべて無料です。</p> <p>（連絡先）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者職場定着推進センター くらよし 所在地 倉吉市住吉町37-1 TEL 0858-23-8448、FAX 0858-23-8456 ・障がい者職場定着推進センター あしすと 所在地 米子市道笑町2-126 桑本ビル1階 TEL 0859-34-6568、FAX 0859-34-6568
<p>訪問型ジョブコーチの設置促進</p>	<p>訪問型ジョブコーチを配置する事業所に活動経費を助成します。（ジョブコーチ1人あたり上限1,512千円）</p>

問合せ先

鳥取県 商工労働部 雇用人材局 雇用・働き方政策課
TEL:0857-26-7693
FAX:0857-26-8169

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/99667.htm>

名称

鳥取県中小企業労働相談所「みなくる」

施策概要

鳥取県中小企業労働相談所『みなくる』は、鳥取県が県内3か所に設置している「中小企業労働相談所」の愛称です。『みなくる』は、賃金・労働時間、解雇・退職、労働保険・社会保険、セクハラやキャリア形成などの労働者・事業主の皆様からの労働・仕事に関する相談に対応しています。また、働きやすい職場づくりに向けた社内研修等を事業所等において開催する場合に講師を派遣する事業も行っています。

労働者及び使用者からの労働や雇用に関するさまざまな相談に対して、解決に向けたアドバイスや情報の提供、必要に応じた関係機関の紹介などを行っています。

相談窓口	所在地	電話番号 フリーダイヤル	FAX
みなくる鳥取 (月～金:9時～17時30分)	鳥取市天神町30-5 鳥取県労働会館2階	0857-25-3000 0120-451-783	0857-25-3001
みなくる倉吉 (原則 月・火・水・金の週4日: 9時～17時30分)	倉吉市見日町317 種部ビル2階	0858-23-6131 0120-662-390	0858-23-2454
みなくる米子 (月～金:9時～17時30分)	米子市東町189-2 西部労働者福祉会館2階	0859-31-8785 0120-662-396	0859-21-0034

※土・日曜日、祝日、夏季(8月14日～15日)、年末年始(12月29日～1月3日)を除きます。

※みなくる鳥取及びみなくる米子の窓口を交互に第1土曜日(月1回)も開所します。

※電子メールは minakuru@roufuku.jp へお願いします。

※令和7年5月12日～LINE相談窓口を開設する予定です。

※労働相談の他、内職の情報提供、労働セミナーの開催、企業等の社内研修への講師派遣を行っています。

問合せ先

各連絡先へお願いします。

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/minakuru/>

名称

働きやすい職場づくり・人材活用のための専門家派遣制度

施策概要

働きやすい職場環境づくりを進めるに当たり、就業規則等の整備でお困りの事業者へ、対応する専門家(社会保険労務士)を選定・派遣し、働き方改革の取組を促進・支援します。

支援内容(就業規則等整備支援)

働きやすい職場環境づくりを進めるに当たり、就業規則等の整備でお困りの事業者へ、社会保険労務士を派遣します。

項目	(1)仕事と家庭の両立に配慮しながら、男女ともに働きやすい職場環境づくりを目指す事業者(男女共同参画タイプ)	(2)多様な働き方の実現、多様な人材の活用への対応をしたい事業者(多様な働き方タイプ)
対象	県内に主たる事業所を有し、中小企業等に該当する事業者で、「鳥取県男女共同参画推進企業」の認定申請を予定している、または既に認定済の事業者	県内に主たる事業所を有し、中小企業等に該当する事業者で、多様な働き方の実現、多様な人材の活用、働き方改革関連法への対応に資する取組(詳しくはホームページをご覧ください)に3つ以上取り組む事業者 ※過去に本事業による専門家派遣を受けたことのない事業者に限る ※年間10社まで
支援の内容	○就業規則(育児・介護休業及びハラスメントの防止に関する規程を含む。)の作成又は作成済みの就業規則について労働基準法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法等関係法令へ適合するよう改正(全面改正、一部改正)	○多様な取組を実施するために必要な、就業規則、各種規程等の新規作成、全面改正・一部改正
支援回数	○新規作成・全面改正:1事業者あたり 原則8回まで ○一部改正:1事業者あたり 5回まで ※上の範囲で社会保険労務士が派遣先事業所と支援内容を調整します	

※労務管理・働き方改革に係る助言を受けたい場合は次の窓口をご活用ください。
働き方改革サポートオフィス鳥取<鳥取労働局事業>
ホームページ(<https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/consultation/tottori/>)

問合せ先

(1)鳥取県 男女協働未来創造本部 県民運動課
TEL:0858-23-3977

(2)鳥取県 商工労働部 雇用人材局 雇用・働き方政策課
TEL:0857-26-8477 FAX:0857-26-8169

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/312080.htm>

名称

労働者協同組合の普及啓発・相談対応

施策概要

新たな雇用等の受け皿として注目されている「労働者協同組合」について、設立に向けた手続等に係る専門家による相談対応を行います。

活動する地域や団体の実状に応じ、労協設立に向けた助言・支援をするため、相談窓口を設置します。

窓口設置先:とっとり協同労働推進ネットワーク

所在地:鳥取市吉方温泉1丁目252-1

相談対応日:平日 午前9時～午後5時(お盆期間・年末年始を除く)

電話番号:0857-30-7471

【参考】労働者協同組合とは

労働者協同組合とは、令和4年10月1日に施行された労働者協同組合法に基づいて設立される法人で、組合員が出資し、それぞれの意見を反映して組合の事業が行われ、組合員自らが事業に従事することを基本原理とする組織です。

厚生労働省 労働者協同組合ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_14982.html

問合せ先

鳥取県 商工労働部 雇用人材局 雇用・働き方政策課

TEL:0857-26-7662

FAX:0857-26-8169

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/297130.htm>

名称

くるみん認定取得促進のための専門家派遣制度

施策概要

くるみん認定取得等を目指す県内企業に対し、対応する専門家(社会保険労務士)を選定・派遣し、子育てしやすい職場づくりの取組を促進・支援します。

子育てしやすい職場環境づくりを進めるに当たり、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の作成・実行、同計画策定に必要な就業規則等の整備に取り組む事業者に、社会保険労務士を派遣します。

1 支援内容・対象

項目	(1)一般事業主行動計画の新規作成、全部又は一部の改正	(2)くるみん取得支援
対象	県内に主たる事業所を有し、中小企業等に該当する事業者 ※過去に本事業による支援を受けたことのない事業者に限る ※(1)(2)合わせて年間15社まで	
支援の内容	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定、全面又は一部改定及び計画実行に必要な就業規則、各種規定等整備	「子育てサポート企業」として厚生労働大臣が認定を行う次世代認定マーク(くるみん)取得のための申請書類作成、手続の支援
支援回数	(1)(2)とも1社あたり5回程度まで ※上の範囲で社会保険労務士が派遣先事業所と支援内容を調整します	

2 申込方法等

ホームページ(<https://www.pref.tottori.lg.jp/316005.htm>)内のとっとり電子申請サービスによりお申込みください。

申込期限: 令和8年3月16日(月)

※ただし、一般事業主行動計画の策定やくるみん認定取得には数か月を要する場合がありますので、お早めに申込ください。

※令和8年2月～3月頃の申込は、支援希望内容によってはお受けできないことがあります。

問合せ先

鳥取県 商工労働部 雇用人材局 雇用・働き方政策課
TEL: 0857-26-8477
FAX: 0857-26-8169

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/316005.htm>

名称

男性従業員の育児休業取得促進のための専門家による助言・伴走支援制度

施策概要

男性従業員の育児休業取得を促進する県内企業に対し、専門家による実践的セミナー及び個別支援を行います。

鳥取県内の中小企業が、男性従業員の育児休業取得促進に取り組むにあたり、実践力が身に付くセミナーや企業の課題に応じた専門家による無料の助言又は継続的な支援を行います。

	セミナー＋相談	助言	継続的な支援
1 対象	県内に主たる事業所を有し、中小企業等に該当する事業者 ※男性育休取得促進の基礎知識習得、個社に応じた体制づくりの実践、採用活動における取組発信等を総合的に学ぶセミナーを開催	県内に主たる事業所を有し、中小企業等に該当する事業者 ※過去に本事業による支援を受けたことのない事業者に限る ※本事業でのセミナー＋相談を利用した事業者を除く	県内に主たる事業所を有し、中小企業等に該当する事業者 ※過去に本事業による支援を受けたことのない事業者に限る ※本事業での助言を受けたことがある事業者に限る
2 支援数	年間延べ60者程度	年間5者まで	年間3者まで
3 支援回数	3～5回／年度 ※セミナー回数による	1回／年度	4回／年度

4 申込方法等

ホームページ(<https://www.pref.tottori.lg.jp/315119.htm>)内のとっとり電子申請サービスによりお申込みください。

申込期限：令和8年2月27日(金)

問合せ先

鳥取県 商工労働部 雇用人材局 雇用・働き方政策課
TEL:0857-26-8477
FAX:0857-26-8169

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/315119.htm>

名称

食の安全・安心対応ワンストップ相談窓口

施策概要

県内食料品製造事業者の衛生管理技術等の向上を支援するため、(地独)鳥取県産業技術センター食品開発研究所内に「食の安全・安心対応ワンストップ相談窓口」を設置し、専門員による衛生管理や認証取得に関する相談対応、必要な専門機関へのナビゲート等を行います。

○設置場所及び人数

設置場所：(地独)鳥取県産業技術センター食品開発研究所(境港市中野町2032-3)

人数：品質管理・工程管理専門員1名、衛生管理対策専門員1名 計2名

○主な業務内容

(1)食の安全・安心対応ワンストップ相談窓口相談員業務

県内の食料品製造業者で衛生管理対策や認証取得で悩みを抱える事業者に対し、以下の支援を行う。

- ・食品衛生や製造工程管理手法に関する相談対応、技術指導
- ・食品工場の衛生、品質管理の現状及び企業ニーズ把握
- ・必要な専門機関へのナビゲーション
- ・補助金採択事業所のフォローアップ、県施策・衛生管理や認証情報の提供

(主な相談内容)

- ・FSSC22000、ISO22000・HACCP・健康食品GMP等の認証基準・認証取得に関すること
- ・食の安全・安心プロジェクト推進事業補助金に関すること
- ・衛生管理、製品品質に関すること
- ・従業員への衛生教育に関すること
- ・異物混入、クレーム対応に関すること

(2)研修会運営業務

- ・衛生管理対策や認証取得等に関する研修会の実施
- ・衛生管理対策

問合せ先

鳥取県 農林水産部 市場開拓局 販路拡大・輸出促進課
TEL:0857-26-7963
FAX:0857-21-0609

■食の安全・安心対応ワンストップ相談窓口(鳥取県産業技術センター食品開発研究所内)
TEL:0859-44-6121

詳しくはこちら

<http://www.pref.tottori.lg.jp/236687.htm>

名称

介護等支援コーディネーター派遣制度

施策概要

企業へコーディネーター(保健師等)を無料派遣し、介護等と仕事の両立へ向けた情報提供やアドバイス等の支援を行います。

1. 支援の内容

企業からの相談内容に応じて、コーディネーターが以下の支援を行います。

- ・公的介護サービス、諸制度等に関する情報提供
- ・介護と仕事の両立のため、企業として取り組むべき支援策(相談体制、福利厚生制度の周知等)の提案や助言
- ・介護への備えや仕事との両立に関する社内セミナーの実施 など

2. 派遣回数

1社当たり原則5回まで(社内セミナーを実施する場合は6回まで)

3. 申込方法等

下記の関連サイトに掲載の申込書を県にご提出ください。
申込内容等を審査の上、派遣の可否を決定してご連絡します。

問合せ先

鳥取県 男女協働未来創造本部 県民運動課
TEL:0858-23-3977
FAX:0858-23-3989

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/297652.htm>

名称

循環経済モデル構築支援補助金

施策概要

複数の事業者が連携して行う、様々な素材の回収からリサイクル、再流通までの一連のプロセスを循環させるモデル構築を支援します。審査にて採択事業を決定します。

○概要

補助事業	資源の排出、回収、研究開発、加工、流通など、経済循環に係る一連のプロセスを担う者により構成された事業者コンソーシアムによる、新たな循環経済の仕組みづくりに資するモデル構築事業
補助対象経費	廃棄物等を資源として、回収・循環させる仕組みづくりに要する経費(マーケティング戦略費、試作・実証費、プロモーション費、コンソーシアム運営費等)
補助対象期間	交付決定の日から令和8年2月末日まで

○補助率、補助金上限額

補助率	2/3
補助金上限額	3,000千円

○受付期間

令和7年5月頃に受付開始予定

問合せ先

鳥取県 商工労働部 商工政策課
TEL:0857-26-7602
FAX:0857-26-8117

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/304318.htm>

名称

鳥取県SDGs経営促進補助金

施策概要

SDGs経営戦略の構築やビジネスによる社会課題解決の取組等について、補助金の交付と企業版ふるさと納税の寄付を活用した奨励金により支援します。

○SDGs経営促進補助金の概要

【SDGs経営推進型】

SDGs経営戦略の構築・見直しに向けた調査・分析費等を支援

[補助対象者] 認証支援事業者、認証申請を予定している事業者

[補助率] 2/3 [補助限度額] 300千円

※「認証支援事業者」とは、認証には至らないが、認証まであと一步と県が認めた県内中小事業者のこと。

【社会課題解決型】

SDGsによる社会課題解決型ビジネスの調査・実証費等を支援

[補助対象者] 認証事業者

[補助率] 1/2 [補助限度額] 1,000千円

○企業版ふるさと納税ティアアップ奨励金

[対象者] SDGs経営促進補助金の交付決定事業者

[限度額] 交付決定事業者の補助対象経費の事業者負担額

※寄附の受入状況により支給額が決まるため、支給されない場合があります。

問合せ先

鳥取県 商工労働部 商工政策課

TEL:0857-26-7602

FAX:0857-26-8117

MAIL:shoukou-seisaku@pref.tottori.lg.jp

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/305328.htm>

名称

鳥取県中小企業リスク対策強化補助金(BCP)

施策概要

地震や豪雨災害等の自然災害や、新型コロナウイルスの対応など、企業のBCP(事業継続計画)の実効性向上を目的に防災設備等の導入や地域の安心・安全に資する活動を支援します。

ア 一般対策型

BCPを策定している県内中小企業が、BCPの実効性向上に向けて災害対策を強化するために必要な経費の一部を補助します。

補助対象経費	①自家発電機、蓄電池 ②土嚢、止水板、排水ポンプ ③飛散防止フィルム、転倒防止装置 ④備蓄食糧品 等
補助率	1/2以内
補助上限額	50万円(下限額 30万円)

イ 地域連携型

県内中小企業が、策定したBCPに基づいて、地域の住民や団体等の安心・安全に資する活動等を行う上で必要となる備品・備蓄品等の導入に要する経費の一部を補助します。

補助対象経費	①電力の地域開放(自家発電機、災害用携帯充電器等)に要する経費 ②地域に提供する備蓄品(非常食、携帯トイレ、毛布等) 等
補助率	2/3以内
補助上限額	100万円(下限額 30万円)

○受付期間

現在受付中です。

※交付申請の受付は先着順とし、予算が無くなり次第、受付を終了します。

○事業実施期間

交付決定の日から令和8年3月31日まで

問合せ先

鳥取県 商工労働部 商工政策課
TEL:0857-26-7565
FAX:0857-26-8117

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/129006.htm>

名称

ドローン活用による経営力強化・災害対応連携強化 事業補助金

施策概要

本県とドローン・レスキューユニットへの参加に関する協定を締結した県内中小企業者等の型式認証を取得したドローンの導入又は無人航空機操縦者技能証明の取得を支援します。

○補助対象者

本県とドローン・レスキューユニットへの参加に関する協定を締結した県内中小企業者等

○補助事業

県内中小企業者等が、ドローン導入又は無人航空機操縦者技能証明取得を通して、新たな需要の獲得や生産性向上等を図る取組

○補助対象経費

(1)ドローン導入事業

第一種型式認証又は第二種型式認証を取得したドローンの購入に要する経費

【補助対象経費】機体本体、付属品（県が飛行に必要と認めるものに限る。）

(2)無人航空機操縦者技能証明取得事業

一等無人航空機操縦士又は二等無人航空機操士の無人航空機操縦者技能証明の取得に要する経費

【補助対象経費】登録講習機関の受講料

【補助対象外経費】指定試験機関の学科試験・実地試験・身体検査の手数料、技能証明書
の交付に係る手数料、登録免許税等

○補助率・補助金上限額

補助率 3分の1

補助金上限額 2,000千円(ドローン導入事業)、150千円(無人航空機操縦者技能証明
取得事業)

○補助対象期間

交付決定の日から令和8年2月末日まで

問合せ先

鳥取県 商工労働部 商工政策課

TEL:0857-26-7602

FAX:0857-26-8117

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/318798.htm>

名称

ドローン社会実装モデル創出支援補助金

施策概要

ドローンを活用した新たな産業の創出に向けて、民間企業が行う新たなドローンサービスの開発等を支援します。

ドローンを活用した新たな産業の創出に向けて、民間企業が行う新たなサービスの開発等をモデルとして支援する。

[対象事業] 民間企業によるドローンを活用した新たなサービスの開発等に関する事業

[補助対象者] 県内中小企業単独又はグループ

[補助率] 2/3

[補助上限額] 3,000千円/件

問合せ先

鳥取県 商工労働部 商工政策課

TEL:0857-26-7538

FAX:0857-26-8117

MAIL:shoukou-seisaku@pref.tottori.lg.jp

詳しくはこちら

※準備ができ次第HPに掲載します。

名称

とっとりバイオフロンティア施設利用料補助金

施策概要

鳥取県が認定した事業者の「とっとりバイオフロンティア」施設利用料(借室料)の一部を助成します。

○補助率:1/2

○補助期間:最大36ヶ月

■とっとりバイオフロンティア 施設外観



■施設内3階フロアにある貸し研究室



問合せ先

鳥取県 商工労働部 産業未来創造課
TEL:0857-26-7690
FAX:0857-26-8117

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/152318.htm>

名称

(地独) 鳥取県産業技術センター利用料減免

施策概要

(地独)鳥取県産業技術センターの開放機器の使用や、センターへの依頼試験分析について、県内小規模事業者(従業員20名以下)を対象に、利用料等の2分の1を減免します。

問合せ先

〒689-1112
鳥取市若葉台南7丁目1-1
(地独)鳥取県産業技術センター企画・連携推進部
TEL:0857-38-6205
FAX:0857-38-6210
E-mail: tiitkikaku@tiit.or.jp

詳しくはこちら

<https://tiit.or.jp/5533/3182/>

名称

鳥取県まちなか振興ビジネス活性化支援事業補助金

施策概要

まちなかにおける中小商業の振興に寄与するため、まちなかを振興する観点で商店街振興組合等が実施する地域課題に対応する事業を、市を通じて支援します。(市を通じた間接補助事業です。)

○対象地域

市の公的計画等で商業振興地域等と位置づけられた地域内において市が商店街等として認める商業集積

○概要

①事業区分:環境整備等支援事業

対象事業	地域課題(1課題以上対応)の解決に資する環境整備等を実施するための事業 (1)商業・サービス機能向上 (2)生活者・来街者の利便性向上 (3)その他まちなかのビジネス活性化を図るために実施される地域課題の解決に資する事業
事業実施主体	商店街振興組合等
対象経費	①事業検討に要する調査研究・実証実験に係る経費 ②施設の改修に係る経費 ③サービス・システム等の導入に係る経費 ④上記②、③に付随して実施されるPR活動に係る経費
補助率(補助額)	間接補助対象経費の1/3又は市が別に補助する額の1/2のいずれか低い額(上限300万円)

②事業区分:出店促進支援事業

対象事業	地域課題(2課題以上対応)の解決に資する新規出店に係る事業であって、商工団体より事業の継続性が高いと判断され、当該商工団体の継続的な経営支援を受ける事業
事業実施主体	中小企業者
対象経費	①店舗改修費 ②上記①に付随して必要と認められる広告宣伝費、専門家招聘費
補助率(補助額)	間接補助対象経費の1/3又は市が別に補助する額の1/2のいずれか低い額(上限300万円)

③事業区分:にぎわい創出支援事業

対象事業	地域課題(2課題以上対応)の解決に資するイベント等を実施するための事業 (例)○地域の文化、人材、資源を活かした商店街づくりを行うために実施するイベント ○来街者を増やしたり、収益を増やしたりするために実施するイベント 等
事業実施主体	商店街振興組合等
対象経費	①イベント開催費 ②上記①に付随して必要と認められる広告宣伝費 ③クラウドファンディングで資金調達する場合の手数料等 ※新たな取組のみ対象。
補助率(補助額)	間接補助対象経費の1/3又は市が別に補助する額の1/2のいずれか低い額(上限30万円) (※)クラウドファンディング手数料等は別枠として15万円を加算。

(※)[地域課題]

事業を実施する商店街等における生活者・来街者ニーズに基づく課題であって次に掲げるもの

- (1)少子化 (2)高齢化 (3)安全・安心 (4)まちなか商業集積の衰退・賑わいの喪失
- (5)デジタル化(キャッシュレス化) (6)地産地消
- (7)その他各地域において広く認識されている固有課題

問合せ先

鳥取県 商工労働部 企業支援課
TEL:0857-26-7215
FAX:0857-26-8078

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/239937.htm>

名称

モーダルシフトトライアル補助事業

施策概要

モーダルシフト促進のため、県内発着の海上定期航路又は貨物駅を利用しトライアル輸送を行う事業者に対し、定額補助を行います。

1貨物の種別	2補助金の額	3同一荷主に対する限度
単車(全長8m以上)または トレーラー(全長8m以上)	1台あたり35,000円	輸送回数8回(発荷のみの場合 は4回)、補助金額800,000円
海上コンテナ	1TEUあたり 50,000円	
鉄道コンテナ(20フィート)	1個あたり30,000円	
鉄道コンテナ(12フィート)	1個あたり18,000円	

問合せ先

鳥取県 商工労働部 通商物流課
TEL:0857-26-7850
FAX:0857-26-8117

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/316568.htm>

名称

国際経済変動緊急対応型外需獲得支援補助金

施策概要

第二次トランプ政権による関税強化等の通商・経済政策、中国経済の成長鈍化や国際紛争など、国際経済環境の不安定要素が拡大する中、経済環境の変化に応じた新たな投資や需要獲得等、県内中小企業者等の機動的な対応を支援します。

■補助対象事業

国際経済変動に対応するためのサプライチェーンやマーケットの再構築等、リスク低減や外需獲得に向けた取組。

■補助対象事業者

県内中小企業等

■補助率

1/2

■補助限度額

1,000千円

■補助対象経費

調査・コンサルティング・マーケティング費、専門家謝金、旅費交通費、商談会・展示会出展費、各種認証取得費、現地販路開拓委託費、感染症対策費、雑費 等

問合せ先

鳥取県 商工労働部 通商物流課
電話:0857-26-7661、7660

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/tsushou-butsumuryu/>

名称

鳥取県海外展開牽引企業創出補助金

施策概要

これまでの海外販路開拓支援で県内企業が培ってきた知見及び他社との国内ネットワークだけでなく、海外人材の知見及び現地拠点を核とした海外ネットワークも活用することにより、更に外需を獲得する取組みを支援します。

- (1) 橋頭堡型(高度外国人材活用型)
高度外国人材を活用した外需獲得の拡大を図る取組を支援
 - 補助対象事業者
県内中小企業等
 - 補助対象事業
高度外国人材を橋頭堡に据えて外需獲得の拡大を図るため、海外大学生等の獲得に向けたインターンシップ受入や採用の取組
 - 補助率
1/2
 - 補助限度額
1,000千円

- (2) 牽引型(県内商社育成型)
商社機能を持つ県内企業を育成することで、県内の商材をとりまとめて海外に展開していく取組を支援
 - 補助対象事業者
県内中小企業等
 - 補助対象事業
県産品や県内企業の製品をとりまとめ海外販路開拓に向けた物産展・商談会・バイヤー招へい等を行う取組
 - 補助率
2/3、
 - 補助限度額
1,000千円(但し、県内港湾を利用した輸出を行う取組の場合、2/3、2,000千円)、
(なお、旅費は1/2、500千円)

- (3) 連携型(プロジェクト連携型)
県内企業が他の企業・研究機関等と連携して、グループで戦略的に海外市場を開拓していく取組を支援
 - 補助対象事業者
県内中小企業等と、他企業・研究機関・商社等によるグループ
 - 補助対象事業
プロジェクト型海外展開の主要要素として参画するなど、グループによる戦略的な海外展開の取組
 - 補助率
2/3、
 - 補助限度額
2,000千円(なお、旅費は1/2、500千円)

問合せ先

鳥取県 商工労働部 通商物流課 通商・物流担当
TEL: 0857-26-7661、7660

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/trade/>

施策概要

海外需要獲得に向かう取組及び海外との経済交流の取組を支援します。

1 補助対象事業

- (1) 海外商談会見本市物産展出展(インターネットを利用し非対面で実施するものを含む)
- (2) 海外バイヤー等招へい
- (3) 輸出入に必要な認証関係書類作成
- (4) 仕様変更支援(輸出・輸入)
- (5) 外国語資料翻訳
- (6) 海外販路開拓を目的とする販売促進用の動画作成

2 補助対象者

県内に本社、支社又は営業所を有する中小企業者

3 補助対象経費

- (1) 感染予防費 輸送経費 海外の物産展等出店経費 通訳経費
外部専門家に対する謝金及び旅費
- (2) 会議室やレンタカー等の使用料 外国語版資料作成経費 旅費
- (3) 輸出入に必要な検査料、衛生証明書等取得経費
- (4) 仕様変更経費
- (5) 資料翻訳経費
- (6) 委託費 物品・会場等の貸借料 通信運搬費 消耗品費 動画翻訳経費

※ただし、鳥取県補助事業「『食パラダイス鳥取県』輸出促進活動支援事業費補助金」に該当する事業は対象外とする。

4 補助率／限度額

- (1) 補助率 2分の1以内(千円未満切り捨て)
※県内空港・港湾発着の海外直行便利用の場合旅費・宿泊費のみ2/3補助
- (2) 補助限度額 75万円(ただし補助対象経費が10万円以上に限る)
ただし動画作成に係る経費は補助限度額 20万円

5 実施時期

- (1) 公募時期 随時(公募開始 令和7年4月から)
- (2) 事業実施期間 交付決定日から令和8年3月10日まで

問合せ先

公益財団法人 鳥取県産業振興機構 とっとり国際ビジネスセンター
TEL:0859-30-3161 FAX:0859-30-3162

詳しくはこちら

<https://tottori-kaigai.com/index.php?view=5077>

名称

海外展開専門的サポート事業支援補助金

施策概要

専門家等のサポートを受けながら行う海外展開の取組を支援します。

1 補助対象事業

海外展開を行うために必要な次の業務について、外部専門家又はコンサルタントに委託し、専門的なサポートを受けるもの

- (1) 現地調査支援(市場調査・貿易条件調査・海外企業信用調査)
- (2) 各種認証等取得支援
- (3) 商談等支援
- (4) 貿易実務支援
- (5) 海外企業との契約締結等支援
- (6) EC(越境ECを含む)活用等IT支援

2 補助対象者

県内に本社、支社又は営業所を有する中小企業者

3 補助対象経費

専門的サポートを受けるためのコンサル費用(委託費・謝金・旅費交通費)

4 補助率／限度額

- (1) 補助率 3分の2以内
- (2) 補助限度額 40万円 1社あたり

5 実施時期

- (1) 公募時期 随時(公募開始 令和7年3月から)
- (2) 事業実施期間 交付決定日から7か月以内(最長令和8年3月10日まで)

問合せ先

公益財団法人 鳥取県産業振興機構 とっとり国際ビジネスセンター
TEL:0859-30-3161 FAX:0859-30-3162

詳しくはこちら

<https://tottori-kaigai.com/index.php?view=5362>

名称

境港利用促進支援事業費補助金

施策概要

境港利用促進を図るため、境港発着の国際定期航路を利用した荷主企業に対して、海上運賃及び陸送経費を支援します。

対象事業者・要件		対象助成事業・助成額	上限額	
コンテナ航路	新規利用の荷主	(1)新規利用助成事業 1TEUにつき2万円	50万円/社	
	利用が増加する荷主 (過去3年間の平均値から増加する荷主)	(2)利用拡大助成事業 増加貨物1TEUにつき1万円	200万円/社	
	国内輸送費を要する荷主	(3)コンテナ航路荷主陸送費助成事業 a.新規利用助成事業荷主 1TEUにつき5千円を上乗せ b.利用拡大助成事業荷主 1TEUにつき5千円を上乗せ	a.12.5万円/社 b.100万円/社	
	小口混載貨物(LCL)を利用する荷主	(4)小口混載利用促進助成事業 a.直行便貨物:1t・1m3につき1千円 b.積替便(トランシップ)貨物:1t・1m3につき4千円	a.10万円/社 b.20万円/社	
全ての航路	リーファーコンテナを利用する荷主	(5)リーファーコンテナ利用拡大助成事業 a.新規利用助成事業荷主 1TEUにつき2万円を上乗せ b.利用拡大助成事業荷主 1TEUにつき2万円を上乗せ c.貨客船・RORO助成事業荷主 1TEUにつき2万円を上乗せ	a.50万円/社 b.400万円/社 c.400万円/社	
国際定期貨客船・RORO航路	海上輸送	コンテナ貨物	(6)国際定期貨客船・RORO機能船貨物助成事業 a.新規利用荷主 1TEUにつき2万円 b.過去3年間の平均利用実績より増加する荷主 増加貨物1TEUにつき2万円	a.400万円/社 b.400万円/社
		小口・自走貨物	小口・バルク貨物:1t・1m3につき2千円 自走貨物:4台につき2万円	250万円/社
	陸送	国内輸送費を要する荷主	(7)国際定期貨客船・RORO機能船貨物利用陸送経費助成事業 国際定期貨客船・RORO機能船貨物助成事業の対象貨物に対して、 a.1TEUにつき1万円を上乗せ b.小口・バルク貨物は1t・1m3につき1千円、自走貨物は4台につき1万円上乗せ	a.200万円/社 b.125万円/社

※1TEU=20フィートコンテナ1本分に換算した貨物量

問合せ先

鳥取県 商工労働部 通商物流課
TEL:0857-26-7850 FAX:0857-26-8117

助成の申請窓口は境港貿易振興会です。
○境港貿易振興会
TEL:0859-47-3905 FAX:0859-47-3906

詳しくはこちら

<http://www.sakaiminato-faz.co.jp/>

名称

境港環境負荷低減トライアル輸送支援事業費補助金

施策概要

境港利用促進を図るため、境港発着の定期コンテナ航路を利用して脱炭素・環境負荷低減の取り組みを行う荷主企業に対して、境港のトライアル輸送に係る経費の一部を支援します。

1 補助対象事業

境港を試験的に利用して脱炭素・環境負荷低減に取り組む事業

2 補助対象者

- (1)新規利用荷主
- (2)前年度に境港利用実績がない貨物を取扱う既存荷主

3 補助対象経費

- (1)環境負荷低減のための計画策定費用
- (2)輸送品質確認のための検証費用
- (3)トライアル輸送にかかる経費
 - ・日本国内の陸送費
 - ・梱包、保管料
 - ・通関、港湾荷役料など利用港での諸経費
 - ・海上運賃

4 補助金の額

補助対象経費の1/2（1社あたり上限50万円）

問合せ先

鳥取県 商工労働部 通商物流課
TEL:0857-26-7661 FAX:0857-26-8117

助成の申請窓口は境港貿易振興会です。
○境港貿易振興会
TEL:0859-47-3905 FAX:0859-47-3906

詳しくはこちら

<http://www.sakaiminato-faz.co.jp/>

名称**物流事業者等新規荷主開拓支援事業補助金****施策概要**

境港の利用拡大を図るため、境港に就航する国際定期航路を利用する新規荷主の開拓を行う物流事業者の方へ助成します。

【補助対象者】

物流事業者等(※)

※貨物利用運送事業者、海上運送事業者、港湾運送事業者及び商社

【補助対象事業】

物流事業者等が開拓する荷主が次のいずれかに該当するもの

- (1) 新規で境港の利用を開始し、補助事業期間中の輸出入貨物の総取扱量が10TEU以上となるもの
- (2) 過去1年以内に境港で取り扱っていなかった新たな品目の輸出入を開始し、補助事業期間中の輸出または輸入貨物の総取扱量が10TEU以上となるもの

ただし、境港利用の継続性が認められない一過性の事業については補助対象外。

【補助事業期間】

補助事業開始日から1年間

【補助金額】

補助金額: 1TEUにつき、1万円

補助金限度額: 1認定事業者につき、100万円

問合せ先

鳥取県 商工労働部 通商物流課

TEL: 0857-26-7850

FAX: 0857-26-8117

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/port/forwardershien/>

名称

境港発着混載輸送サービス事業費補助金

施策概要

境港の外貿定期航路を利用して複数国・地域間LCL輸送サービスを提供する者に対して支援を行います。
※LCL(Less Than Container Load) 1つのコンテナに複数の荷主の貨物を混載する輸送形態をいいます。

【対象事業】

海上コンテナを利用し、中継港を経由して複数国・地域を対象とした混載輸送サービス

【補助対象経費】

境港～積替港との海上運賃、諸経費(混載仕立管理費、書類作成 等)

【補助率・限度額】

補助率: 1/2、限度額: 1輸送あたり3万円、1事業100万円

問合せ先

鳥取県 商工労働部 通商物流課
TEL: 0857-26-7850
FAX: 0857-26-8117

詳しくはこちら

<http://www.pref.tottori.lg.jp/263481.htm>

名称

地酒による高付加価値観光展開支援補助金

施策概要

地域の観光資源として有効な県産酒の魅力発信を通じて、県内外・海外からの集客または海外への情報発信を図る県内酒造事業者または酒販事業者の団体等の取組を支援します。

(1) 補助金額及び補助率

補助率1/2、補助限度額150千円

(2) 補助対象経費

経費区分	内容
謝金	委員謝金、専門家謝金、講師謝金
旅費	委員旅費、専門家旅費、講師旅費、職員旅費
庁費	原材料費、機器装置又は工具器具購入費、製造・改良又は据付けに要する経費、外注加工費、コンサルタント雇用料、会議費、会場借料、会場整備費、デザイン料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、調査研究費、広告宣伝費、通訳料、翻訳料、消耗品費、雑役務費、機械器具借料及び損料、資料作成費、原稿料、保険料
委託費	事業の一部を委託する経費

(3) 補助対象者

次の要件を満たす事業者が構成するグループ等

(事業の実施に当たって設立された実行委員会等を含む)

① 県内産の酒類の製造販売を県内で行っている事業者であり、本拠地が県内にある事業者を

3者以上含むもの

② 代表者及び所在地が明確なもの

③ 会計経理が明確なもの

(4) 募集期間 随時(ただし、補助金予算額が上限に達した時点で締め切ります。)

問合せ先

鳥取県 農林水産部 市場開拓局 販路拡大・輸出促進課
TEL:0857-26-7259
FAX:0857-21-0609

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/310421.htm>

名称**食の安全・安心プロジェクト推進事業補助金****施策概要**

認証取得支援事業として、輸出向け認証(ISO22000等)の取得に必要な経費の一部を支援します。また安定化支援事業として、輸出向け認証の認証取得から初回の更新までに必要な費用の一部を支援します。

県内の工場等での衛生管理対策や認証取得及び認証更新等への取組に対して、費用の一部を補助します。

ア 認証取得支援(新規取得分)

輸出向け食品安全規格の認証取得を目指す事業に必要な経費の一部を補助します。

対象者	県内の食料品製造業者又は立地企業
補助対象経費	認証審査費、委託費、検査費、研修費、旅費等
補助率	2/3以内
限度額	350万円
事業期間	最長24ヶ月

イ 安定化支援(継続審査分)

取得した輸出向け認証の初回の更新を目指す事業に必要な経費の一部を補助します。

対象者	県内の食料品製造業者又は立地企業
補助対象経費	認証審査費、委託費、検査費、研修費、旅費等
補助率	1/2以内
限度額	225万円(ただし上限75万円/年度)
事業期間	最長36ヶ月

問合せ先

鳥取県 農林水産部 市場開拓局 販路拡大・輸出促進課
TEL:0857-26-7963
FAX:0857-21-0609

■ワンストップ相談窓口(鳥取県産業技術センター食品開発研究所内)
TEL:0859-44-6121

鳥取県産業技術センター食品開発研究所(境港市)に「食の安全・安心対応ワンストップ相談窓口」を設置し、2名の専門スタッフが食品工場等における衛生管理・行程管理についての相談に応じています。

詳しくはこちら

<http://www.pref.tottori.lg.jp/236687.htm>

名称

ふるさと産業支援事業補助金(新商品開発・販路開拓)

施策概要

伝統工芸等を営む事業者(組合・事業者グループ・事業者)が行う新商品開発・販路開拓を支援します。

1. 新商品開発・販路開拓

(1) 補助対象者、補助金額及び補助率

対象業種	事業	事業主体	補助率	補助限度額
ふるさと産業事業者(伝統的工芸品、鳥取県郷土工芸品等を製造する組合、事業者グループ、事業者)	新商品開発	組合、4者以上の事業者グループ	1/2	500千円
		組合、3者以下の事業者グループ、事業者		300千円
	海外販路開拓	組合、4者以上の事業者グループ		1,000千円
		3者以下の組合、事業者グループ、事業者		500千円
	国内販路開拓	組合、4者以上の事業者グループ		300千円
		3者以下の組合、事業者グループ、事業者		200千円
国内販路開拓	創業してから5年以内の事業者・事業者グループ	2/3	200千円	

(2) 補助対象経費

経費区分	内容
謝金	委員謝金、専門家謝金、講師謝金
旅費	委員旅費、専門家旅費、講師旅費、職員旅費
庁費	原材料費、機器装置又は工具器具購入費、製造・改良又は据付けに要する経費、外注加工費、コンサルタント雇用料、会議費、会場借料、会場整備費、デザイン料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、調査研究費、広告宣伝費、通訳料、翻訳料、消耗品費、雑役務費、機械器具借料及び損料、資料作成費、原稿料、保険料
委託費	事業の一部を委託する経費

(3) 募集期間： 随時(ただし、補助金予算額が満額になり次第締め切ります。)

問合せ先

鳥取県 農林水産部 市場開拓局 販路拡大・輸出促進課
TEL: 0857-26-7259
FAX: 0857-21-0609

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=69494>

名称**物産展・県フェア及び見本市への出展支援****施策概要**

県産品の販路開拓を推進するため、物産展・県フェアの開催や見本市への出展により県内事業者にもマッチング・情報交換の場を提供します。また、出展に要する経費の一部を支援します。

○支援内容**1 物産展・県フェア、見本市への参加出展者経費支援**

県外で行われる鳥取県フェア等の催事又は見本市等(鳥取県又は鳥取県物産協会が主催・共催・出展しているもの)に出展する県内事業者に対して、出展に要する経費の一部を支援。
(先着順、予算がなくなれば終了)(鳥取県物産協会へ事務委託)

(1)概要

ア 対象事業者:県内事業者

イ 支給回数:1事業者につき、1催事等あたり1名までとし、年2回まで

ウ 対象となる催事又は見本市等:県又は鳥取県物産協会が主催・共催・出展する催事又は見本市等
(2日間以上の催事で県内から3社以上の事業者が参加する催事又は見本市等)

エ その他

- ・他に国・県・市町村等から補助を受けている場合は、経費支援対象者に該当しないものとする。
- ・経費支援事業に従事する者を鳥取県内から派遣する場合に限る。
- ・催事等への出展が2日以上であること(準備等は含まない)。

(2)経費支援金額(1名分)

催事開催地	2日間	3日間	4日間	5日間	6日間	7日以上
北海道・東北・関東・沖縄県	20,000円	25,000円	30,000円	35,000円	40,000円	45,000円
中部・近畿・四国・九州(沖縄県を除く)・山口県	15,000円	20,000円	25,000円	30,000円	35,000円	40,000円
中国(山口県及び鳥取県内を除く)	5,000円	10,000円	15,000円	20,000円	25,000円	30,000円

※催事場所までの交通手段・宿泊場所を問わず、催事等の開催日数に応じて定額とする。

※鳥取県内での催事及びとっとり・おかやま新橋館への出店は除く。

※県内小規模事業者の中部・近畿地区への出展は、関西中京圏における催事出展支援制度を活用すること。

(3)支払方法

助成を希望する事業者は、出展終了後2週間以内に、(一社)鳥取県物産協会宛てに書類を送り、請求してください。先着順ですので、予算がなくなれば助成も終了となります。(申請期限:3月の第1金曜日)

【提出書類】

・請求書・・・捺印のある原本

・宿泊等に要した経費の支払証拠書類(領収書等支払金額がわかるもの)

(注)出展した催事によっては、催事の実施内容等がわかるものを提出していただくことがあります。

問合せ先

鳥取県 農林水産部 市場開拓局 販路拡大・輸出促進課 : 0857-26-7767

(一社)鳥取県物産協会 : 0857-29-0021

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/262984.htm>

名称

おいしい鳥取PR推進事業費補助金

施策概要

本県農林水産物及び農林水産加工品の県外への販路開拓・消費拡大の取組に対し支援します。

○支援内容

1. 事業実施主体

- (1) 農林業経営体又は漁業者
- (2) 構成員の一部に(1)を含む任意組織
- (3) 県内の伝統的な加工食品を製造する小規模事業者、当該業種の事業者で構成する任意組織又は組合
- (4) 鳥取県内の農林水産物生産者と連携した食品を製造する小規模な食品加工製造事業者

2. 補助限度額及び補助率

補助事業名	限度額	補助率
消費者交流事業 販路開拓事業	150千円 (任意組織又は組合で補助事業参加者が4構成者以上の場合は300千円)	1/2
販路定着化事業	200千円 (任意組織又は組合で、補助事業参加者が4構成者以上の場合は400千円)	1/2

3. 事業区分及び補助対象経費

補助事業名	補助対象経費
消費者等交流事業	事業実施主体の創意工夫により、県外での販路開拓を目的に行う次の取組みに要する経費。 ・ 県外の販売先等を通じて募集するなどした消費者と県内生産者の県内での交流(産地視察、農業体験、意見交換会等) ・ シェフ等の産地視察に係る経費
販路開拓事業	事業実施主体の創意工夫により、県外での販路開拓を目的に行う次の取組みに要する経費。ただし、アンテナショップ(とっとりおかやま新橋館)での取組は除く。 ・ 特定の小売店等とのタイアップによる販路拡大 ・ 複数団体の連携による共同PR、販売促進(県外団体との連携も含む) ・ 新たな流通確立のためのテストマーケティング ・ 展示会、商談会等への参加 ・ 商品PRイベント等の開催、多くの来場者が見込めるイベントへの出展
販路定着化事業	県外における販路開拓拠点(インショップ等)定着化の取組のために行う次の取組みに要する経費。ただし、アンテナショップ(とっとりおかやま新橋館)での取組は除く。原則として、既に一定の取引があり、その取引を定着・拡大するために行う取組に限る。 ・ インショップ展開 ・ 同一店舗での1月以上のテスト販売、年4回以上の試食販売の実施

注1) 県内の伝統的な加工食品とは、酒造及び菓子、味噌、醤油等、地域に古くから伝わる伝統的な製造方法

でつくられている農林水産加工食品である。

注2) 小規模事業者とは、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第2条で定める、

常時使用する従業員の数が20人以下の事業者とする。

注3) 同一内容の取組については、初めて本補助金の交付を受けた年度から3年度以内の事業に限る。

問合せ先

鳥取県 農林水産部 市場開拓局 販路拡大・輸出促進課
TEL: 0857-26-7767
FAX: 0857-21-0609

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/69491.htm>

名称

「食パラダイス鳥取県」輸出促進活動支援事業費補助金

施策概要

鳥取県の農林水産業及び食品製造業の振興を図るため、県内事業者等に対して鳥取県内で生産された農林水産物等食品の輸出活動を支援します。

○支援内容

1 類型	2 補助事業	3 事業主体	4 補助事業に 要する経費	5 補助率	6 限度額
一般型	県内で生産された農林水産物等食品の輸出促進のために行う取組	県内事業者	旅費、役務費、印刷製本費、広告宣伝費、使用料、専門人材活用費、委託費	1/2以内 ※旅費は1/3以内	2,000千円/年度
グループ展開型		グループ(県内事業者5者以上)を代表する県内事業者		1/2以内	事業者×1,000千円/年度
チャレンジ型		輸出促進活動を行ったことが無い県内事業者		2/3以内	2,000千円(一回限り)
食パラダイス型		県主催事業に参加する県内事業者	旅費、役務費、印刷製本費、広告宣伝費	1/2以内	—

※各事業者の補助限度額は累計5,000千円とする(食パラダイス型は除く)

※新しい生活様式における輸出促進活動支援事業費補助金(令和3年3月26日付鳥取県農林水産部長制定。)の補助累計額を加算した額とする。

問合せ先

鳥取県 農林水産部 市場開拓局 販路拡大・輸出促進課
TEL:0857-26-7963

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/237651.htm>

名称

「食パラダイス鳥取県」づくり支援交付金

施策概要

「食パラダイス鳥取県」の推進のために行う県産品のブランド化や魅力アップを図り、食(特産品や名物料理など)による県外からの誘客を図る取組等の食パラダイス鳥取県につながる地域を巻き込んだ、県民の活動を促進することを目的として交付します。

1 事業の内容	食パラダイス鳥取県の推進のための情報発信や県産品のブランド化の推進、特産品開発、名物料理づくり等、食を切り口にした産業振興、地域振興に資する取組
2 交付対象者	民間団体、グループ等 ※市町村、食パラダイス鳥取県ブランド団体支援交付金・鳥取県林業団体等支援交付金の対象団体、個別企業等は対象外です。本交付金の主となる申請者は、原則として鳥取県内に事業所等を有する者とします。また構成員のうち、県外事業者等が含まれる場合は、構成員の1/2未満とします。))
3 交付対象経費	事業実施に必要な調査、食材等の購入、情報発信、イベント開催等に要する経費※(ただし、実施主体の運営に係る経常的な経費、人件費、食糧費、器具・備品等の減価償却資産購入費(10万円以上のもの)は除く) ※食との関連性が低い集客イベント部分については、対象としない場合があります。
4 交付率	1/2以内
5 交付金の上限額	上限額1,500千円

問合せ先

鳥取県 農林水産部 市場開拓局 食パラダイス推進課
TEL:0857-26-7835

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/item/1031722.htm>

名称

食パラダイス鳥取県推進事業費補助金(「食パラダイス鳥取県」マーク活用支援事業)

施策概要

「食パラダイス鳥取県」アンバサダー、とっとり県産品「鳥取物がたり」登録事業者、「鳥取県ふるさと認証食品」認証事業者、「食のみやこ鳥取県」特産品コンクール又は「食パラダイス鳥取県」特産品コンクール入賞事業者が作成する各ロゴマークを入れた商品パッケージ等の経費を支援します。

○支援内容

補助対象経費	以下のロゴマークが入ったパッケージ・出荷資材版下の作成、ロゴマーク入りシール作成経費。 1 「食パラダイス鳥取県」ロゴマーク 2 「鳥取物がたり」ロゴマーク 3 鳥取県ふるさと認証食品マーク 4 「食のみやこ鳥取県」特産品コンクール又は「食パラダイス鳥取県」特産品コンクールロゴマーク
補助率及び補助金額等	1 補助率：補助対象経費の1/2 2 補助金額：1商品につき5万円
補助対象者	・「食パラダイス鳥取県」アンバサダー ・「鳥取県ふるさと認証食品」登録事業者 ・「鳥取物がたり」登録事業者 ・「食のみやこ鳥取県」特産品コンクール及び「食パラダイス鳥取県」特産品コンクール入賞事業者

○参考

「食パラダイス鳥取県」アンバサダー ※登録により各種事業対象となるほか、「食パラダイス鳥取県」の販促グッズを提供する。	「食パラダイス鳥取県」推進の趣旨に賛同し、その実現に向けて新たなチャレンジを行う事業者を登録対象とする。 1 販売店 県産品の販売、PRに力を入れること 2 飲食店、旅館・ホテル 料理メニュー等に積極的に県産品を活用し、その良さをPRすること 3 生産者、食品製造業者 県産品の生産あるいは県産農林水産物を原材料に使用した加工食品の製造を行うことに加え、積極的に県産品の良さについての情報発信を行うこと 4 前各号に該当しない企業、法人、団体等 「食パラダイス鳥取県」推進のために自ら取り組み、又は応援すること ※参考URL： https://www.pref.tottori.lg.jp/311299.htm
ふるさと認証食品	県内の工場で製造され、食品添加物を使用していない又は品質を保持するため必要最小限度としている、次に掲げるいずれかのもの。 1 調味料を除き、商品を代表する原材料は鳥取県産の農林水産物であること 2 地域に古くから伝わる伝統的な製造方法を用いて作られている加工食品 3 県独自の新技术を用いて作られている加工食品 ※参考URL： http://www.pref.tottori.lg.jp/178533.htm
とっとり県産品「鳥取物がたり」	次に掲げるいずれかのもの。 1 県内において製造加工された産品 2 県外において製造加工された産品であって産品を特徴づける材料、技術等が県内で生産又は伝承されているもの。 ※参考URL： http://www.pref.tottori.lg.jp/item/852435.htm
「食パラダイス鳥取県」特産品コンクール	応募資格：鳥取県内に本店、支店その他の事業所を有する法人、組合、各種団体、グループ又は個人 応募要件：鳥取県産の農林水産物を主原料とした加工食品又は鳥取県産の農林水産物の特徴を活かした加工食品であること等(詳細はホームページをご覧ください。) ※参考URL： https://www.pref.tottori.lg.jp/178534.htm

問合せ先

鳥取県 農林水産部 市場開拓局 食パラダイス推進課
TEL:0857-26-7853、FAX:0857-21-0609

詳しくはこちら

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=192844>

名称

フェアいい鳥取もっと地産地消推進事業費補助金

施策概要

地産地消の推進とフェアプライスプロジェクトを同時展開し、県民の地元食材への関心や愛着を高め、適正価格への理解を深めるために行う取組を支援する。

○支援内容

事業実施主体	<p>(1)スーパー等、食品を取り扱う小売業を営む事業者等。ただし、原則として、以下の要件をすべて満たすこと。</p> <p>①県内事業者である法人又は個人事業主で、交付申請日前に営業を開始している者</p> <p>②交付申請日前に、農林水産物又は加工品を県内で営業する実店舗で販売している事業者</p> <p>③「食パラダイス鳥取県」アンバサダーに登録されている者又は交付申請と同時に「食パラダイス鳥取県」アンバサダー登録を申請している者</p> <p>※申請事業者は、もっと地産地消月間を含む事業実施期間中にポイント付与又はこれに相当する購入促進施策を行うこと。</p> <p>(2)その他、市場開拓局長が認める者</p>
補助率	補助対象経費の1/2
補助上限額	200千円/1事業者 ※年度内1回限り
申請先	食パラダイス鳥取県
補助対象経費	<p>9月1日から11月30日までの地産地消月間に、地産地消及びフェアプライスプロジェクトの浸透を図るために行う特設コーナーの設置等に係る以下の経費。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外注費 ・会場整備費 ・広告宣伝費等 <p>その他、本事業に必要な経費で、市場開拓局長が必要と認めるもの。</p>

問合せ先

鳥取県 農林水産部 市場開拓局 食パラダイス推進課
TEL: 0857-26-7853

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/305802.htm>

名称

学校や地域と連携した地産地消率向上支援事業

施策概要

学校や福祉施設等で提供される給食への県産食材使用率の維持・向上を図るため、市町村等が行う県産食材供給の仕組み作りや地域の食文化継承につながる活動等を支援します。

事業内容

補助対象事業	<p>学校や福祉施設等で提供される給食への県産食材使用率の維持・向上に係る以下の取組に要する経費を支援する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事業推進計画の策定、供給組織の代表者、学校等受給施設、市町村、県等の関係者で構成する推進会議の開催 2 農林水産物を学校給食等へ供給する組織の育成と活性化を支援する活動 3 供給可能な農産物の実証圃の設置 4 学校給食等への運搬体制の整備 5 県内の先進事例調査 6 農協等生産団体を含めての課題の検証、対策及びコストダウン等効率化の検討 7 JA、他市町村との連携による広域的供給体制の整備 8 地域の食文化継承につながる取組 9 その他目的達成に必要な事業 (ただし、1は必ず実施すること)
事業実施主体	<ol style="list-style-type: none"> 1 市町村(直接補助) 2 農業協同組合、農業法人、生産者グループ、「食パラダイス鳥取県」アンバサダー、私立幼稚園等設置者、福祉施設設置者等(市町村を通じた間接補助)
補助率	1/2
補助上限額	1,000千円 (原則、3事業年度を限度として補助する。)
補助対象経費	委託費、機械・装置、器具・備品等購入費、リース料、旅費、謝金、食糧費、会場借上料、消耗品費、借地料、試作材料費、サンプル費、検査料、パッケージ版下作成、PR用資材等

問合せ先

鳥取県 農林水産部 市場開拓局 食パラダイス推進課
TEL:0857-26-7853

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=178544>

名称

もうかる6次化・農商工連携支援事業（農商工連携型）

施策概要

農林漁業者と連携した（農商工連携）、県内農林水産物を原材料とする食品加工等の取組を支援します。

【支援内容】

- ・食品加工業者による農林漁業者と連携した食品加工等に必要な機械・施設整備の経費
- ・食品衛生法に基づく食肉処理業の営業許可証を取得し、ジビエ（シカ、イノシシなど狩猟の対象となり食用とする野生鳥獣、又はその肉）を主として扱っている事業者（以下、ジビエ事業者という）によるジビエの精肉・加工品等に必要な機械・施設整備の経費
（加工等に必要施設、機械整備（3万円以上のもの）の経費（ハード））
* 不動産（土地代及び建築物）の購入、土地基盤の整備は対象外

【補助率】

- ハード 1/3（県1/3、市町村任意）
※主な要件(2)に該当する事業は1/2を補助（県1/2、市町村任意）

【県の単年度補助限度額】

- 10,000千円
※主な要件(2)に該当する事業は、15,000千円

【主な要件】

- (1) 以下のア及びイの要件を満たす。
- 食品加工業者の場合
 - ア 補助金交付申請までに、原材料となる連携農林産物について仕入れ金額の50%以上を3年間、1戸以上の県内連携農林業者と安定的に取引する契約を締結する。水産物の場合は仕入れ金額の50%以上は県内の産地市場を経由する。
 - イ プランの目標年において、連携農林水産物はすべて県産となるよう努める。
（水産物にあつては、県内の産地市場を経由したものを含む）
 - ジビエ事業者の場合
 - ア 原材料となる解体処理場に搬入される野生鳥獣について、県内の狩猟者から概ね80%以上を搬入される。
 - イ プランの目標年において、鳥取県HACCP以上の基準適合施設として認定されることに努める。
- (2) 国際認証取得又は県外加工から県内加工への切り替えにかかる施設整備は、補助率を嵩上げる。

問合せ先

鳥取県農林水産部東部農林事務所 農商工連携チーム	TEL:0857-20-3654
鳥取県中部総合事務所 農林局 農商工連携チーム	TEL:0858-23-3164
鳥取県西部総合事務所 農林局 農商工連携チーム	TEL:0859-31-9768
鳥取県水産振興局水産振興課	TEL:0857-26-7317
鳥取県農林水産部市場開拓局食パラダイス推進課	TEL:0857-26-7807

詳しくはこちら

<http://www.pref.tottori.lg.jp/245964.htm>

名称

地域資源活用・農商工連携促進事業

施策概要

加工業者等を支援する団体等が行う、農商工連携・6次産業化取組事業者の商品企画や販路開拓の取組を支援します。

【支援内容】

補助対象	商工団体、地域商社、銀行等 加工事業者等の団体等	
対象経費	(1)	(2)
	農商工連携や6次産業化商品の企画・開発、ブラッシュアップ、販路開拓等に対する専門家派遣に係る経費(専門家の旅費・報償費)。 ● 自社製品のために自社に専門家を招へいする場合を除く。	農商工連携や6次産業化商品を扱う商談会等の開催に要する経費(出展料・使用料・賃借料・職員旅費・印刷費・委託費・消耗品費・送料)。 ● 事業実施主体の人件費及び食糧費、備品購入費を除く。
補助率	県10/10	県1/2
補助上限	1,000千円 ただし、(2)の事業の補助上限は500千円	

* 専門家派遣、商談会等の開催等両事業を実施する場合であっても、補助上限1,000千円とし、商談会等の開催等の補助率・補助上限は変わりません。

* 農商工連携等の商品に係る支援を対象とし、農林漁業者、農林水産業を営む法人、農漁協から原料を調達しないものは対象外とします。

【主な要件】

- 農商工連携や6次産業化の商品に係る支援とし、農商工連携の場合は、農林漁業者、農林水産業を営む法人、農漁協から原料を調達すること。
- 商談会・展示会については、取り扱う全商品数のうち農商工連携や6次産業化の商品数を概ね30%以上とすること。

問合せ先

鳥取県 農林水産部 市場開拓局食パラダイス推進課
TEL:0857-26-7807
FAX:0857-21-0609

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/291121.htm>

名称

とっとり企業支援ネットワーク

施策概要

鳥取県では、商工団体、金融機関等の関係機関が連携して中小企業者等の経営支援等を行う本県独自の体制「とっとり企業支援ネットワーク」を構成しています。連携して中小企業者等の事業の継続・成長に向けた取組を支援します。

1 支援の流れ

- (1) まずはご相談ください
最寄りの商工団体、金融機関、信用保証協会、産業支援機関へご相談・お申込みください。
- (2) 案件の事前協議
相談者の経営状況、課題、支援要望等をお伺いした上で、とっとり企業支援ネットワーク事務局(鳥取県経営サポートセンター)が支援の可否や方針を決定します。
- (3) キックオフ会議の開催
連携支援チームを構成し、具体的な支援策の協議やスケジュールの決定などを行います。
- (4) 連携支援チームが支援を行います
連携支援チームとの定期的な連携支援会議で進捗確認、計画の見直しの必要がないかチェックを行います。案件に応じてオブザーバー機関や他の専門機関と連携します。
- (5) 終了会議の開催、フォローアップ
支援終了を連携支援チームで確認・合意し、今後のフォローアップについての打合せを行います。支援終了後もモニタリングとして必要に応じた追加支援などのフォローアップを一定期間行います。

2 参加機関

区分	機関名
商工団体	鳥取商工会議所、倉吉商工会議所、米子商工会議所、境港商工会議所、鳥取県商工会連合会、鳥取県中小企業団体中央会
金融機関	山陰合同銀行、鳥取銀行、鳥根銀行、中国銀行、みずほ銀行、鳥取信用金庫、倉吉信用金庫、米子信用金庫、日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、鳥取県信用保証協会
産業支援機関	鳥取県産業技術センター、鳥取県産業振興機構
鳥取県	商工労働部企業支援課、鳥取県経営サポートセンター、中・西部総合事務所県民福祉局
オブザーバー機関	【国等の関係機関】 経済産業省中国経済産業局、財務省中国財務局鳥取財務事務所、中小企業基盤整備機構中国本部、日本貿易振興機構鳥取貿易情報センター、地域経済活性化支援機構、鳥取県中小企業活性化協議会、鳥取県事業承継・引継ぎ支援センター、鳥取県よろず支援拠点、とっとりプロフェッショナル人材戦略拠点、INPIT 鳥取県知財総合支援窓口 【士業関係団体】 鳥取県中小企業診断士協会、中国税理士会鳥取県支部連合会、日本公認会計士協会中国会山陰部会、鳥取県弁護士会、鳥取県行政書士会

問合せ先

鳥取県 商工労働部 企業支援課
TEL:0857-26-7217
FAX:0857-26-8078

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/tcsnw/>

名称

とっとり国際ビジネスセンター

施策概要

県、JETRO、境港貿易振興会等の支援機関と連携協力しながら、海外展開に取り組まれる県内企業の皆さまを伴走型で支援しています。まずはお気軽にご相談ください。

■海外ビジネス情報の提供

海外企業との取引は、国ごとに貿易規制や関税、市場性、商習慣、言語などが異なるため十分に理解することが必要です。

また、決済方法、契約手続き、輸出入手続きなども十分に対策を行う必要があります。

当センターでは、随時、コーディネーターが県内企業の皆さまからの相談に対応しています。

■海外展示会等への出展、取引先の発掘

当センターでは、県内企業の皆さまの海外展示会への出展や海外企業とのビジネスマッチングなどを支援しています。

- ・海外展示会への参加
- ・海外市場動向調査
- ・海外バイヤーの招へいによる商談会の開催
- ・国内での国際展示商談会への参加

■各種補助制度

当センターでは、県内企業の皆さまの海外展開の取組を支援するため、次のような補助制度を実施しています。

- ・海外ビジネス支援補助金
- ・海外展開専門的サポート事業支援補助金

問合せ先

公益財団法人 鳥取県産業振興機構 とっとり国際ビジネスセンター
(所在地: 〒684-0046 境港市竹内団地255-3)
TEL: 0859-30-3161 FAX: 0859-30-3162
電子メール: kaigaitoriton.or.jp

詳しくはこちら

<https://tottori-kaigai.com/>

名称

海外販路開拓活動同行支援事業

施策概要

県内企業が海外で行う海外販路開拓活動に係る交渉等に、(公財)鳥取県産業振興機構(以下「機構」と)とっとり国際ビジネスセンターの職員がアドバイザーとして同行し、事業者の海外展開を支援します。

海外販路開拓活動同行支援事業

下表の事業に、とっとり国際ビジネスセンター職員が同行支援をします。

業務区分	業務の内容	回数制限
商談仲介業務	現地で行う商談において、機構職員が開拓した商談先で事業者との面識がないなど、職員が間に入って、スムーズに商談を進めるために同行する。	同一商談先1回限り
販路拡大業務	特定の事業者の商談先ではあるが、取扱商品や事業がほかの県内事業者の利用に活用できるもので、特定の事業者が他の県内事業者に紹介することを了解の上で、職員が同行する。	同一商談先3回限り
事業連携業務	展示会参加に同行し、商談に立ち会うことでバイヤーのニーズ把握並びに当該分野に対する市場調査や新たなバイヤーの開拓など、とっとり国際ビジネスセンターの業務と連携して行う。	機構が必要と認めた回数
挑戦支援業務	展示会出展や現地商談など、これまで海外展開をしたことがなく、渡航や商談の進め方等に不安がある場合に、現地に精通している職員が同行し、支援する。	1業者に1回限り

費用負担

機構職員の同行に要する経費は機構が負担します。

同行可能期間

現地用務日数は、原則5日以内

問合せ先

公益財団法人 鳥取県産業振興機構 とっとり国際ビジネスセンター
TEL:0859-30-3161 FAX:0859-30-3162

詳しくはこちら

<https://www.tottori-kaigai.com/index.php?view=5078>

名称**鳥取県東南アジアビューロー****施策概要**

県内企業等の東南アジア地域における販路・受注拡大、観光客誘致、情報発信等を支援する現地拠点として、タイ・バンコクに「鳥取県東南アジアビューロー」を設置しています。
県内企業の皆様の東南アジアにおける拠点として活用いただけます。

現地拠点の概要

■名称 鳥取県東南アジアビューロー(Tottori-Southeast Asia Trade and Tourism Bureau)

■所在地 タイ王国バンコク

【東南アジア地域への展開を図る県内企業等の支援】

- ・東南アジア地域のビジネス情報、貿易関連法令情報の集積・分析、提供・現地での事業展開に関するアドバイス、現地事情のレクチャー
- ・タイ国内及び東南アジア地域における商談会及び産業・商品見本市展示会のアレンジ代理参加
- ・タイ、ベトナム、インドネシアでの会社設立手続き(法務、税務、物件情報等) など

【観光・食プロモーション支援】

- ・タイの観光旅行会社との連絡調整
- ・観光展出展、タイアップ広告等情報発信業務の支援
- ・チャーター便等の情報収集 など

【訪問団の受入れ支援】

- ・県が主催するミッション団又は県を通じて依頼する県内企業等の受入れに関するアレンジやアテンド

【ネットワーク形成支援】

- ・鳥取県とタイ政府、産業・商工・観光団体・大学等とのネットワーク形成

■利用対象

鳥取県内に拠点を有する企業、団体

■利用料金

無料(ただし、専門性の高い支援等の場合には別途実費が必要となる場合があります。)

問合せ先

鳥取県商工労働部通商物流課
TEL:0857-26-7660

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/224133.htm>

名称

きこえない・きこえにくい人への就労支援のための手話通訳等の派遣

施策概要

きこえない・きこえにくい人が採用面接、職場実習等をされる場合に、手話通訳者、要約筆記者等を派遣します。

きこえない・きこえにくい方が意思疎通支援(障害者総合支援法)の対象外となる採用面接、職場実習等に手話通訳者、要約筆記者等を派遣します。
手話通訳者の派遣を希望される場合には、障害者就業・生活支援センターへお問い合わせください。

(連絡先)

・障害者就業・生活支援センター しらはま
所在地 鳥取市伏野2259-17
TEL 0857-59-6060、FAX 0857-59-2022

・障害者就業・生活支援センター くらよし
所在地 倉吉市住吉町37-1
TEL 0858-23-8448、FAX 0858-23-8456

・障害者就業・生活支援センター しゅーと
所在地 米子市道笑町2-126-4 稲田地所第5ビル1階
TEL 0859-37-2140、FAX 0859-37-2140

問合せ先

鳥取県 商工労働部 雇用人材局 雇用・働き方政策課
TEL:0857-26-7693
FAX:0857-26-8169

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/99668.htm>

名称

「食パラダイス鳥取県」特産品コンクール

施策概要

県産農林水産物を主原料とした加工食品等で販売開始2年未満の商品を表彰し、県内外にPRします。

【応募要件】(予定)

次の基準を満たす商品とし、出品数は1事業者について1点以内

- 県産の農林水産物を主原料とした加工食品、県産農林水産物の特徴を活かした加工食品であること。
- 商品化又は改良(パッケージや内容量のみの変更等を除く)されてから2年未満であること。
- 食品表示法及び日本農林規格等に関する法律に定める「日本農林規格」、食品衛生法、健康増進法、医薬品、医療器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の関係規定に違反しないもの。
- 出品の際、変質又は破損しないもの。

【審査方法】

別に定める審査基準に基づき、品質、パッケージ、市場性等を審査
(審査日程は未定)

【表彰】

最優秀賞1点、優秀賞2点、優良賞

【その他】

- 出品物の搬入・搬出(発送)経費は、応募者の負担とする。
- 受賞商品は県のホームページで掲載する。また、BSSラジオ「食パラダイス鳥取探検隊が行く」、日本海新聞「食いたんぼう」で優先的に紹介する。

問合せ先

鳥取県 農林水産部 市場開拓局 食パラダイス推進課
TEL:0857-26-7853
FAX:0857-21-0609

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=178534>